

No. 149

2024年3月

法友

特集 辻村幸宏副会長に期待する

政策 われわれが当面する重要課題

—将来の司法、日本社会のために弁護士会が今行うべきこと—

幹事長挨拶

いよいよラストスパートです。…………… 令和5年度 法友倶楽部幹事長 中嶋 勝規 2

大阪弁護士会副会長挨拶

人生如白駒過隙—令和5年度を振り返って 令和5年度 大阪弁護士会副会長 川本 真聖 3

特集 辻村幸宏副会長に期待する

辻村幸宏です。皆様のお役に立てるよう頑張ります！…………… 辻村 幸宏 8

激励の言葉…………… 23

- | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 尾崎 雅俊 | 東出 強 | 玉岡 尚志 | 福田 健次 | 中井 洋恵 | 青木 佳史 |
| 若杉 洋一 | 岩本 朗 | 今田 晋一 | 越 直美 | 森野 有香 | 中村 真 |
| 山浦 美紀 | 高山 智行 | 角田 龍平 | 青木 佑馬 | 天井 友香 | 荒鹿 哲一 |
| 安藤 良平 | 池内清一郎 | 井崎 康孝 | 入江 祥大 | 入江 貴之 | 魚住 泰宏 |
| 大川 一夫 | 太田 健義 | 大橋さゆり | 大原 靖史 | 岡嶋 豊 | 奥村 雅美 |
| 尾島 史賢 | 桂 充弘 | 川崎 壽 | 川本 真聖 | 金 泰弘 | 木村 尚巧 |
| 小池 康弘 | 古閑世里菜 | 小坂谷 聡 | 小寺 陽平 | 小林 悠紀 | 小林 理絵 |
| 小松陽一郎 | 近藤 行弘 | 阪本 政敬 | 里村 洋平 | 清水 正憲 | 杉岡 正雄 |
| 薛 史愛 | 竹岡富美男 | 竹田 仁 | 田中 章弘 | 玉野まりこ | 塚崎 幸司 |
| 土谷 喜輝 | 徳村 初美 | 永井誠一郎 | 中嶋 勝規 | 中島 裕一 | 中原 明子 |
| 中村 吉男 | 西 信子 | 仁田 純佳 | 後岡 美帆 | 後岡 良知 | 橋口 玲 |
| 畑山 和幸 | 林 裕之 | 播磨 政明 | 一津屋香織 | 平井 信夫 | 深田 愛子 |
| 福原 哲晃 | 前田 春樹 | 増田 勝洋 | 増田 力 | 町野 達也 | 松木 俊明 |
| 水間 頼孝 | 満村 和宏 | 宮崎 誠司 | 村岡 悠子 | 森 直也 | 屋敷 名臣 |
| 藪根 壮一 | 山田 敬子 | 若林 正伸 | 脇田 俊宏 | | |

法友倶楽部「政策」

われわれが当面する重要課題—将来の司法、日本社会のために弁護士会が今行うべきこと…………… 48

節目を迎えて—弁護士登録10年、20年、40年、50年、60年の会員より…………… 81

- | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大原 健司 | 荒鹿 哲一 | 松村 猛 | 小林 俊康 | 井口喜久治 | 尾島 史賢 |
| 片岸 寿文 | 隅田 唯 | 瀧井 喜博 | 永井誠一郎 | 中島 裕一 | 中原明日香 |
| 早川 僚太 | 星野 峻三 | 森川 智子 | 横枕 真哉 | | |

令和6年度 法友倶楽部常任幹事自己紹介…………… 97

- | | | |
|----------------|------------|------------|
| 幹事長 井崎 康孝 | 副幹事長 尾島 史賢 | 副幹事長 小林 悠紀 |
| 副幹事長 原田 裕康 | 副幹事長 藤野 睦子 | 副幹事長 村岡 悠子 |
| 会計担当副幹事長 大原 靖史 | | |

令和6年度 ジュニア部代表幹事 就任のご挨拶…………… 前嶋幸子・三嶋隆子 101

大阪弁護士会 行事報告

令和6年 新年祝賀会・先進者顕彰会祝賀会が開催されました！	梁 沙織	102
若手会会派対抗ゴルフ7連覇！	永井誠一郎	103

法友倶楽部 行事報告

冬季定期総会のご報告	清水 諒	104
新年会兼当選祝賀会	永木 友雪	105
令和5年度 第3回HGC	福本 直哉	106

令和5年度 法友倶楽部内委員会 活動報告 107

企画委員会 大橋さゆり 広報委員会 辻村 幸宏 研修委員会・法曹交流委員会 本元 宏和
親睦委員会 塚崎 幸司

ジュニア部

令和5年度ジュニア部代表幹事 1年間ありがとうございました。	天井友香・町野達也	112
--------------------------------	-----------	-----

花の会近況報告

今年も積極的に活動しています	植田かおり	113
----------------	-------	-----

会派内同期交流会ご報告 114

徳村 初美 井崎 康孝 山田 敬子 古庄 俊哉
大原 靖史 植田かおり 竹田 仁 尾近 令奈

入会しました～よろしくお願ひします～ 117

糸瀬 法子 片岡 賢一 川田 祐之 瀬尾 諒子 中田 健一
深尾 知努 藤井 大志 藤川 直史 松井 勇樹

幹事会・総会議事録	122
-----------	-----

追 悼

同期・千本忠一さんとの思い出、千本さんの人生	植田 勝博	132
樺島正法先生を偲んで	太田小夜子	133
吉川実先生さようなら	川崎 裕子	134

編集後記 辻村幸宏 井崎康孝 田中章弘

いよいよラストスパートです。

令和5年度 法友倶楽部幹事長 中嶋 勝 規



新年早々、能登半島地震の発災がありました。お亡くなりになられた方の御冥福をお祈りすると共に、被災された方が一日も早く日常を取り戻されることを願います。

本年度執行部の任期も残り僅かとなりました。本年度執行部の目標として6つの会務執行方針を掲げましたが、我々執行部もラストスパートの時期となり、達成度合いの検証を行っています。継続的に取り組むべき課題については、本年度の課題も踏まえ、次期井崎執行部に引き継ぐ必要があります。とりわけ、弁護士会に多様かつ適切な人材を送り出すためには、継続的な取組を行うことは欠かせません。本年度も無事に辻村幸宏会員を次年度理事者として送り出すことが出来ました。理事者だけではなく、弁護士会の会務の中心を担う人材を様々な委員会に送り出していることを誇らしく思う半面、継続的に人材を輩出することの大変さも身にしみて感じております。例年次年度理事者を交え、数ヶ月で政策を練り上げますが、もう少し長期的かつ継続的な取組に出来るよう工夫が必要かもしれません。負担は増えますが……。

コロナ禍で減少したりアルのイベントは皆様のご協力・ご参加のお陰で着実に復活し、時間的場所的制約がある方のためにハイブリッドの余地は残しつつ、より充実したものになってきています。とはいえ、課題がない訳ではなく、幅広い世代間の交流の場として充実させることは、引き続いての課題であると感じております。

いよいよ裁判手続のIT化の本格実施が迫っており、待ったなしの状況です。弁護士会でも様々な取組がなされるでしょうが、会派だからこそ出来るサポートの在り方も考える必要があります。

年度中に全てが完全達成出来ているわけではありませんが、出来ることはやりきったといえるように、ラストスパート頑張ります。引き続きのご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

人生如白駒過隙—令和5年度を振り返って

令和5年度 大阪弁護士会副会長 川 本 真 聖^{なお まさ}



1 人生如白駒過隙

人生は白駒^{はっく げき}の隙を過ぐるが如し。『莊子』の中に出てくる文句です。人生は、白い馬が走り過ぎるのを戸の隙間から覗き見るようなもので、一瞬のことに過ぎないという意味であり、ゆえに人生をどう過ごすかという問いに繋がる言葉です。

法友倶楽部からご推薦いただき、また、法友倶楽部の先生方から、本当に暖かいご支援をいただきながら、副会長を務めさせていただいた1年。この1年は、私の人生の何十分の一のものですが、学び、気づき、出会い、非常に大きな期間になったと感じております。

2 活動

主に担当させていただきましたのは、刑事弁護委員会、刑事法制委員会、公益通報者支援委員会、公害対策・環境保全委員会、交通事故委員会、災害復興支援委員会、消費者保護委員会、法教育委員会、取調べ可視化・弁護人立会推進本部、貧困・生活再建問題対策本部、委員会活動可視化プロジェクトチーム、死刑廃止検討プロジェクトチーム、大阪弁護士会協同組合です。

市民の権利に直結する委員会が多く、もとより熱心に活動されている委員会ばかりですので、私としては、自分の想いを持ちながらも、委員の先生が活動しやすいように、また委員会のお考えをより良い形で実現できるお力になればという考えで過ごしました。その中で、いくつか印象的な取り組みをご報告します（各委員会、色々ありますが、紙幅の関係もあり、一部となることお詫びします）。

(1) 環境負荷軽減への取組

昨年8月、大阪弁護士会館で、「全国環境マネジメントシステム・サミット」が開催されました。これに先駆け、昨年度実施された「ECOアイデア大賞」の応募アイデアの内、可能なものを実現するというのが、委員会から私の方に寄せられた要望でした。環境負荷軽減

の必要性が標榜されるようになって久しいわけですが、当会・当業界では、まだまだ利便性や特別の必要性（「これは別」というような）を理由に、取組みとして、世間の常識から遅れているところがあるように思います。できるところから、少しずつ我慢し、協力する、というのが環境負荷軽減への第一歩だと思いますし、ましてや当会は、エコアクション21の認証・登録をし、SDGsへの賛同を表明しており、むしろ本来は、世間をリードする立場にあります。この様な観点から、①マイボトルの利用推奨呼びかけ（会館のドリンクサーバーで補給可能です）、②委員会における紙資料配布更なる節減のお願い、③地下レターケース室における棚置きチラシの廃止などに取り組みました。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしく願いいたします。

(2) 意見書・会長声明の発出

大阪弁護士会においては「特定複合観光施設区域整備計画認定に関する会長声明」「特殊詐欺被害の防止に向けた電気通信事業者の取組に関する会長談話」「共用部分に係る損害賠償請求の円滑化のための立法措置を求める意見書」「『詐欺的な定期購入商法』の被害に対応するための緊急法整備を求める意見書」（以上、消費者保護委員会関係）、「行政に対する司法のチェック機能を後退させた大阪高裁判決に抗議し、改めて生活保護基準引下げの見直しを求める会長声明」「物価の上昇に応じた最低賃金の引上げを求める会長声明」「『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』に基づく施策の実施にあたり、大阪府内における女性相談支援員の拡充等を求める意見書」「滞納者の生活再建を図る強制徴収公債権の管理のあり方について運用と制度の改善を求める意見書」（以上、貧困・生活再建問題対策本部関係）、「オンライン接見の実現を求める会長声明」（刑事弁護委員会関係）、「水俣病問題の全面解決を求める会長声明」（公害対策・環境保全委員会関係）、「令和6年能登半島地震についての会長談話」（災害復興支援委員会関係）の各発出に関与しました。その他、近弁連理事長声明、近弁連大会における宣言・決議にも関与しました。なお、残る任期で発出予定のものもあります。

意見書・声明は、それを発出するだけで何か変わるのかというお考えもあるかもしれませんが、しかし、現場を目の当たりにし、制度の矛盾をダイレクトに把握することのできる弁護士として、問題を整理し、制度改正の必要性を指摘する意見書・声明を発出することは、極

めて基本的で重要な活動だと思います。関与の度合いに濃淡はありましたが、担当副会長として、委員会の叡智と最先端の議論に触れ、その発出に関与させていただいたことは、大きな経験でした。

(3) 刑事弁護援助制度の規則整備

昨年3月開催の日弁連臨時総会で、罪に問われた障がい者等の刑事弁護の支援に関する新制度(①)が創設されました。また、同年12月開催の日弁連臨時総会で、謄写費用支援、鑑定費用支援、取調べ立会活動に対する報酬支援など、刑事弁護に関する複数の支援制度(②)が創設されました。これらの支援制度の多くは、単位会において制度を整備して所属会員に支援を行うと、日弁連から単位会に補填的に援助金が支払われるというものであり、大阪弁護士会においても制度整備を行う必要がありました。

しかるに当会においては、既に日弁連創設の新制度と重なる援助制度が存在し、その調整を図りつつ新制度の整備を行う必要がありました。当会の刑事弁護関係の援助制度は、相当複雑になっており、また複数の委員会が関与されていることもあり、制度の全容を把握するのも容易でない状況にありましたが、刑事弁護委員会をはじめとする関連委員会の先生方、職員の皆様のご協力で、上記①については昨年中にリリースし、上記②についてはなんとか次年度早々にリリースできる目途をつけることができたところです。

ただ、これらの作業の中で、刑事弁護関係の支援制度についての案内が分かりにくいこと、既に古くなっている規則が発見されるなどしました。これらは今年度残期間、あるいは次年度以降にご調整をいただくことになる見込みです。全ての会員に分かりやすい制度とその案内が重要だと考えております。

(4) 被災者支援としての法律相談

最後に、災害被災者の支援についてです。

まず、昨年6月、和歌山県海南市を中心に線状降水帯による豪雨被害が生じました。多数の住家被害が生じ、人的被害も生じました。和歌山弁護士会において被災地自治体の実施する法律相談会に弁護士の派遣をされることになりましたが、同会だけでの対応は困難であり、近弁連として応援に入ることになり、私は、近弁連災害対策委員会担当理事として、同委員会委員の方々と共に(委員長は、幸いにも中嶋幹事長でした)、この事業に関与させていただきました。近弁連所属単位会にて担当者を募集し(委員会所属を問わず)、17回の相談会に

延べ87名（午前・午後分けて計算）の方に参加いただきました。なお、その状況・成果は、本年2月3日に開催された第15回近弁連災害連続対策講座「令和5年和歌山における被災者支援活動と多職種の連携」にて報告されています（eラーニングにて配信されます）。

そして、本年1月1日、能登半島地震が発生しました。ご承知のとおり、沢山の方が被災し、沢山の人命が失われました。被災地である石川県、新潟県、富山県では、早期の段階から、各地単位会で、被災者向けの電話・現地相談を開始されましたが、現地単位会だけの対応に限界があることは明らかでした。近弁連では、被災地単位会からの応援要請に備えて態勢づくりを行い、その後日弁連を通じて要請を受け、日弁連の被災者相談ダイヤルの土曜・日曜の対応を引き受けることとなりました（平日は、東京三会で対応されます）。私は、近弁連事務局とともに、日弁連との調整役などいたしました。和歌山の被害相談への関与が、大きな経験になったと思っています。

ただ、大阪自体が被災した場合、より大きな働きを期待される大阪弁護士会副会長・近弁連担当理事は、単年度で交代することになります。今般の活動が、それまでの委員会の準備、過去の災害にあられた方々のお知恵に基づくものであったのと同様、私も相談支援で得たものを後任の担当副会長にお伝えしていくことが、与えられた責務と感じております。

(5) その他

以上の他、諸事情にてここにご紹介できない出来事、次年度執行部にお繋ぎするしかない重要事などもあります。しかし、いずれの出来事・問題についても、その所在に触れさせていただいたことは大きな財産であり、令和6年度以降も、一会員又は一委員として、微力ながら働きが出来れば幸せであろうと思っている次第です。

3 出会い

以上の活動は、当然のことですが、私一人で行ったものではありません。令和5年度執行部、委員会の先生方、法友倶楽部の先生方、弁護士会事務局の皆さん、それ以外に大阪弁護士会外の方々も、挙げればきりがありませんが、多くの方々と協働して行いえたものです。

また、それらの活動を通じて、多くの出会いもありました。新しく出会った方もおられますし、以前からのお知り合いの方ともより深い関係を持つことができました。大阪弁護士会の委員会はどこも非常に

熱心に活動されていますが、その叡智に触れることができたのも大きな経験でした。苦労も多い弁護士という職業ですが、様々な立場におられる方々と出会うことができることが、最大の魅力だと思っています。その意味では、色々な立場におられる方々と、真剣に議論し、事業に取り組むことのできた今年度は、それ自体が大きな財産となるものであったと感じています。

4 最後に

この原稿も終盤となり、一緒に取り組んだ先生方、事務局さんたちの顔を思い浮かべながら、若干感傷的になりかけましたが、まず、何より忘れてならないのは、私の任期はまだ2か月残っており（執筆は2月上旬）、常議員会を通さなければならない議案が少なくとも3つあるということです。能登半島地震相談支援の実施もこれからです。与えられた任期の一部でも、気を抜くことの無いよう、走り抜きたいと思います。

それと、これを読んでいただいた若手の先生方には、副会長業務をはじめとする会務に関心をもっていただき、積極的にご参加いただければこれに勝る喜びはありません。会派からご推薦いただく際に、「私は、平凡な人間、平凡な弁護士です」ということを申し上げました。そのような川本でも、何とか、この10か月を務めさせていただくことができました（あと2か月も大丈夫だと思いたいです）。そして、学び、気づき、出会い、多くの得るものがあったように思います。簡単に言いますと、やったらやったで結構面白いです。

人生は白駒^{はっく}の隙^{げき}を過ぐるが如し。冒頭にご紹介したこの言葉自体は、先ほどGoogle検索で見つけたものを格好良いなと思って書いたに過ぎません。ただ、この言葉になぞらえて言えば、この1年は私にとって非常に印象深い、白駒のお尻にハート形のあざを見つけるようなものになったのではないかと思います。

本当に最後になりましたが、ご推薦いただいた先生方、支援いただいた先生方、声をかけていただいた先生方、ご指導いただいた先生方、メールマガジンを読んでいただいた先生方、励ましていただいた先生方、一緒に事業に取り組ませていただいた先生方、皆様、本当にありがとうございました。心より、お礼申し上げます。

次年度以降も、今年度得たものを活かし、微力ながら、お役に立てればと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

特集

辻村幸宏 副会長に期待する

辻村幸宏です。

皆様のお役に立てるよう
頑張ります！

辻村幸宏 (55期)



第1 はじめに

私は、55期の辻村幸宏と申します。

この度、法友倶楽部のご推薦をいただき、令和6年度大阪弁護士会副会長に当選いたしました。この間の皆様のご支援に対し、心より感謝します。1年間、他の6名の副会長とともに、大砂会長を正しく補佐してまいります。どうぞ変わらぬご愛顧と叱咤激励をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、私の人となりというか、半生というか、これまでの歩みを披露させていただきますので、それ誰が興味あんねん！などと言わず、以後お見知りおきのほどよろしくお願いいたします。

第2 弁護士になるまで

1 幼少期～中学校

父親が保険会社勤務で転勤族だったため、転勤先で住んでいた鳥取市で昭和51年12月に生まれました。後に妹が生まれ、4人兄妹の3男坊になります。ちなみに、次兄（54期辻



赤ちゃん時代 かわいい😊

村和彦会員)も同じく鳥取市生まれです。2人とも鳥取県の出生率に貢献しているはずで

す。その後、大阪(吹田市)に引っ越し、幼稚園時代から小3までは徳島、小3から小5までは大阪(摂津市)、小6からは大阪(吹田市)と引っ越し、そこから先は兄たちの転校回避のため、父は単身赴任を選びました。子ども時代の代表的なできごとといえば、小3のころ、バース・掛布・岡田を擁する阪神が日本一となったことです。流行ったのは、ビックリマン、ミニ四駆、ファミコン(ドラクエ)、ドリフ(よりむしろカトちゃんケンちゃん)とひょうきん族でしょうか。小学6年生のころ、昭和から平成になり、中学時代に千代の富士が引退し、若貴時代に突入しました。

吹田市の西山田小学校を卒業し、そのまま西山田中学へと進みます。西山田中学校の後輩には、麒麟の田村くん(ちなみに、ホームレス中学生で有名となった「まきふん公園」は実家の目の前です)、近所に吹田市長の後藤さんが住んでいました(すなわち、ジャルジャル後藤くんの実家と辻村家をご近所さんだったのです)。

兄たちも成績は良かったこともあって、親には子を塾に行かせるという発想自体なく、私は、外で暗くなるまで友達と自転車で走り回ったり、公園で探偵やビー玉遊びをしたり、汚い川に入ったりして遊んだりする、ザ・昭和の少年でした。少年時代、夏休みには広島県三原市にある、大叔父と大叔母の家で妹と共に世話になり、2人に実の子のように可愛がってもらい、田舎の空気の中でリアル「ぼくのなつやすみ」を満喫していました。友達の家遊びに行くと、妙に友達の親に気に入られ、ご飯を食べていきなさいと言われ



ひょうきんもの!

るような子どもでした。家に帰れば、兄妹とテレビを囲んで笑いあい、スナック菓子の取り合いをするなど、庶民的な少年時代でした。

小学校時代、授業で習ったことは一回で覚えるタイプだったので成績は良かったのですが、多動気味で、先生からあてられもしないのに答えを言ったりしていたらしく、生活面は「がんばろう」がよくついていました。多動の子に、がんばろう、と言うのもどうなんでしょうね(むしろ「張り切るな」というべきでしょう)。兄貴が2人いることも影響してか、言葉への感度は高く、徳島時代から率先して周りを笑わせる人間でした。しかし、小3途中で笑いのメッカ大阪に引っ越した直後は、方言もネックになり、大阪の意地悪なスタイルの笑いについていけませんでした(それに徳島弁をいじられて大層傷つきました)。しかし、持ち前の吸収力で、徐々に関西の笑いにも適応し、いじられて返すプレイスタイルを身につけ、以後、ツッコミとしての才能を開花させていきます。

小学校6年時、引っ越しして日も浅いのに、担任の先生から児童会会長に出るように言われ、基礎票であるはずのクラスの生徒数

を割る得票数で落選。全くへこたれることなく、中学1年の後期には、1年生の分際で副会長に立候補して2年生の女子を破って当選しました（ただ、応援演説を担当した子が、他に褒めるところがなかったためか、私の定期テストの点数を持ち出しました。そのせいで、それまで友達と思っていたクラスメイトの子からトイレに呼び出され、「俺が何点やったか知ってるのか！」と脅される憂き目に遭います。いい点数をひけらかして彼の自尊心を傷つける格好になったわけです。私は「僕が言ったんじゃない」という弱い自己弁護しかできませんでした。この時、弁護士になろう、と志した…わけではありません）。三つ子の魂百までとはよく言ったもので、中学生から副会長人生が始まっていたわけでございます。

2 高校時代

中学校の学校内での成績はまずまずで、学区2番手の公立校である大阪府立千里高校に進学しました。千里高校には次兄も通っていて自由な校風だと知っていましたし、何より「家から近い」のが良かったのです（流川が翔北を選んだのと同じ理由）。兄弟が多いので、親にお金の負担をかけたくないと思い、どうせ受かっても行かないんだからと私立高校は受験せず、公立単願を選択しました（代わりに自転車を買ってもらいました）。結構なギャングラー気質です。それを許す親も親です。

中学時代は親しい友達に追随して入っただけのバスケット部に、今度は自ら選んで入りました。顧問の先生の人格と指導が素晴らしく、バスケットボールの競技としての魅力、チームスポーツの面白さに目覚めました。運動能力が低く、あまりうまくはなりませんでしたが、信用だけはあり、校内キャプテンという

対学校の関係での責任者に就きました。高校3年の最後の大会では、投票によりベンチメンバーに選ばれたものの、顧問に直談判し、「自分はプレイヤーとしては役に立たないのでアシスタントコーチ登録してもらってベンチから声を出して盛り上げたい、代わりに引退する3年生を試合ごとに交代でベンチに入れて欲しい」と申し入れました。顧問はこれを受け入れてくれましたが、20年以上経ってお会いしたときに「俺はお前を試合で使ってみたってんけどな」と言われ、バスケットをやってよかったと魂が救済された瞬間でした。

アルバイトは許可制であるにも関わらず、無断で近所のモスバーガーとマクドナルドでアルバイトをし、週2～3回、部活終わりで19時から22時までの3時間働いてお小遣いを稼いでいました。担任はそれを知りながら「お前は生活が乱れてないからかまわん」と大きな心で許してくれました。おおらかな高校です。

当時の千里高校は、割と斜からものを見るタイプの生徒が多く、若気の至りの青春謳歌感はありませんでしたが、周囲の友人は面白い奴ばかりで、楽しい日々を過ごせました。高校時代の友人には、Netflix「全裸監督」の脚本を務めた山田能龍くん、桂枝雀師匠の息子さんでミュージシャンの前田一史くんなど、割とエンタメ界で活躍している人がいます。

一浪して京大に行くことを考えていたので、予備校にも行かず独学でゆるゆる勉強していた高校3年の1月、阪神大震災が起きました。センター試験は振るわず、二次試験も模試で全然合格判定が出ていなかったのが想定通り浪人しましたが、3月には少しだけ

西宮で震災のボランティアなどをして過ごしました。

3 大学時代

のんびり一浪して京都大学法学部に入学しました。京大は全国から生徒が集まることもあってか、一回生は浮ついた空気があり、徐々に大学に行くのが面白くなっていきました。家で愚痴っていると、次兄から、「2回生から入れる法律相談部というのがある、きちんとしたところだから試しに行ってみてはどうか」とアドバイスされ、参加してみると、女性の先輩が優しく、男性の先輩が面白く、妙に居心地が良かったため居着いてしまい、おかげさまで3年間で100件超の相談を経験することができました。法律相談部の部員は知的な方も多く、真面目な相談活動がメインではありましたが、イベントも多く、夏合宿（4回生と2回生からなるチームを作り、4回生が事前に2回生に勉強会を開いて借地借家の法律知識を教え、本番では、3回生チームが相談者となってロールプレイし、2回生が答えるというもの。最下位になると最終日の宴会で芸を披露する羽目になります。私は初年度最下位、3回生・4回生は漫才やコントの指導者としてフル登板しました）、祇園祭の日に鴨川を下りながら踊る「川流れ」（正直、体を張る芸は嫌でした）、11月祭での「模擬裁判」（4回生がテーマを決めて全て自分たちで作ります。4回生時、裁判長の大役を務めました）、東大法律相談部と宴会芸と野球で対決する「東大交歓会」（割と嫌われていた2回生時、現在NTTでエリートサラリーマンになっている辰巳と「ダブルインパクト」というコンビ名で漫才



法律相談部の先輩・同期と（私は右後ろ）

の初舞台を踏み、ようやく市民権を獲得しました。我々を見出してくれたのが、高山智行先輩【一水会】でした。その後は漫才やコントのネタづくりや指導に明け暮れました）などなど、アホな行事が多く、そのアホな部分の多くを、坂本勝也（法曹公正会）と現在検事になっている角川とで担っておりました。

通常相談や出張相談の際には、OBの方がよく相談の後方支援をしてくださいました。滝井繁男先生、滝井朋子先生、斎藤ともよ先生、清水正憲先生などお越しになっており、学生時代はこのラインナップの贅沢さに気づきませんでした。弁護士になってみてとんでもない先生方と知り、なんとありがた



特別背任を華麗に裁く鼻糞裁判長

い経験をさせていただいたのだろうかと言われ、
締め切ります。

ゼミは、洲崎博史教授のゼミに2期生として
入りました。さすがに会社法の発表は真面
目にやりましたが、飲み会では割と失礼な絡
み方をしていました。でも、全て笑って許し
てくださるほんとに優しい先生でした。弁護
士になってから、会派広報誌で予備試験につ
いて特集したとき、当時法科大学院の長を務
めておられた洲崎先生にお話をお聞きしたい
とお願いしたところ、大変お忙しい身である
にもかかわらず気持ちよく応じてくださいま
した。

大学時代は、後に法曹として長い付き合い
になる先輩や友人、優れた教授や実務家と
の、よき出会いを沢山いただきました。

4 司法試験受験

遅まきながら大学3回生から司法試験の受
験勉強を始めました。司法試験予備校華やか
かなりし頃で、伊藤塾が主流でしたが、学費が
安かったのと、3回生から入門編に入るのが
カッコ悪かったので、主流でない予備校（辰
巳）の講座を受講しました。

塾講師や家庭教師は3回生までに辞め、1
日働いたら1万円もらえる掃除のバイトを時
々入れて予備校代や飲み代を稼ぎながら、丙
案が適用される限界の3年目には合格したい
なと思って勉強をしていました。4回生で初
めて択一試験を受験しましたが、得点は
29/60点で不合格。刑法の問題に至っては半
分くらいしか読めてないうちに試験時間が終
了となるほど不勉強でした。休学して臨んだ
2回目の挑戦で運良く論文試験に合格できま
した（刑法の2問目をほとんど書いておら
ず、本当に丙案のおかげで運良く合格でき
たことが後に成績開示で明らかになりました）。

論文試験後、意識の高い大学同期の上村くん
（今は裁判官）と今田晋一くん（法曹公正会）
と角川（既出かつ呼びすて）から誘われて口
述の勉強会をしていましたが、自分が受かる
わけないと思っていたので、あくまで3人に
協力する感覚でやっていました。論文試験合
格発表の日も、掃除のアルバイトを入れてお
り、バイト中に角川から電話がかかってき
て、私が「おう、今日やったっけ。受かった
んか？ おめでとう」と言うと、角川が「何
を言うてんねん、リーダー（私が周りに強い
ていた渾名）も受かるとるで」ということで、
慌ててその場でバイト先の社長に2週間ほど
のアルバイト予定のキャンセルをお願いし、
ドタバタの合格劇となりました。実はトータ
ル1ヶ月くらいしか憲法の勉強をしたことが
なかったため、絶対的に知識量が不足してお
り、口述試験（試験官は初宿教授）で「集会
の自由が問題となった裁判例あったよね？」
と聞かれ、「たしか岸和田あたりの……」と
答えると、笑いながら「惜しい！」と言って
通してくれました。

5 司法修習生時代

和光での3ヶ月の前期修習は、再度学生に
戻ったようで楽しいものでした。クラスメイ
トや教官との出会いは一生ものの宝となりま
した。昨年20周年記念の京都で集まった際
にも、教官たちはお元気で、変わらぬ愛情で接
してくださり、クラスメイトは立派にスピー
チできるように成長していました。改めてこ
の関係はとてありがたいものだと感じました。

実務修習は、兄が大阪就職を決めていたこ
とも影響してか、大阪や神戸などの上位希望
は通らず、六番目に書いた高松修習となりま
した。男性8人が2班に分かれての修習でし



修習20周年記念京都大会での55期7組（私は左端）

だが、検察修習中に2度ほど旅行があり、別で個人的にスキーに行ったりして、結構仲良くなれました。検察修習は楽しく、結構事件を担当させてもらい、刑事部長、次席、検事正と3つの決裁をプレゼンしていく緊張を味わえました。ある事件で懲役刑と罰金刑の併科の意見で決裁に臨み、刑事部長が私の判断をとりあえずよしとして決裁通してくれたのに、次席検事から「併科？ 量刑は被疑者の利益になるように検討しなさい」と言われてマジックで罰金の項目を消されたことをよく覚えています。弁護士になってみて、そりゃそうだなとつくづく思います。検察指導担当と検察教官から検察官はどうかとの勧めはありましたが、矯正や更生といったテーマには興味はありましたが、罪を犯した人を刑務所に入れるか否かをメインにする仕事には興味が持てず、弁護士志望のスタンスは崩しませんでした。

弁護修習の指導担当の先生は、大変優秀な先生でありながら讃岐弁でおだやかな話し方をされる方で、弁護士としてのモデルとなりました。

民裁修習では、駄洒落好きの民事部の部長にいい感じで話を合わせていたら、小ボケが

したい時には僕の机の横に立つようになり、「辻村くんみたいな人が裁判官になったらいいのに」とボソッと言われたことが印象に残っています（きっとコミュ力だけの話かと思います）。刑裁修習では、最若手の合田修習生とともに、被告人多数、証拠がロッカー丸々1つ分くらいある社会福祉法人の補助金詐欺事案を担当させられ、毎日夜遅くまで起案、それでも終わらないので休みの日まで裁判所に来て起案、修習最終日に部長の顔色を窺いながら判決起案を出し逃げするという苦い修習となりました。

なお、修習中、検察の指導担当の立会事務官の方が開いてくれた食事会で今の妻と知り合い、車でいろんなところに連れて行ってもらって沢山話しているうち、こんなに価値観が合い、かつ尊敬できる女性はいないと思います、実務修習終わりでプロポーズをして、弁護士になって半年後に結婚しました。

第3 弁護士になってから

1 小寺一矢法律事務所への就職

弁護士数名程度で個性が活かせる事務所への就職を希望し、いくつかの事務所の面接に

行きましたが、その中で、小寺一矢法律事務所とのご縁がありました。ミーハーな私は、小寺一矢先生（以下、単に「小寺先生」）にはじめて出会った瞬間、「痛快エブリデー出てはる人や！」と思って気楽になりました。そして、他の事務所での面接とは全く雰囲気異なる面接を受けました。今まで就職活動で訪問した事務所を訊かれ、私がそれぞれの事務所訪問時に受けた印象を話すと（修習生の分際で生意気すぎますね）、「だいたい合うとるわ」と言って嬉しそうにしておられました。こんな面接ありか、というくらい、話はそれくらいしかしておらず、リクルート担当をしていた廣瀬舞先生は、2人の相性を確かめるように、私と小寺先生の会話をにこやかに聞いておられるだけでした。

面接の後、廣瀬先生から長文で大変丁寧なメールをいただき、そこには、私の将来を慮りながらも、是非うちの事務所も就職先の候補に加えてくれないか、と書かれており、その真摯さに心を打たれました。当時、小寺事務所には50通近い履歴書が届いており、事務所のキャパとして全員と会うこと自体大変だったようで、廣瀬先生は、最初のメールのやりとりで私にピンときて、履歴書とは別に詳しい自己紹介を送るよう求め、その内容も気に入ってくれ、小寺先生のデスクの上に私の履歴書を一番上にして置いてくださったそうです。それで、小寺先生から「もうこいつでええな」という了解を取り付け、思惑どおり、私を採用することになったようです。

小寺先生との出会いは私にとって人生最大の縁だと思っていますが、その縁を華麗にアレンジしてくださった廣瀬先生との縁も、私の人生を大きく左右するものとなりました。

2 姉弁、廣瀬舞先生のこと

修習終了後の2002年10月、晴れて小寺一矢法律事務所に入所し、廣瀬先生の弟弁となりました。本当に素敵な姉弁で、大好きな先輩でした。めちゃくちゃ頭の回転が速く仕事ができるのに、バリバリのキャリアウーマンタイプではなく、困った方に寄り添うような、慈愛に満ち、人の気持ちへの深い配慮をされる方でした。華やかで天真爛漫な印象がありますが、非常に慎み深く、料理もとても上手な方でした。会派の天神祭船渡御イベントの際には、自ら参加者全員分のおしぼりタオルを購入して洗濯し、凍らせたものをクーラーボックスに詰め込んで持参する、敏腕執事めいたムーブをしていました。

廣瀬先生がお亡くなりになるまで2年10ヶ月、ほとんど毎日のようにランチをご一緒して、事件の話、プライベートな話をたくさんして（会話がほんとに楽しかったです）、英会話のグループレッスン、天神祭の花火を船で見る会など、いろんな場面に誘っていただけたことは、一生の思い出です。夜残って仕事をしている時など、お互いのブースの前に行っては、事件の方針やアイデアについて相談したりされたりしていました。妻が体調を崩したときにも労りを持って相談に乗ってくださいました。後輩にこれだけの情を持って接することは私には到底できないのですが、いただいただけでお返しできないのは申し訳ないので、私も少しでも廣瀬イズムを引き継いでいきたいと思っています。亡くなられる前、どんな文脈かは忘れましたが、「辻村くんいたら選挙勝てるかもね」と言っていただけたことが、その後の選挙の心の支えになりました。亡くなくても僕を支えてくれる言葉を遺す、最高の姉弁です。

3 大阪弁護士会会長選挙

廣瀬先生を喪ったまま、平成18年度大阪弁護士会会長選挙に臨みました。ボスの息子さんの小寺陽平先生（以下、「陽平先生」という）に岡山から戻ってきてもらって事務所を支えてもらい、私は仕事半分、選挙事務所半分というような生活に突入しました。

選挙事務所には、上の期の先生から若手までたくさんの人が訪れ、電話かけなどを熱心にやってくれました。会派の先生方には大変な負担を負わせてしまい、申し訳ない思いでしたが、私は、この選挙を通じて、年齢が上でも下でも弁護士同士意外にフラットにお話できるし、変に臆する必要はないんだ、という悟りに似た感覚を得ました。それから先は相手がどんな先生だろうがリスペクトはしてもビビることはなくなりました。この経験は弁護士人生にとって大変大きな糧になったと思います。

また、小寺先生の当選確定後、祝勝会に移動する前に、選挙事務所で陽平先生と二人で堅い握手を交わしたのですが、あの達成感はないかな味わえるものではないと思います。とはいえ、選挙はいろいろとしんどいもので、このご時世、選挙などするものではないですよ。

4 我が師、小寺一矢先生のこと

私の弁護士人生は、小寺一矢先生を抜きに語ることはできません。「法友137号」で追悼特集（たくさんの先生方から追悼文をいただきありがとうございます。私は、過去の「法友」バックナンバーをあたって小寺先生の書いた原稿を全部チェックして個人的な趣味で名言集をまとめるなど私利私欲の特集でした）を担当させていただきましたが、私自身は編集に徹し、小寺語りをしていなかった



2ショットは隠し撮りのこの1枚のみ

ので、ここでさせていただきます。小寺先生は、とにかく、男前で、粋で、教養があって、やんちゃで、真面目で、少し抜けていて、底抜けに深い愛情と優しさを持ったジェントルマンでした。親父のようでもあり、兄貴のようでもあり、時には聞き分けのない弟のようでもありました。

一緒に担当した事件では、起案の手直しを少しだけ鉛筆で書いたものを私のところに持ってきてくださるのですが（その手直しですら「感覚的なもんやけどな」と言っているも私に配慮してくださいました）、その一節を挿入すると、堅苦しい文章に柔らかさが出て内容もキリッとしまることが多く、感服しきりでした。ちょっと遠くの裁判所に行って帰ってきただけなのに、「ご苦労さん！」と必ず声をかけてくださったり、仕事でミスをしたときも一切責めることをせず、どうしたら挽回できるかを一緒に考えよう、と励ましてくださいました。私の結婚式では、主賓のスピーチに加え、歌って欲しいとお願いして最後に「新妻に捧げる歌」を美声で披露して盛り上げていただきました。

私の妻にも「あんたうちの奥さんになんか似とるなあ」と言って親しく話しかけてくださったり、私の子どもの名前を手帳に書いて生まれた日を覚えてくださったり。弁護士と

して、人間として、心から尊敬できる、大好きな師匠でした。普段の何気ない会話が本当に楽しく、人間に対する見方や社会問題への着眼点など、小寺先生から学ぶところは本当に多かったです。本当に優しい方で、担当していた事件で相手方から不当な告訴を受けたときも、私の父が亡くなったときも、さっと電話をかけてきてくれて「大丈夫か」と励ましてくれました（父が亡くなったときは、小寺先生も闘病中だったというのに、です）。惚れるしかないでしょう。

小寺先生とのお付き合いの中で、特に印象に残っている瞬間が3回あります。ひとつは、廣瀬先生が危篤になられているときに、普段夜は私を食事に誘うことはないのに、「ちょっと行こか」と誘ってくださったことです。お互い遣る場のない気持ちで過ごしていたので、近くの居酒屋で気を落として廣瀬先生のことを話していたのですが、なんとなくの流れで、小寺先生がご自身が若い頃の辛かった話をされたのです。中身は男同士の秘密ですが、そのお話を聞いて、小寺先生をさらに好きになったのです。もう一つは、田原先生のお葬式で偶然一緒になった時です。会場でも全然話すこともなかったのですが、申し合わせたわけでもないのに出てくるタイミングが一緒になり、なんとなく道中隣を歩いて、たぶん小寺先生もなんとなくそのまま帰りたくなかったんだらうと思うのです。急に「お茶でもしてくか」と誘われて京都駅の喫茶店でとりとめのないお話をしました。

帰りの電車が別だったので、小寺先生とホームでお別れして、電車内で座っている小寺先生に目をやると、帽子をとってあのはにかんだようないい笑顔で、「またな」という感じで挨拶をくれました。ホームで「かっこええなあ」と独りごちた私でした（たぶんこの頃から小寺先生ともいずれお別れすることになるだろうことに急に焦り出し、飲み会やスピーチをこっそり録音するという行動に出ます）。最後の機会は、お亡くなりになる直前に水間先生と病室にお邪魔したときです。そのときは普通に話ができ軽い冗談を言って笑っていたのですが、数日のうちに急変してしまい、お話できないままになってしまったのが辛かったです。

小寺先生が亡くなった後、ひよんなことで法テラス大阪の副所長をさせていただいたり、今度は副会長をさせていただくことになりましたが、これもきっと小寺先生のお導きなのだろうと思います。

それと、今回副会長になるにあたって、小寺事務所出身者のお力添えには心から感謝しています。水間先生、畑山先生、杉岡先生、陽平先生そして古閑先生は、法友の外でも中でも、折にふれ応援し支えてくださいまし



結婚式のチェキ「忍びうる者に勇氣あり」

た。小寺事務所やその出身の先生方が、故郷のように、今も昔もあたたかくそこに存在してくれていることにとっても勇気づけられ、癒されています。

5 ちょっとだけ仕事の話

(1) 全国初の期日間整理手続

2005年11月、小寺先生とともに担当していた刑事事件が全国初の期日間整理手続にかかりました。担当裁判官は、かの杉田宗久裁判官。公判前は知ってましたが、期日間って何？って言っている暇はなく、追っ付け追っ付け勉強して対応しました。結局、私が単独で対応することになったのですが、主張の切り口や事実の見立てが合ったのか、妙に杉田裁判官は弁護人に協力的で、検事に厳しい注文を出したり、保釈請求の際に助け舟を出してくれたりしました。私の担当した被告人が実際にやったことは実質的に幫助止まりなのに、共同正犯かつ主犯格にされていたのですが、最終的に、共同正犯にはなったものの関与が薄いと認められ、共犯者の中で唯一執行猶予判決をもらいました。後学のために判断のポイントを聞こうと裁判官室に行くと、「共同正犯にしてごめんね」と人懐こく謝られました。後日、小寺先生から「杉田さんがあんたを褒めてはったで」と間接的に褒めてもらいました。杉田裁判官とはその件でしかあたることはありませんでしたが、実務家として尊敬できる裁判官だなと感じる出会いとなりました。

(2) 緑のオーナー弁護士

国が、あたかも将来大きな資産になるかのように宣伝して国民に呼びかけて出資を募集した分収育林制度の被害救済のために結成された「緑のオーナー弁護士」に入れていただき（法友倶楽部の会員が多数弁護団員にいま

した）、被害者説明会から訴訟まで、経験させていただきました。

いわゆる弁護士活動は初めてでしたが、会議で法的論点について議論を尽くして分担して起案し、マスコミ対応や裁判対応をしていくプロセスは非常に刺激的で勉強になりました。契約時期により結果に明暗が分かれてしまいましたが、国の説明義務違反を認めさせることができ、一定の被害救済が実現できたことは成果であったと思います。

6 委員会活動等

法友倶楽部の過去の副会長の方々に比べ、委員会活動を深く掘っていないところが私のウィークポイントです。

ただ、登録当初から、高齢者障害者総合支援センター（ひまわり）に入り、電話相談SVや成年後見人の推薦チーム、高齢者障害者虐待アドバイザーなどの実務は比較的頑張ってきたと言えるかもしれません。また、広報委員会では、インタビューなどにちょこちょこ参加させていただき、いい経験をさせていただきました。

2023年度は常議員会副議長という大役を仰せつかり、と言っても、常議員会中は完璧な采配を振るう尾崎議長の横に座っていただけですが、事前事後に議事を確認し、調査小委員会の編成をし、と、通年で割と忙しかったように思います。最新の会務をつかむことができ勉強になりました。

第4 法友倶楽部

1 ジュニア部、ジュニア旅行

法友倶楽部のジュニア部に入り、入会の年に行った香港、次の年に行った指宿が印象に残っています。香港では、代表幹事の魚住先

生、姉弁の廣瀬先生、2期上の林裕之先生らと美味しい料理を食べ、ペニンシュラのバーで他のお客さんと拙い英語で話し、とても楽しい夜になりました。林先生が、着ていたTシャツの柄（メロン）を指差し、「This is watermelon!」と何度も嬉しそうに言っていたのがあまりに馬鹿馬鹿し過ぎて今でも記憶に残っています。指宿には、妻を連れて行くという勝手なことをしましたが、後にも先にもそんなことした人はいないと思います。当時のジュニア部の皆様のご配慮にはずっと感謝しています。

2011年度、ジュニア部の代表幹事も務めさせていただき、共同代表の56期山田敬子さんと会計幹事の62期薛史愛さんにはがつつり支えていただきました。代表幹事時代には、新64期を中心に新入会員を迎え、結構かわいかりましたが、そのため、恥ずかしげもなく「辻村チルドレン」などと自称する方がおります。私が言わせているわけではありませんので念のため。

それはさておき、ジュニア部は先輩も10年目までで若いので、仕事の悩みから馬鹿話まで気兼ねなくできて、事務所で仕事だけしては味わえないコミュニケーションができますし、合法的に息抜きができる場として、楽しいものでした。法友倶楽部の活動の原動力ともいえますし、今後もジュニア部が盛り上がって行って欲しいと思います。

2 3度の執行部を経て

2013年には近藤行弘幹事長、2018年には宮崎誠司幹事長、2022年には森直也幹事長のもとで、副幹事長を務めました。どの幹事長も私にとって大事なボスとなりました。3回も副幹事長をするのは珍しいのかもしれませんが、会派っ子なもので、頼まれると引き受け



美味しいものを戴く2022年度森執行部

てしまいます。でも、おかげで、会派の行事ごとや決まりのようなこともわかるようになりましたし、常議員も何度かさせていただいたことで弁護士会のやっていることにも興味が湧きましたし、会員の名前と顔もかなり覚えることができました。

これまで、何人もの先輩方の副会長就任や当選祝賀会を見送ってきましたが、いざ自分がその立場に置かれてみて、会派の力、先輩後輩のあたたかさをより強く感じるようになりましたし、安心できるホームグラウンドなんだな、ということにあらためて気づくことができました。

これから入る若い法友倶楽部会員にも、会派の良さを伝えられるようになりたいと思います。

第5 弁護士業務外の活動

弁護士業務はごく平凡に行ってきましたが、思えば、人から勧められたり請われたりして、弁護士の本来業務からやや離れた、登録当初は思いもしなかったような仕事や役割をたくさんやってきました。流れに身を任せてきただけですが、振り返れば、それら全てが自分の血肉となり、今の自分を形づくっているように思います。

1 民事調停官

廣瀬先生の同期の柏木先生や河原田先生が非常勤裁判官をやっておられ、その魅力を語っておられた影響と、一方の代理人としての関与でなく解決にコミットしてみたいという思いが湧いてきたことから、第7期（2009年任官）の非常勤裁判官に応募しました。実際、採用されるかどうかはわからなかったですし、非常勤裁判官に家事調停官と民事調停官があることすら把握していませんでした。私が申し込んだ時は家事調停官の空きがなく、しかも、地裁第10民事部（10民、建築・調停部）に配属されることになり、初めて、調停って簡易裁判所だけのものじゃないんだ、と気づく体たらくでした。ボスの小寺一矢先生には、採用となってから報告するという暴挙でしたが、いい経験になるということで喜んで受け入れてくださいました。

10民で最初にお仕えしたのは林圭介部長で、面接後に廊下を歩いている時から「辻村ちゃん」と呼んでくれるなど、週1回勤務でも同僚として受け入れ、常に溶け込みやすいように配慮してくださいました。その後、掛斐部長、本多部長、徳岡部長と4人の部長のお世話になりましたが、いずれも人格に優れた方ばかりで、執務中も飲み会でもよく話してくださいました。10民の他の裁判官も感じのよい方ばかりで、事件処理のためのブレストミーティングに付き合ってくれたり、惜しみなく知識経験を教示してくれたり、逆に、和解時の代理人の心理や感覚については私に質問してくれたり、法曹同士互いに親しみとリスペクトを持ってコミュニケーションができました。建築士等専門家の方の知見を理解できる程度に知識を身につけることもでき、また、専門家の方との繋がりも生まれ、本当に実りの多い4年間となりました。

2 社外監査役

10年務めた小寺一矢法律事務所を独立する際、小寺先生が長らく務めておられた株式会社マンダムの社外監査役の後任として推薦いただき、2013年から2期8年間務めさせていただきました。

就任当時まだ30代後半で、上場企業の監査役など務まる力量は到底ありませんし、他の社外役員は名だたる企業の役員経験者ばかりで恐縮しきりでしたが、弁護士として是々非々の議論を求められていると考えて怖いもの知らずで意見を言うようにしました。マンダムは非常に自由でおおらかな社内風土があり、経営層は社外役員の意見に真摯に耳を傾けてくれましたので、私も経営会議や取締役会で好きに意見させていただいたり、コンプライアンスや内部統制についての勉強会をさせてもらったりもしました。マンダムは健全な経営をしながらも、チャレンジングな開発やマーケティングを行っており、社員も真面目でエネルギッシュな方が多く、役員同士はもちろん海外子会社代表者も含めた飲食やコミュニケーションも本当に楽しいものでした。企業に入ったことのない私にとって、愛社精神というものが心に生まれる貴重な経験となりました。毎月BSやPLを読み込み、海外往査や工場の監査を行うなど、弁護士として企業に中から関われる経験を持てたことは非常に大きな財産になったと思います。機会があれば、また社外役員をやってみたいものです。

3 コーチング

弁護士2年目あたりに、弁護士協同組合の研修で、コーチング講座を受けました。その頃、私も57期の後輩を迎えることになっており、自己流ではなく、きちんと後輩の指導法

のようなものを学ばねばと思い、受講したのです。研修のあと、講師の方から、研修への取り組み姿勢を評価いただき「コーチに向いている」と言われ、コーチングの書籍をプレゼントされました。

それがきっかけでコーチ21（現在のコーチ・エイ。企業内弁護士で有名な片岡詳子弁護士が取締役を務めておられます）の提供するコーチ養成プログラム（CTP）を受講し、2010年に（一財）生涯学習開発財団認定コーチを取得し、2023年には同認定マスターコーチを取得しました。

依頼者との相談、相手方との交渉、事務局のマネージングなど、さまざまなシチュエーションでコーチングスキルを活かして仕事をさせていただいていますが、2023年度には大阪弁護士会の管理職研修の講師としてコーチング研修を行わせていただく機会を得ました。次年度は実際に弁護士会職員の方とのコミュニケーションの場面で活かしていけたらと思っています。

4 PTA会長から教育委員へ

妻が低血圧で朝体調がすぐれないため、子ども3人の幼稚園の送りとお弁当作りを2年×3回の合計6年間担当しました（最後のお弁当を食べた後の空箱に、息子から「2年間お弁当ありがとう。おいしかったよ」の手紙がついており号泣しました。東京ガスのCM観るたびリンクして泣けます）。幼稚園のパパで構成されるソフトボールチームに人数合わせで参加したところ、パパ友たちと打ち解け、弱小チームながら奇跡の勝利を味わったりして、飲み会やら何やら楽しく交流しました。その延長で、息子が年長さんの時に幼稚園の育成会会長を務め、幼稚園まつりや餅つきなど、かわいい園児たちと触れ合う最高の

機会をもらいました。また、市のPTA協議会に参加して各学校園のPTA会長と知り合い、地域と子どもたちの成長を願う熱いお父ちゃんたちと楽しく交流する機会を得ました。

そうこうしていると、長女が中学校2年生を迎えたときに中学校のPTA会長を務めることになりました。いろんなことがありましたが、校長との信頼関係をもとに学校にコミットできましたし、卒業式には心からのほなむけの言葉を送らせていただき、充実した1年間の会長生活でした。

2度もPTA会長をやっていると不思議なご縁もあるもので、前任の教育委員の方（弁護士）が退任される際、私を後任として推薦してくれ、2022年、池田市の教育委員をさせていただくことになりました。子どもたちが学べる環境づくり、人材育成、生涯学習といったテーマにもともと興味がありましたので、いい機会を与えていただけたことに感謝しています。月1回、委員会に参加し、さまざまな議題について審議するのがメインですが、その他にも、学校行事に参加したり、教科書選定をしたり、総合教育会議という場で市長と議論したり、行政の中で、弁護士としての知見を活かして働くことの意義を感じて



2022年 教育委員就任 瀧澤市長と

います。

5 ポッドキャスト・ラジオ

現在は京都弁護士会におられる60期の角田龍平弁護士と仲良くなり、オールナイトニッポンへの返り咲きを狙って始めたポッドキャスト（WEBやスマホで聞ける音声コンテンツ）「角田龍平のオールナイトニッポンPodcast」に、2013年ころ、聴き手として協力することになりました。同じ頃、角田さんと塚崎幸司さんとともにUSTREAMという生配信ができるプラットフォームで『ベントーク』という、弁護士3人組でなんでもない話をする番組（一応、弁護士を身近に知ってもらおうという広報的な意味づけはあり）も始めました（ずいぶん休止中。ちなみに岡口基一さんは貴重な視聴者の一人で、筋トレ中に聴いてくださっていたそうです）。

USTREAMやポッドキャストの配信の仕組を勉強し、ミキサーやマイクなどの機材も用意し、録音した音源を編集してアップし、Twitterで告知してリスナーを増やす、というようなよくわからないことにも独学で取り組みました。実は今でもこっそりコーチングのポッドキャストを一人でやったり、KBS京都ラジオで角田さんが持っているレギュラー番組「角田龍平の蛤御門のヘン」に聴き手として不定期で出たりもしています。

6 M-1グランプリ予選

2022年夏、息子との思い出作りのためにM-1グランプリの予選にエントリーしました。息子は歌やダンスが好きなので、人前で何かを演じる経験を積ませたいと思い、自分が一緒にできるものとなればこれかなと思っ



2023年 KBS京都でのラジオ収録

たのです。やるからには、弁護士の親父と中学1年生というパーソナルな面からかけ離れたこと（A：コンビニ店員やるわ B：ウィーン……みたいなこと）はしたくないと思い、属性から離れないしゃべくり漫才を作りました。息子は、校則至上主義の一方で刑法には触れまくる中学生を演じきり、親父は弁護士として犯罪を犯していることを指摘し、どうか反省を引き出し改心させます。ところが息子が「最後にひとつ聞きたいねんけど、ほく13歳やから何しても犯罪にはならないよね？」と、どっちらけになるオチ。なかなか手の込んだネタです。しかし、結果は時間オ



2024年は一緒に出てくれるかな？

ーバーで最後のツッコミがかき消され、当然1回戦敗退。2023年は中二病をテーマにしたネタを作るも、準備の時間も練習も不足し、満足いく形にならないまま1回戦敗退。

しかし、2000円の参加費で、台本を作り、練習し、見ず知らずの観客に笑ってもらったり、舞台に立つ経験をできるのは大きなプラスになります。息子が嫌がらなければ、中学生ラストイヤーとなる2024年も出てみたいと思います。

第6 副会長として

以上、私の半生をつらつらと書かせていただきました。長い！という苦情が今にも私の耳に届きそうです。

2002年10月から小寺先生と廣瀬先生にくっついて入れてもらった法友倶楽部で21年お世話になり、皆様のご推薦のおかげで副会長に押し上げていただき、政策部会の皆様のおか

げで弁護士・弁護士会の抱える課題や取り組むべき施策について勉強させていただきました。会務経験の不足は、とにかく愚直に首を突っ込んで情報を収集すること、当該分野に詳しい法友倶楽部の会員の方にご相談することで追いついていきたいと思います。

今後老若男女問わずいろんな方が副会長に出られるようにしなければなりませんので、苦しい顔を見せず、1人事務所でも、通常業務にあたりながらも、副会長をやり上げることができるじゃん！と思ってもらえるように、ちょうどいい塩梅を目指していきたいと思います。市民のために役立つ弁護士会、会員のためになる弁護士会を実現すべく、人の話に虚心坦懐に耳を傾けつつ、でも自分らしさも失わず、1年間頑張ります。もちろん、我が身の健康と家族も疎かにしないようにせなあきませんね。

皆様、隅から隅までずずいーっと、ますますのご支援をお願いします。



2019年 事務員さんの結婚式にて妻と。
この方の支えなしには生きていけません！

激励の言葉

多数のメッセージをありがとうございました。
掲載は、会派外の方から期順に、続いて会派内の方は
五十音順に、敬称略とさせていただきました。

辻村幸宏先生のご活躍を期待しています。

尾崎 雅俊 (一水会・34期)

辻村幸宏先生のごことは、弁護士会においていろいろな場面での活躍ぶりに接し、かねてより頼もしく感じておりました。最近では、司法修習委員会や広報委員会でご一緒し、後者では私が主担当となったインタビュー取材及び記事原稿の編集・校正にあたり的確なサポートをして頂きましたし、今年度は、常議員会の副議長として、議長である私をしっかりサポートして頂いています。このようなお付き合いを通じて、私は、辻村先生の自由な発想力や正義感に裏付けられた鋭い分析力、精力的かつスピーディーな事務処理能力を高く評価するとともに、その愛すべきキャラクターにいつも癒やされています。

辻村先生には、副会長として大いに活躍されることを心より期待しています。

法テラスとの連携の要として期待！

東出 強 (一水会・34期)

私は、福原哲晃前所長の後を受けて、法テラス大阪の所長を務めさせていただいております。辻村さんには、令和2年12月から副会長に就任される直前まで法テラス大阪の総務担当副所長としてご活躍いただきました。言うまでもなく、法テラスは弁護士会との連携やそのご支援なしには一日も活動できません。辻村さんは、的確なバランス感覚の持ち主で、迅速かつ堅実な実務能力によって、与えられた職務を全うしてくれました。おちゃらけたキャラのよう

に見えて、なかなか細かい点にも行き届いた配慮をしていただいて、大いに助けられました。辻村さんには、法テラスの内情を十分に理解していただいている副会長として、法テラスとの緊密な連携関係の維持増進における弁護士会側の要として、存分に手腕を発揮され、法テラスの適切な利用促進と発展のためにご活躍いただけるよう大いに期待しています。

辻村幸宏副会長に期待し応援します。

玉岡 尚志 (元司法研修所検察教官・35期)

辻村先生、大阪弁護士会副会長に御就任おめでとうございます。20数年前、司法研修所の自己紹介で一気にクラス全員の心をつかみ、あっという間に人気者となって、クラスのまとめ役を担われました。たくまぬユーモアと話術、気配りと面倒見の良さ、敵をつくらぬ包容力は、その後も変わることなく、昨年の55期20周年記念大会でも見事に幹事役を果たされ、参加者から感謝され、喝采を博されました。弁護士経験の短い私ではありますが、このような辻村先生が、弁護士会副会長として、その能力を発揮されることは間違いないと確信し、大いに期待し応援する次第です。

今のままでいてほしい

福田 健次 (春秋会・36期)

場面はよく覚えていませんが、ほんとうに辻村君とは会務でも会務外でも、いろんなところでよくお会いしてきました。その印象はひとことと言うと「ずけずけとものを言う」楽しい弁

護士。この表現はあまりよくないかもしれませんが、「指摘などが遠慮なく手厳しいさま」という訳をつければ納得していただけるでしょう。私は、辻村君から言われっ放しでしたが、ありがたい意見でした。

副会長になられて、この印象が消えてしまうのは悲しいこと。ぜひ、今のままの辻村君でほしい。そして、役員間でも、齒に衣を着せぬ意見をどしどし言い続けてほしいというのが私からのお願いです。

大いに力を発揮することを期待しています。

満を持しての登場、活躍を期待しています。法律相談センターをよろしく！

中井 洋恵 (春秋会・40期)

辻村先生とは法テラス大阪で総務の副所長をご一緒にさせて頂きました。見た目は陽気なところが目立ちますが、強い芯を持った方であると思います。その先生が次年度は法律相談センター運営委員会の担当になられるとのこと。センターは、弁護士の本来業務であり、市民との最前線であり、若手支援の要ですので、弁護士会の非常に重要な部門です。その部門の活性化が喫緊の課題の中で、今年度は色々な所に出ていくなどの広報を考えておりますので、先生の持ち前の行動力と新しい発想力できっとご活躍いただけると期待しております。

辻村さん、期待しています！

青木 佳史 (春秋会・41期)

辻村さんとは、辻村さんが弁護士登録からすぐに参加いただいた「ひまわり」(高齢者・障害者総合支援センター)運営委員会で活発な活動をしていただいたご縁になります。

ひまわりでは、高齢者・障害者虐待対応として、大阪府や各市町村の要請でケース会議にアドバイザーを派遣していますが、辻村さんには

助言者として行政担当者の背中をおして積極的に救済に動くような働きかけをしていただき、行政職員からも福祉関係者からも大変頼りにされてきました。また、長年、各市町村の「高齢者・障害者のための権利擁護相談」の担当者として、家族のそれぞれが問題を抱える世帯のケースや、ご本人の判断能力の見極めが難しく意向がその都度変って支援者が対応に苦労しているケースなどについて、支援者と何度も一緒に自宅へ相談に出かけて寄り添いながら、理屈は難しくても何とか打開しようという姿勢で臨まれてきました。

辻村先生の困っている以上なんとかしなければという熱い思い、フットワーク軽く形を気せずに入っていく人なつつこい人柄、自ら先頭で人を引っ張る姿勢(選挙公報の所信にある「お役立ちの精神で」そのものですね)は、大阪弁護士会の副会長としての職務にも大いに活かされることでしょうし、今の副会長に求められていることでもあると思います。総合法律相談センターを始め様々な分野で大阪弁護士会の会務をリードしていただけることを大いに期待しております。一年間どうぞよろしくお願ひします。

愛されるにはワケがある

若杉 洋一 (一水会・46期)

辻村さんは人気者。それにはワケがある。弁護士会で、民事訴訟法の施行20周年を記念する企画をしたとき、若い人を取りまとめて、周到に準備してくれた。弁護士会の職員人事委員会では面倒なりサーチを引き受けてくれた。能力が高いだけでなく、努力を厭わない。もうだいぶ前のこと、日弁連の会長選挙の準備中、何かの情報の取扱いについて紛糾した際、正しく指摘した。関係者に十分配慮した丁寧な言葉でなされたので、みんなが納得。青森では酸ヶ湯温泉に付き合ってくれたし、旭川では有名な居酒屋に誘ってくれた。愛されるワケだ。そのキャ

ラを生かして良い副会長になってください。応援しています。

応援しています

岩本 朗 (春秋会・47期)

辻村さんとは以前から面識はありましたが、親しく話をさせてもらうようになったのは今年度私が法テラス大阪地方事務所の副所長になってからです。期は辻村さんが下ですが、私にとっては先輩の副所長、所管も同じ総務担当だったので、わからないことを教えてもらうなどしました。ひとりで事務所をしておられるので、副会長業務との両立には苦労もあると思いますが、どんな場面でも持ち前のユーモアと笑顔を忘れないで頑張ってください。副会長として法テラスを担当されるはずであり、来年度はカウンターパートとして向き合うことになりませんが、弁護士会と法テラスのよりよい連携のために一緒に努力していきたいと思っています。

辻村さんをよろしく申し上げます

今田 晋一 (法曹公会会・55期)

辻村さんとは京都大学の法律相談部で一緒になって以来、修習同期で大阪弁護士会に登録したので、人生の半分以上を共に過ごしてきたこととなります。

法律相談部では、いつも相談者に寄り添って親身に相談を受けていました。また、何の役職にも就いてないのに「リーダー」と呼ばれて、先輩からも後輩からも慕われていました。司法試験前には「貧乏答練」と称して先に合格した先輩から論文試験の手解きを受け、自分が合格した後は熱心に後輩を指導していました。

そんな彼が大阪弁護士会の副会長になることは、自分のことのように嬉しく、友人として誇らしく思います。困った人を放っておかず、無理をしても人のためにやってしまう性分なので、

どうか体に気を付けて、1年間の任期を全うしてもらいたいと思います。

辻村先生に期待します

越 直美 (第二東京弁護士会・55期)

大阪弁護士会副会長ご当選、誠におめでとうございます。辻村先生とは修習同期です。辻村先生は、昔からとても優秀で、信頼性とユーモアに溢れた方でした。人の気持ちが分かる深い洞察力で、常に物事の本質を捉えてこられました。

私は、大津市長の折、大阪弁護士会の先生方に大変お世話になりました。行政連携センターを中心に、大阪のみならず、関西一円の自治体を応援してくださっていることに感謝申し上げます。辻村先生が副会長に就任され、持ち前の情に厚い利他の心で、大阪弁護士会の様々なお取り組みが更に前へ進むことを期待しております。辻村先生のご活躍と大阪弁護士会の発展を心から祈念申し上げます。

辻村先生 応援しています！

森野 有香 (滋賀弁護士会・55期)

法友倶楽部の皆様、こんにちは。ご無沙汰しております。私は、辻村先生と修習同期で、法友倶楽部に入会させて頂いたことがご縁の始まりでした。私は、平成18年1月、地元・滋賀弁護士会へ登録替えしましたが、辻村先生は、小寺一矢先生の選挙の対応や、廣瀬先生亡き後の事務所を立派に守られた後、独立されたと聞いています。

辻村先生は、とても人懐っこく、話しているうちにふっと人の懐に入ってきて、寄り添ってください、とても優しい先生です。また、繊細な気遣いができ、鋭い視点で物事の本質に迫ることのできる、頼もしい先生です。

滋賀会に比べて激務だと思いますが、辻村先

生らしく、1年間頑張ってください。滋賀から応援しています。

辻村先生、応援しています！

中村 真（兵庫県弁護士会・56期）

辻村幸宏先生、副会長ご当選、誠におめでとうございます。辻村先生とは、法友倶楽部のイベントでお会いして以来、公私、SNSなどでかれこれ10年近く仲良くいただいています。私にとっては「隣の会の頼れるお兄さん」で、私が民事調停官になった際には、ご自身の調停官のご経験や大阪での取り組みなどを惜しみなく教えていただき、大変参考になりました。辻村先生は、お忙しい中、刑事、民事、家事問わず精力的に仕事をこなす傍ら、家庭人としても良き夫、良き父であり、常々そうありたいと私が思う弁護士像を体現されています。大阪弁護士会の副会長職は大変なご重責かと思いますが、辻村先生であれば普段のお仕事や家庭と両立しつつ見事にこなしていただけるものと期待しております。最後に、頑張りすぎる先生のこと、ご健康だけにはご留意くださいね。

いくつもの顔を持つ男・ 辻村幸宏先生

山浦 美紀（一水会・56期）

辻村先生、このたびは、副会長当選おめでとうございます。

辻村先生は、いろんな要職に就かれています。ほかの方があまり見たことのない辻村先生の2つの顔を知る人物として、ここに、辻村先生との思い出などを綴ります。

1 民事調停官（非常勤裁判官）としての顔

辻村先生との出会いは、私が、平成24年10月に、大阪地方裁判所の民事調停官（非常勤裁判官）に採用されたときです。辻村先生は、すで

に3年前に任官されていました。

民事調停官は、多くは、簡易裁判所に配属されますが、東京地裁と大阪地裁には、調停専門部があることから、当時は全国でわずか3人だけ、大阪地裁に民事調停官が存在したのです。そのレアキャラの1人が、辻村先生でした。残る2人が、法曹同志会の畠山和大弁護士と私でした。

辻村先生は、そのレアキャラの先輩としてすでに、大阪地裁10民において、存在感を発揮していました。当時の10民の部総括判事は本多俊雄判事（その後、徳岡由美子判事）で、陪席の50期代の裁判官、書記官の皆さん、調停委員の先生方といった方々とご一緒にお仕事をさせていただくわけですが、比較的、年長の方が多い職場でした。

辻村先生は、年長の方に対しても、決して媚びるような態度はとらず、裏表なく、言うべきことはズバツとおっしゃる方です。しかし、決して人に嫌われることなく、ベタベタの大阪弁でグイグイと人の懐に飛び込んでいきます。そして、気づいたら、辻村先生を中心に、その場にいる人が笑顔になっています。私は、知らん間に、この大阪弁のお兄ちゃんに懐いてしまいました。

しかし、そのお兄ちゃんは、私が着任してわずか1年で任期満了退官されました。その送別会の思い出の写真を、書証として提出します。

（甲1）民事調停官の3ショット



(甲2) さびしそうな辻村先生



2 司法修習委員(副委員長)としての辻村先生

辻村先生は、第76期修習生の指導担当兼司法修習委員会副委員長をつとめられました。私は、辻村先生とちょうど同じ班の修習生を2人担当しました。

修習担当をするにあたり、辻村先生が副委員長としてご挨拶の場でおっしゃった言葉がとても印象に残っています。それは、司法修習、とくに弁護修習は、「一期一会」そのものだという事です。修習生と指導担当は、何の契約関係もなく、たまたまそこに配属されたという関係ですが、修習生にとっては、「人生で唯一の弁護修習指導担当弁護士」になるわけです。辻村先生のこの言葉を聞いた私は、修習生にとって、一生の思い出に残るような経験をさせてあげようと決意しました。

私の修習生を辻村先生の事務所に里子に出したり、辻村先生の事務所の修習生をお預かりしたりして、交流させていただきました。辻村先生の修習生は、辻村先生を父や兄のように慕っていました。私の修習生2名も、いっぺんに辻村先生に懐いていました。辻村先生いきつけの焼肉屋さんやスナックでの修習も体験させていただきました。

辻村先生には、修習生を接見に連れて行って頂くことが多かったのですが、被疑者の方に対しては事件のみならず生活面での更生も含めた解決を、被害者の方には金銭面だけでなく心情面でのケアを、昼夜問わず献身的に活動されて

いる姿を見て、修習生はとてもよい経験をしたと思います。私も、修習生から報告を受けて、辻村先生のお仕事ぶりに弁護士の仕事の原点を見ました。

辻村先生は、その持前の人懐こさで、副会長としての1年間、たくさんの人を魅了していかれると思います。お身体にはくれぐれも気を付けて、頑張ってください。

手間好き辻村さんを 応援しています

高山 智行 (一水会・57期)

独特の視点で化け物のようにオモロイ後輩。大学時代からの辻村さんの印象です。辻村さんの面白さの泉源たる独特の視点は、人に対する(ちょっとイビツな)愛情に根差していると思います。

辻村さんの仕事は、「ひと手間を厭わない」印象です。特殊な後見事件など厳しい事件でも、「ひと手間」をやりきる。関係者はそれを理解できず、感謝の言葉すらない。でも、やりきってしまう。

こう書くと聖人君子ですが、違いますね。後光は差さないタイプです。他方、自己満足でもない。昔から自己陶醉とか嫌いですもんね。

「ひと手間」をやりきる自分と理解しない相手、そこにある人のおかしみを愛しているのではないか、と勝手に想像し、私は珍獣を見るような気分で、でも尊敬しています。

大いなる「手間」である副会長職もおもいきり満喫してください。

辻村幸宏先生a.k.a.香川照え先生 を応援します！

角田 龍平 (京都弁護士会・61期)



辻村先生は、徹頭徹尾「利他」の人である。私との関係でもそうだ。辻村先生の師匠小寺一矢先生は、嘗てテレビで共演していたオール巨人から「弟子の角田が大阪で弁護士になったので、よろしくお願いします」と請託を受け、辻村先生に「巨人さんの弟子を世話してやって」と言ってくれた。それから16年、文字通りお世話になりっぱなしだ。当初は弁護士業務に関する相談をしていたが、いつの間にかラジオで相方をしてもらうようになっていた。副会長を務める1年間は、「香川照え」（自称香川照之似に由来する辻村先生のラジオネーム）の絶妙な合の手と笑い声がラジオから流れてこないのは寂しいけれど、本来のポジションに戻った照え先生をリスナーも応援しているに違いない。

辻村先生を応援しています!!

青木 佑馬 (70期)

辻村先生とは、令和4年の法友倶楽部執行部で大変お世話になりました。

全体を見渡し、誰かに負担が大きくなっていないかに気を配っていただき、会議では、笑いを織り交ぜながら、楽しく常任幹事の任期を過ごせました。また、思ったことははっきりと付度なく発言していただける先生です。辻村先生の守備範囲は広く、古い漫画から新しいアプ

リ連載の漫画までカバーしており、大先輩でありながら若手にも親しみやすいお人柄だと思います。全体を見渡し、全会員のことを考えた弁護士会の運営を行っていただけることを期待しています！

辻村先生、応援しています！

天井 友香 (67期)

辻村先生、副会長ご当選おめでとうございます。

辻村先生は私たち後輩からも多数慕われ、先輩の先生方はもちろん、後輩にもたくさんの辻村先生ファンがいます。その抜群のトーク力で、辻村先生がいらっしゃる場はいつも明るく楽しい雰囲気になります。1年間、副会長の職務を通じて、いろんな場面ですますファンを増やされることと思います。楽しみです。

1年間、お体に気を付けて頑張ってください。辻村先生のご活躍、心より楽しみにしております。

辻村君に期待する

荒鹿 哲一 (26期)

私は、小寺先生と親しくお付き合いをさせていただいていた関係で、辻村君が小寺事務所に入って以来親しくなり、彼の人柄や法友倶楽部、弁護士会での幅広い彼の活動を見聞きして、いわゆるボランティア的な活動に、時間と労力をあれほどかけながらも、事務所事件や自分の個人事件をこなせるものだと感心しながら見守っていました。彼はITにも強く頭の回転も速いので、非常に効率的にすべての仕事をうまく処理していたのでしょう。その上彼は、『人の役に立てるのが楽しい』というような、素晴らしい性格の人物で、弁護士会の役員として申し分のない能力、人柄、人望すべてにおいてずば抜けたものを持っています。

ただ心配なのは、若さにまかせて今までの勢いで突っ走っていけば、そのうち体を損ねるのではないかという点です。

老婆心ながら、自分の健康のことを十分に留意するようアドバイスします。そして肩の力を抜いて、副会長の仕事を十分に楽しんで欲しいと願っています。

全力で応援しています。

安藤 良平 (61期)

私がまだ登録して間もない頃、ひとり寂しく事務所近くの店にランチを食べに行ったところ、カウンター席の端から「鬼の居ぬ間に洗濯やな」と悪戯っぽく話しかけてくださったのが辻村先生でした。

それから私は会派行事に出るたびに辻村先生の姿を探しては、諸先輩方の人物像や、ガヤの入れ方など、会派の楽しみ方を多く教えていただき、また平成30年度の常任幹事もご一緒させていただきました。

辻村先生の(いつもの面白い)お話は、心根のところ、関わりのある方々への愛情が感じられます。副会長のお仕事は大変でしょうけれど、その愛情で弁護士会を包み込んでください。

辻村軍団の一員として全力で応援しています。

辻村さん頑張ってください

池内清一郎 (40期)

辻村さんのこれまでの会派及び会務の活動については皆さんご存じのとおりです。私は、オーバーワークにならないのかいつも心配していました。

辻村さんは、心配りのできる人でもありません。私が、会派で副会長の立候補の推薦を亡き小寺一矢先生にお願いに行ったとき、小寺先生

が長電話をしており、待っていた私に申し訳ないと何度も言ってくれたことを覚えています。

辻村さん、大砂会長を支えるとともに、副会長として言いたいことを言って存分に活躍してください。

お体に気をつけ頑張ってください。

辻村さんの総合力にも期待しています！

井崎 康孝 (54期)

辻村さんについては、彼の鋭く、物怖じしない発言力に期待する声が多いと思いますが、私はさらに欲張って、辻村さんのそのような発言力はもちろん、それだけでなく、周囲とフラットに円滑に意思疎通し情報収集できるコミュニケーション能力、幅広く様々なことに興味を持ちつつ瞬時にポイントを把握する理解力、明るい人柄で周囲を和ませつつ妥協点を見出す調整力、瞬時に事務をこなす圧倒的な処理能力等々、その総合力にも大いに期待したいと思っています。次年度は幹事長としても精一杯お支えますので、その溢れんばかりの能力を遺憾なく発揮してください！

辻村先生、応援しています！

入江 祥大 (67期)

辻村先生と初めてお話したのは、法友倶楽部への入会直後に参加した新年会でした。優しく気さくに話しかけて下さって緊張がほぐれたのを覚えています。

また、私が事務所を開設して間もない頃に、事務員の方が体調不良で急きょ退職することになり困っていた時、辻村先生が過去にご自身の事務所で働いていた方を是非にと紹介して下さいました。その方は今では事務所に欠かせない存在であり、親切にご縁を繋いで下さった辻村先生には大変感謝しております。

辻村先生はお一人で事務所をされながら法友でも委員会等でも多数の役職を全うされていて、本当に尊敬すべき方だと思います。副会長としても必ずご活躍されることと信じています。1年間お身体に気を付けて頑張ってください！

辻村先生、ご活躍を祈念しています！

入江 貴之 (62期)

辻村先生、副会長ご就任おめでとうございます。

辻村先生とは、平成30年度の法友倶楽部の常任幹事で1年間、活動をご一緒させていただきました。それまで会派に全く縁もなく、会派のことが何も分からなかった私ですが、辻村先生の優しさ、気配りに大変勇気づけられました。辻村先生は、全てを包み込むような優しさ、包容力があり、どんな人にも分け隔てなく人と接しておられ、頼りになり、さらにユーモアもある本当に敬愛してやまない先輩です。辻村先生がおられるだけで、場の雰囲気が明るくなり、和やかになりました。また、常任幹事時代に、辻村先生と飲む日本酒は、本当においしく、いつも飲み会の席が楽しかったことを思い出します。

これからの1年間、更に忙しくなれることと思いますが、どうかお身体に気を付けて、辻村先生の目指すべき副会長像を築き上げていただきたいと思います。

また、ぜひ、日本酒をご一緒できることを楽しみにしながら、辻村先生のご活躍を心より祈念しています。

辻村幸宏さんへのエール

魚住 泰宏 (45期)



私があなたと初めて会ったのは、あなたが平成14年に弁護士登録し、法友倶楽部に入会されたときでした。当時、私はジュニア部代表幹事でした。新入会員歓迎旅行で香港にご一緒しました。あなたは明るく朗らかな好青年でした(写真参照)。あなたは、大阪弁護士会の会員情報に『学びと笑いと感動に満ちた人生を』をモットーに、つらい状況にある依頼者に安心と寛ぎを与え、共に歩み、勇気づけ、最後に一緒に笑えるよう、日々仕事に取り組んでいます」と書いています。「依頼者」に会員や弁護士会職員を加えて、1年間、健康には十分ご留意いただき、頑張ってください！ 1年後には一緒に笑って過ごしましょう。

激しく議論し、楽しく飲み交す

大川 一夫 (35期)

私が法友倶楽部に入ったころも、会長推薦や副会長推薦などをめぐって激しい議論があった。私に関していえば故小寺一矢先生とは思想的に相容れない部分もあったことからよく議論したものだ。そうでありながら楽しく酒を酌み交わせた相手も小寺一矢先生である。

昨今、議論を嫌う風潮があるが、激しく意見を斗わせながらもそれでいて議論が終われば楽しく一献をかたむける。これこそ弁護士である

と私は思っている。辻村幸宏さんはそういう小寺イズムを受け継いだ弁護士らしい弁護士だ。

私は時のめぐり合わせから2006年ころから弁護士会の執行部、法友倶楽部の執行部を担うことになったが、それまであまり面白くない（失礼！）と感じていた機関誌『法友』をかなり好きに「改革」させてもらった。このとき私の考えに共鳴して頂き協力して頂いたのが辻村さんだ。

非常に頭がよい。私の意を汲んでてきばきと仕事をしてくれる。それでいながらウイットをもって自分の意見も言う。いやあ素晴らしい。私は彼を全面的に応援している。

ぜひ辻村さんらしさを大いに発揮してほしい。

やっと辻村さんの出番が！

太田 健義 (50期)

辻村さんは、亡小寺一矢先生の会長選挙の際に尽力され、その時の事務処理能力の高さ、気配りなどの活躍ぶりから、すでに、いずれは副会長になるであろうと言われていました。

その辻村さんが、ようやく副会長になるというのは、当然と言えば当然かもしれませんが、その後も辻村さんが努力を続けた結果にほかなりません。

やっと辻村さんの出番ですので、大いに活躍して下さい！

後ろから応援しています。

大橋さゆり (51期)

辻村さんは、私の同期の廣瀬舞さんの弟弁です。

辻村さんといえば混ぜっ返しの上手さが印象的で、頭の回転の速さ・キレの良さの表れだろうなあ、と思っていたこれまででしたが、この頃の印象は少し変わりました。

細かくよく気がつく人で、しかもとても素直な人なんだ、と思っています。

推せん委員会で「いやあ、人権は実はよくわからなくて」との弱音(?)を聞いたときから、応援団をする気合いが入りました。

相談する先がたくさんあるのは、まさに強みです。法友の関係もしっかり利用して、余裕を持って、大阪弁護士会の舵取りを一年間やりきってください。

応援しています

大原 靖史 (68期)

私は、辻村幸宏先生には、新入会員歓迎会の時に法友倶楽部に温かく迎え入れていただいて以来、法友倶楽部の広報委員会でいろいろご指導いただき、お世話になってきました。ご活躍をただひたすら応援しています。

辻村幸宏先生への激励文

岡嶋 豊 (27期)

平成14年、私が法友倶楽部の幹事長をしていました時に、辻村幸宏君は法友倶楽部に入会し、新入会員歓迎会を催したことを思い出します。当時、法友倶楽部の有志は大阪弁護士会の会長に小寺一矢先生を推薦すべく動いていたのですが、辻村君はその小寺先生の事務所に入所されたので良く覚えているのです。

あれから22年経過しましたが、その辻村君が大阪弁護士会の副会長に就任されることになり、小寺先生もさぞ喜んでおられるでしょう。小寺先生は弁護士会の活動に情熱を燃やされ会長職まで務められたのですが、その情熱を辻村君はしっかりと受け継いでくれているようです。

選挙公報を読みますと、辻村君が一番若く修習期も若い、ご苦勞も多いと思いますが、副会長皆で大砂裕幸会長を補佐してください。弁護

士会を宜しく願います。副会長を終えましたら、法友倶楽部幹事長として法友倶楽部も宜しく願います。

辻村先生 応援しています！

奥村 雅美 (62期)

私が新入会員として法友倶楽部に入会した直後から、辻村先生はその面倒見の良さと気さくなお人柄で、若手の弁護士にも積極的に声をかけてくださり、場を盛り上げ、気にかけてくださっていたことを思い出します。

その人当たりの良さと姿勢、私も弁護士として様々な方と接するにあたり、学ばせていただきたいと常々思っております。

本当に1人でこなされているの？と思ってしまうほど幅広く様々な活動に関与されてこられた辻村先生、いよいよ満を持しての副会長就任という気が致します。

1年間、通常業務と副会長業務との兼任で、益々ご多忙を極めた1年となりますが、どうかお身体にだけは気をつけて走り抜けてください。応援しております。

辻村幸宏さんらしく

尾島 史賢 (56期)

辻村さんとは修習期が一つ違うだけなので、非常に仲良くさせていただいていると勝手に感じています。その辻村さんに関して、いつも感心するのは、「法友倶楽部に対する並々ならぬ愛情」です。その愛する法友倶楽部の推薦で大阪弁護士会副会長になれたのですから、辻村さんはさぞ嬉しいだろうと思います。辻村さんと言えば、先輩にも臆せず直言する姿勢がクローズアップされますが、実はものすごくシャイで気遣いの人です。大阪弁護士会副会長という立場になると、全体のことを考えて言いたいことはきつと言えなくなると思います。それでも辻

村さんらしく、後悔のないようにやってください。法友倶楽部はあなたの味方です！

辻村先生「尖った」活躍を期待しています！

桂 充弘 (35期)

「辻村先生はどんな方ですか？」との質問に対し、多くの方が抱かれる印象としては「好き放題発言する人」「その場の空気を読まない人」「先輩への配慮・忖度など皆無の人」といった評判を耳にします。でも最近は「丸くなっていますよ」というお声も耳にします。しかし、大阪弁護士会会員がついに5000名を超え、弁護士の業務基盤が危うくなり、会の存在意義自体が問われている今こそ辻村先生のような「尖った」存在が必要とされています。

大阪弁護士会の役員としては日々の業務に追われると思いますが、通常のルーティーン作業は「丸く」対応していただくとしても、「大阪弁護士会・個々の弁護士がどのような活動をすべきなのか」といった今後を見据えた大きな視点で対応すべき課題については、決して丸く収まることなく、辻村先生の尖った活躍を期待しています。

個人的には、新年早々能登を襲った大地震で改めて注目されている原発問題について、このまま進めるにせよ、止めるにせよ、十分な国民の理解なく対応することは大きな禍根を残すのではないかと危惧され、多様な人材を抱え多様な意見のある「5000人超えた弁護士会だからこそできること」「5000人を超えた弁護士会だからこそなすべきこと」をしっかりと実践されることを期待しています。ご活躍を！

応援しています

川崎 壽 (23期)

辻村さんがもう副会長適齢期かと驚いていますが、彼は55期以降では私の知る数少ない会員の一人です。

修習時代からの親友である故小寺一矢さんの薫陶を受けた彼に、私から特に申し述べることはありません。法友MLで辻村さんの当選御礼のメールを読むと、既に十分立ち位置を自覚していることが解りますので心配していません。

小寺さんも天上で喜んでることと思います。

ひと言「応援しています」とだけ申し上げます。

会の中心で、愛を叫んでください！

川本 真聖 (55期)

令和6年度副会長ご当選おめでとうございます。

辻村先生には、登録以来、法友倶楽部55期のメンバーを牽引いただきました。法友倶楽部への出席率が悪かった私にも気をかけていただき、気さくで、頼りになる、同期です。

時は満ちました。これまで蓄積された知識、経験、人間関係等をもとに、弁護士会の中心で、さらに執行部の中心として、辻村先生の言葉で、会への愛をこめて議論を展開いただければと思います。応援しています！

頑張ってください！

金 泰弘 (62期)

辻村先生、副会長当選おめでとうございます。独立時期がほぼ同じことから、色々とお話させていただくようになり、事務員さんも含めて交流させていただいて10年以上経つので、あま

り先輩だと思ってこなかったのですが、満を持して、もう副会長になれるということで、先輩であったことを思い出しました。

何でも「いっちょがみ」してしまうところは辻村先生のいいところだとは思いますが、一年という任期は長いようで短いと思いますので(僕もそう思って、もう10年は貸しっぱなしのSLAMDUNK完全版の返還債務は一年猶予しますので)、手を広げすぎず、副会長として、一年間を全うしていただければと思います。応援しています。

多芸多才な人

木村 尚巧 (55期)

われわれ法友倶楽部55期の中では、ずっと辻村さんが中心で、早い時期から辻村さんがいずれ副会長に就任されることは共通認識でした。弁護士会の業務だけでなく、いろいろな団体で様々な役割を果たし、また多芸多才な辻村さんであれば、副会長の職責を適切に果たされるのだろうと思います。

一つ心配と言えば、ちょっと一言多いところでしょうか。とはいえ、辻村さんの人柄の良さで、きっと周りの方々がフォローしてくれるでしょうから、どんどん発言をして欲しいと思います。

蔭ながら応援していますので、くれぐれも体に気を付けて1年間頑張ってください。

大活躍を期待しています

小池 康弘 (43期)

私が法友倶楽部で幹事長や委員長などの役職を仰せつかった際には、必ずと言っていいほど辻村さんに助けてもらってきました。そしてその都度、私の期待以上の活躍をしてくださいました。「困った時の辻村頼り」ということは歴代の幹事長・委員長の共通の認識です。

この度、満を持して副会長に就任されますが、オールラウンダーである辻村さんはどの委員会を担当してもその重責を果たされることは間違いありません。

大砂執行部の一員として八面六臂の大活躍されることを期待しています。頑張ってください。

これまでお礼の意味を込めて、微力ながら協力させてもらいます。

辻村幸宏先生のご活躍を期待しています！

古閑世里菜 (62期)

副会長ご当選おめでとうございます。

辻村先生には、小寺一矢法律事務所の妹弁として、私が弁護士になりたての頃から大変お世話になっています。

とても優秀で、いつも面白くて優しい自慢の兄弁ですので、副会長としてご活躍されることは間違いのないと思います。が、整理整頓だけは苦手なようですので、副会長室では気をつけてくださいね。

これからお忙しい毎日になるかと思いますが、存分にお力を発揮してください。心から応援しています！

辻村先生、いよいよですね！

小坂谷 聡 (55期)

辻村さん、大阪弁護士会副会長ご就任おめでとうございます。

同期から2年連続2人目の副会長が選任されるとは、なんとも喜ばしい限りです。辻村さんとは、修習同期同クラスで、会派も同じという関係ですが、修習当時から大変な人気者であったことを今も鮮明に覚えております。法友倶楽部でも、いつも先輩、同期、後輩のために力を尽くし、多大な貢献をされてきたことは、今更

私が言うまでもありません。そして、いよいよ待ちに待った副会長ですね。辻村さんなら大阪弁護士会のためにますますご尽力されることでしょう。大いに期待しております。

1年間、どうか健康には気をつけつつも、悔いのないよう精一杯頑張ってください。

ご活躍を期待しています！

小寺 陽平 (57期)

当選おめでとうございます。辻村先生とは亡父の下で平成25年に辻村先生が独立されるまで一緒に仕事をさせていただきました。独立されてからもご一緒することがあります。いいところも悪いところもたくさんありますが、なんといっても辻村先生は弁護士としてという前に人として優しい。依頼者のことはもちろんですが、時には相手方やその代理人の立場になって問題をどう解決するのがベストかを考えることが出来る人です。あらゆるところで分断が生じている世情だからこそ、色々なものをつなぎ合わせて新しいものを作る力を持っている辻村先生の活躍を期待しています！

とにかく元気で乗り切ってください

小林 悠紀 (58期)

辻村先生は近所のおもろいお兄ちゃんのような存在で、私が登録した当初から親しく、楽しくお付き合いをさせていただいていました。先輩後輩分け隔て無く接する辻村先生がいれば、どんな場でも賑やかに、和やかになります。もちろん、ただおもろいだけの人であるはずはなく、おそらくたくさんの方が書いているように、法テラスや、調停官や、コーチングなど様々に活躍し、能力を発揮されています。

辻村先生が、思う存分らしさを発揮して、1年間で完走すれば、成果は勝手についてくると思います。お一人事務所からの副会長なので、

仕事とのバランスなど大変だと思いますが、ただただ1年間お元気で乗り切られることを願っています。

辻村先生、応援しています！

小林 理絵 (61期)

辻村先生とは、令和4年度常幹としてご一緒させていただき、1年間ご指導いただきました。

いよいよこうして応援記事を書かせていただけるのが嬉しいです。

辻村先生は、言いにくいこともはっきりと意見を仰るところが本当にすごいのですが、私が1年間ご一緒した中での1番の印象は、とても細やかな方だということです。

常に周りに気配り目配りをされ、上から下まで見ておられます。個々も大事にされますが、視野は広く、きちんと全体の利益を考えてバランスを取ってくださいます。

副会長としてご活躍されるのを、1年間楽しみにしています！

辻村幸宏くん、頑張れよ！

小松陽一郎 (32期)

縁は異なるもの味なもの。

私は、小寺一矢先生とは、大学のクラブの先輩後輩という繋がりです。50年以上思いっきり親しくして貰っていました。いつころだったか、小寺先輩から、小松君の事務所にいる辻村君（和彦先生）の弟をうち事務所にきて貰おうと思っているがどうだ、といわれたことがありました。私と小寺先生とは関西大学法律相談所の先輩後輩で兄弟みたいなもの、お兄さんがうちの事務所、弟が小寺先輩の事務所、弟も京大の法律相談部出身、というようなことで、本当に縁が複雑に絡んでいます（笑）。その小寺先輩は弁護士会の副会長・会長として弁護士会をリ-

ドされましたので、薫陶をたっぷり受けた幸宏先生なら、間違いなく小寺先輩のように個性を發揮しつつ副会長職を全うされると思います。どうかご自身の生き様の原点に立ちかえり、健康に留意しながら無心でご奉仕願います。期待しています。

辻村先生らしく思う存分に

近藤 行弘 (43期)

辻村幸宏先生、副会長就任、誠におめでとうございます。と同時に、本当にお疲れ様です。辻村先生には、常幹時代をはじめ、事あるごとに陰に陽にと助けて頂きました。辻村先生とは、名前が同じ「ゆきひろ」であることを良いことについて甘えていましたが、その都度的確に対応して頂き、予想を上回る結果をもたらして下さるのが常でした。本当に感謝しています。辻村先生は、会務・会派のいずれにおいても広範な活動をされ、特に「ひまわり」、「法テラス」での活躍には目を見張るものがあります。これからは、副会長として、辻村先生らしく、「お役立ち」の精神で、思う存分にご活躍されますことを心から期待し、祈念しております。この1年間、健康に十分に留意して走り抜いてください。

副会長の職責 = 会長を正しく補佐すること

阪本 政敬 (22期)

辻村先生、副会長就任おめでとう！

辻村先生の持つて生まれた、明るくて、周囲を楽しくする性格で、本年度執行部を大いに盛り上げて、大阪弁護士会全体・市民・国民のために活躍してください。

ただ、会長を補佐するということは、決して会長の言う通りに従うことではなく、**正しく補佐**することが重要です。このことは、信念に基

づき行動していた小寺一矢法律事務所の出身者なので僕は心配していません。

辻村先生、ご当選おめでとうございます！！

里村 洋平 (63期)

辻村先生には、登録当初から目をかけていただいております、いずれ副会長をされる方だと思っておりましたが、遂にその時が来たのだなと、時の流れを感じています。辻村先生は、まだYouTubeが一般的に普及していない頃から、Ustreamを利用して番組の配信をされるなど発信力に長けた方で、その発信力は大阪弁護士会が掲げるアウトリーチにも活かされるものと思っています。また、辻村先生は、大きい判断と細かい作業の両方ができる数少ない人だと、会派の他の先生が仰っているのを耳にしたことがあります。

多くの方々から信頼される辻村先生、お身体に気を付けて、一年間頑張ってください！！

辻村先生のご活躍を期待します

清水 正憲 (27期)

辻村先生は、大学のサークルの30年近く後輩ですが、たまたま彼がまだ学生だった頃からの知り合いです。その後、弁護士になられてからも一緒に仕事をしたり、法友クラブ部でのご活躍の様子を拝見していますが、学生の頃の「快活」というイメージは終始変わりません。

その辻村先生が4月から弁護士会副会長に就任されるとのことで、心から慶んでおります。

弁護士会を取り巻く諸問題は、益々増加し複雑化しているように見えますが、辻村先生なら、きっと持ち前の「快活さ」で、うまく解決して行ってくれるだろうと期待しています。ただ、お忙しい中、健康にはくれぐれも注意をされよう願ってやみません。

廣瀬舞先生とのエピソード

杉岡 正雄 (57期)

辻村先生と私の先輩弁護士である廣瀬先生とのエピソードを書きます。

廣瀬先生は、とてもとても優秀な方で、それゆえ、とりわけ後輩弁護士には厳しい厳しい愛のムチ (!) を振るわれる方でした。それは大変優秀な辻村先生とて例外ではなかったようです。

で、私が入所して間もなく、判断が悩ましい事件について、廣瀬先生に相談したところ、廣瀬先生は「辻村くん、どう思う？」と話を振りました。辻村先生は、即座に、3つぐらいの手段を、それぞれのメリットデメリットとともに、つらつらと述べられました(当時、辻村先生はまだ2年目)。それを聞いた廣瀬先生は「辻村くん、偉なっとな〜」と目を丸くされていました。

おそらく、今、廣瀬先生は、小寺一矢先生とともに「ホンマに偉なっとな〜、これからもっと偉なんねやろな〜」と目を細めておられると思います。

まずは副会長の職、頑張ってください。

辻村先生、応援しています

薛 史愛 (62期)

辻村幸宏先生、副会長ご当選おめでとうございます。

私が法友クラブ部ジュニア部の会計を任せていただいた年にジュニア部代表をされていたのが辻村先生でした。そのユーモアある温かいお人柄と、同じくジュニア部代表だった山田敬子先生の的確で優しいサポートに包まれ、誰よりも楽しませていただいた一年でした。

どんな発言も受け止め、否定せず、こちらの想いやアイデアをするすると引き出してくれる辻村先生。そんな風に、対話する相手を楽しにし

てくれる魔法のような会話ができるのは、コーチングの深い知識に加え、人を好きだからなのだろうと感じています。

副会長としても、多くの声を受け止め、想いを引き出して、形にしていただくものと確信しています。

大いに期待していますよ

竹岡富美男 (31期)

辻村さんがいよいよ令和6年度の副会長として登場される。

満を持して送り出す方ではありますが、順風満帆というわけには行かないのが人生です。いろんな意味で2024年は、大変な年だということだけは自覚しておいてください。コロナ禍の3年弱、「マスク」されていましたが、コロナ禍があけてみると社会の変化はあまりに進んでいますね。

加えて、働き方改革が実施され、世の中全体の「生産性」が問われています。辻村さんは、昔からコーチング術を身につけ周りの人たちに教えている。貴方が役員室に入ることでも会務を活性化させ、ひいては弁護士業界全体に光をあて、業界全体を活性化してくれるのではないかと大いに期待しているところです。

辻村先生、応援しております。

竹田 仁 (73期)

辻村先生とは、法友倶楽部の行事で沢山ご一緒させていただきました。私のような若手にも気さくで話しやすく、いつも楽しく飲ませていただいています。

また、いつも一生懸命に色んな活動に注力されていて、とても尊敬できる先輩だと思っています。先日街でお見掛けしたときは、お仕事の鞆を持って小走りされていました。

そんな辻村先生ですから、副会長のお仕事に

も一生懸命取り組まれ、大いに活躍されることを楽しみにしています。

応援します!!

田中 章弘 (64期)

辻村幸宏先生、副会長ご当選おめでとうございます。

辻村先生は、私たち64期が入会したときにジュニア部代表幹事をされておりました。辻村先生がすぐに新入会員の顔を覚えて話しかけてくださったことが法友の64期の参加率の高さにつながっていったのだと思います。

辻村先生に対する最初の頃の印象は自分の意見を強く言える方でしたが、今はこれに加えて気遣いの方というイメージが増しています。やや矛盾しているようにも思えますが、辻村先生の異常な程の熱量が成り立たせているのだと思います。

頼れる兄貴を私たちも全力で応援します!!

副会長ご当選おめでとうございます

玉野まりこ (67期)

辻村先生とは、私が法友倶楽部に入会してまもなく、親睦委員会に所属することになった時にご挨拶させていただき、それ以降会派の行事でお会いすると気さくにお話できる先輩の一人となりました。最近では、私一人では手に負えない事件と一緒に受任していただくこととなり、非常にご多忙の中たくさんのお話を学ばせていただいています。とにかく面倒見がよく細やかな気遣いをされるため、副会長に就任されてからもいろいろ頼られると思いますが、たまには自分本位で、1年間がんばってください！応援しています！

辻村幸宏先生、応援しています！

塚崎 幸司 (61期)

辻村先生、副会長ご当選おめでとうございます。

登録当初に法友倶楽部の会合でご挨拶して以来、法友倶楽部に限らず、多くの場面でご指導を頂きありがとうございます。

辻村先生は、相談の敷居が高くなるように後輩にも配慮されているうえ、ご相談すると出来合わせのありきたりではなく、常にご自身の視点から、一手間も二手間もプロの仕事が入ったアドバイスをくださるので、一流料理人に接したような体験をさせていただきます。それを味わいたい勝って雑な相談をすると一旦出直してくるよう厳しく求められますが、後輩への愛情を感じてしまうため、それも自体もまた味わい、というループに陥ることになります。

辻村先生の依頼者はもちろん、法友倶楽部や大阪弁護士会の公務をご一緒された先生方も同じループに陥ってきたのではないかと想像しています。

そのような辻村先生は、既に多方面でご活躍中ですが、いよいよ大阪弁護士会の副会長にも就任され、手腕を発揮されることを確信しております。

ご健康だけは注意してくださいね！

将来の弁護士会のために

土谷 喜輝 (46期)

辻村さんは、私が法友倶楽部の幹事長のときに行った「故小寺先生を偲ぶゴルフ会」において、小寺一矢先生ゆかりの賞品の準備に奔走してくれ、ゴルフをされないのに、ゴルフ場に来てくれて、色々お手伝ってくれました。もちろん、小寺先生のためだからということはあるでしょうが、辻村さんは、他のことでも、労力

を惜しまず、様々なサポートをしてくれ、先輩会員だけではなく、若手会員からも、大きな信頼を得ています。

辻村さんは、弁護士会でも、若手会員がほとんど入ることのない職員人事委員会に入り、積極的に活動されていました。弁護士会は、最終決裁者（理事者）が毎年度変わるという特殊な組織であり、職員は、毎年度、新理事者はどのような考えの人なのかを気にしています。持ち前の行動力で、ぜひ、早い時期から職員と理事者との交流を図って、会務の円滑な運営を図って欲しいと思います。

辻村さんがいることで令和6年度執行部は、明るく、楽しい雰囲気になるでしょう。弁護士会の過去の慣例などにとらわれず、今までどおりの活躍をしてください。期待しています！

辻村先生 期待しています！

徳村 初美 (51期)

辻村先生の姉弁が、私の同期（51期）の故廣瀬舞先生でした。

20年以上前、辻村先生が小寺一矢法律事務所に就職が決まった時のことです。廣瀬先生から、「小寺（一矢）先生も、どんな弁護士になるのか、10年後が見てみたい、と言ってるし、私も楽しみ」と、ものすごく熱く自慢をされました。

そして、辻村先生は、期待に見事に応えて、様々な分野で活躍してこられました。

副会長の重責を担われても、今まで同様、ご活躍されることと思います。期待していますので、お身体に気をつけて頑張ってください。

辻村先生、応援しています！

永井誠一郎 (66期)

辻村先生は、常に周りを笑わせてくれる楽しいアニキ分で、誰とでもすぐにウェットな距離

感を築き上げるコミュニケーションです。他方で、バランス感覚に優れ、きめ細かい配慮も得意とされる方なので、組織をまとめ引っ張っていく副会長として大いに活躍されるはずですよ。

辻村先生といえば、編集長としてまとめあげた法友会報137号（2017年8月）の特集「追悼小寺一矢」は圧巻でした。師匠への愛に溢れた圧倒的な熱量により作り上げた同特集は、まさに永久保存版です。

弁護士会の副会長としても、記憶に残る雄姿を見せていただけると期待しています。

辻村さん、ご活躍を祈っています。

中嶋 勝規 (54期)

辻村さん、令和6年度副会長当選おめでとう御座います。いよいよ出番ですね。担当する会務は多岐にわたり、本当に日々大変だと思いますが、困ったときには法友倶楽部の仲間を頼ってください。様々な分野のエキスパートが助けしてくれるはずですよ。挨拶でも話されていたように、信念をもって、ご自身が正しいと思う意見を述べた上で、大いに議論してください。一回り遅くなって戻ってこられることを期待しています。くれぐれも健康にだけは気をつけてね。

応援しています

中嶋 裕一 (66期)

辻村先生は、私が入会した時からずっと、法友倶楽部のあらゆる行事で活躍しておられました。私が特に覚えているのは、法友90周年記念としてホームページの作成に携わった時です。

辻村先生は、上の期の先生方、下の期である私たち、ホームページの作成業者の間に立って、意見調整をしながら、テキパキと進行管理をしておられました。また、ホームページが完成してからは、広報委員として、更新等のフォ

ローを率先してやっておられます。

辻村先生なら、その調整力と責任感で、来年度の副会長の重責を全うしていただけると信じています。

辻村幸宏先生を応援しています！

中原 明子 (66期)

辻村幸宏先生が令和4年度の筆頭幹事長をされた際、会計担当として、1年間、ご一緒をさせていただきました。

辻村先生は、常幹らを引っ張り、常にフォローしてくださったのですが、そのフォローがさりげなく、段取りが悪くても「大丈夫、大丈夫！」「なんとかなる！」と常に安心させてくれました。話上手で、森先生との掛け合いはプロの芸人さんのようでした。そのためか、令和4年度常幹会は、常に明るい雰囲気でした。

辻村先生はきっと、副会長の重責も、周りにそのプレッシャーを悟らせず、飄々と、でも強い信念をもって真摯に取り組まれるのだらうなと思っています。

心より、応援しています！

活躍を期待しています。

中村 吉男 (44期)

辻村さんとは弁護団で長年一緒に活動しましたので、頼めば引受けてくれる「頼りがいのある仕事のできる人」という印象を持っており、これまで色々とお世話になりました。

副会長としては、相談センターを始め、弁護士会の重要委員会を担当されるようですが、新しい視点から「活動活性化」のための斬新なアイデアを提案して下さい。

また、「1人事務所」ですので、「会務と事務所の仕事の両立」が課題になりますが、辻村さんならバランスよく調整できると思います。ただ、余り無理はしないで下さいね。時には「適

当にやること」も必要だと思います。

ペース配分を考えて1年間を過ごして下さい。活躍を期待しています。

小寺事務所総出の応援

西 信子 (35期)

辻村先生、副会長当選おめでとうございます。小寺事務所総出の応援は、法友倶楽部のアットホームな雰囲気がでてよかったです！先生の所信表明で「お役立ち」のモットーに接し、私が敬愛してやまない稲盛和夫塾長の「人のために尽くすことは人間としての最高の行為である」ですから心底尊敬致します。弁護士会の自治を守り、品位をもって会務に励んでくださいね。

辻村先生、応援しています！

仁田 純佳 (74期)

初めて辻村先生とゆっくりお話しさせていただいたのは、昨年のボウリング大会の2次会でした。軽快なネタを飛ばしつつ、私のような若手にも優しく話しかけていただき、たくさん笑わせていただきました。また、昨秋の運動会リレーでは、リレーメンバー全員に和やかに声をかけている辻村先生のお姿がとても印象的で、ふっと緊張が解けるのを感じました。おかげさまで走りに集中することができ、全員で力を合わせて1位を獲得できたことは、貴重な思い出です。

辻村先生は、周囲へのお気遣いが非常に細やかで、親しみやすい雰囲気を纏っておられると思います。いつお会いしても気さくに接して下さる優しい先生ですから、世代を問わず皆の意見を汲んでいただけるものと期待しております。大変なお役とは思いますが、1年間お体に気をつけて頑張ってください。

辻村先生、頑張ってください！

後岡 美帆 (64期)

辻村先生、副会長ご就任、おめでとうございます。

辻村先生は、私が法友倶楽部に入会したときにジュニア部代表幹事をされていて、当時新人だった私に、最初に、会派の楽しさや大切さを教えてくださった方です。

面倒見が良く、頼りがいがあり、優しくて面白い辻村先生。歯に衣着せぬ言い方をされることもよくありますが、抜群のバランス感覚をお持ちで、裏表がなく、皆（もちろん私も！）に慕われる、とても魅力的な方だと思います。

副会長の業務は大変だと思いますが、先生の能力の高さは折り紙付きですし、きっとご活躍されることと思います。1年間、どうかお身体に気をつけて、頑張ってください。応援しています。

期待しています。 頑張ってください。

後岡 良知 (33期)

辻村先生、副会長当選おめでとうございます。いよいよですね。

辻村先生は、仕事が早く、発想も豊かで、何事も安心してお願い出来ましたので、私が法友倶楽部の広報委員長をしていたときなどは、随分と助けてもらいました。また、法友倶楽部90周年事業実行委員会では、辻村先生に無理を言って、リアル会議とウェブ会議を併用できる環境を整えてもらいました。辻村先生は、何でもこなせる、実に多彩な能力を持っておられます。

辻村先生は、弁護士会の委員会経験も豊富ですし、法テラスなど、弁護士会の周辺の業務にも携わって来ておられます。

辻村先生には、その豊富な経験と多彩な能力

を生かして、存分に活躍して欲しいと思っています。期待しています。

健康には十分留意して、頑張ってください。

辻村さん、期待しています！

橋口 玲 (49期)

辻村さんは、小寺一矢先生の一門、小寺先生の一言一句を追いかけて、身に染み込ませてきた人物であります。芯がぶれない、そして、周りに厳しくも、目線が常に優しいという心持は、小寺先生の宝物でしたが、その姿勢を、体現しようとしてきて、まさに副会長として花開くときです。是非思い存分、活躍されてください。そして、辻村さんは、法テラスでの実務を知り尽くし、また鳥瞰できる人です。いろんな分野で、法テラスとの協力、法テラスへの提言が必要な時世だと思います。単位会でこそできる工夫を考えて頂き、必要なうねりにして頂ければと是非思います。

辻村さん、御身体に気を付けて、羽ばたいてください！

正義感に裏打ちされたバイタリティーの人

畑山 和幸 (48期)

辻村幸宏さん、大阪弁護士会副会長に就任が決まり、小寺一矢先生一門として、たいへん誇らしい気持ちでいっぱいです。

辻村さんは、誰しも認めるバイタリティーの人です。正義感に裏打ちされた行動力のある人です。

弁護士会の執行部の会議の中で、ともすれば頭でっかちな議論になりがちなときは、辻村さんは、きっと地に足が付いた新たな視点を提示できると思います。いや、辻村さんの腰が低いにもかかわらず、物怖じせぬ押し強さで、執行部の議論を一段高い展開に導いてくれるはず

です。

小寺一矢先生から薫陶をうけた者どうしとして、何があっても辻村幸宏さんを下支えしますので、どうか弁護士会の仕事をつうじて、世のため人のために尽くしてください。

頑張ってください

林 裕之 (53期)

辻村先生、副会長ご当選、誠におめでとうございます。

そのまばゆい会務歴を見れば、分かります。たまに接するだけでも分かります。辻村先生は、文句のつけようのない偉大な副会長とされるでしょう。特筆すべきは、辻村先生がメンタルモンスターだということ。なにを言われてもポジティブに変換して解釈し、持ち前の馬力と調整力でどんどん突破されるご様子には、いつも感服しております。副会長となれば、様々なご意見をいただくと思いますが、すべてポジティブに変換すべきものです。多様な問題を辻村先生なりの方法で解決していってください。大阪弁護士会がよくなるものと、とても期待しております。頑張ってください。

主張すべきことは主張する副会長に

播磨 政明 (29期)

辻村さんは、私が副会長をしていた2002年10月の登録です。当時から色々深くモノゴトを考察される方でしたが、行動力にも恵まれ、2006年度の会長選挙の際、短期間に情勢に応じた適切な企画により3冊の選挙特集号を無事発行できたのは、選挙事務所に四六時中詰めていた彼の行動力の賜物でした。その際、彼が応援していた小寺一矢先生に期待したのは、会長として外部に主張すべきことは主張して欲しいということでした。当時とは弁護士及び弁護士会を巡

る環境は大きく変化していますが、会長を補佐する立場を弁えつつ、副会長として主張すべきことは主張してくれることを期待しています。

辻村先生、ご活躍楽しみにしています！

一津屋香織 (62期)

辻村先生、副会長当選おめでとうございます。

辻村先生とは、私が若手の頃から法友クラブでお世話になっています。いつしか「つ～やん」と呼んでいただくほど仲良くしていただき、辻村先生が得意のギャを繰り出すと、反射的に私がツッコむという関係が確立しているような気がしています。ちなみに私は、ギャをツッコまれると飛んで喜ぶ辻村先生の姿が癖になっています。そして、辻村先生のギャは、会派の先輩後輩問わず、誰であろうとお構いなしです。誰であってもギャの下では平等なのです。それをみんなが楽しく笑ってるんです。なんて風通しのいい会派なんだろうと辻村先生のギャを通じて法友クラブの良さを再認識しています。さて、ギャのことばかり話しましたが、いつもどんな相手に対しても物怖じしない芯の強さと行動力で、物事や意見の核心に鋭く切り込んでいく辻村先生の姿にいつも感銘を受けています。この1年はその能力を遺憾なく発揮する先生が沢山見られそうで楽しみです!! 健康に気を付けて、1年間駆け抜けてください!(最近では自粛しがちなギャも楽しみにしています!!)

辻村先生期待しています

平井 信夫 (48期)

辻村先生、大阪弁護士会副会長就任おめでとうございます。

これからは、大阪弁護士会だけにとどまらず、全国の弁護士のためにも頑張ってください

ることを期待しています。

辻村先生とは、平成25年度の法友クラブ常任幹事として一緒に活動させていただきました。それまでも法友クラブの親睦行事があるたび、辻村先生に色々とお手伝い頂き大変助かっていました。

常任幹事として一緒に活動した際は、辻村先生には法友の行事関係で、当時の近藤幹事長の指揮のもと、面倒なことばかり押し付けていましたが、先生は嫌な顔一つせず、飄々と処理されている姿には感心させられていました。その姿から、将来は法友クラブにとどまらず大きな土俵で戦える人物だなあと感じていました。

その第一歩が、今年の4月から始まります。

これから、もっと、もっと大きな土俵で活躍されることを、さらに期待しています。

辻村副会長、また1年間一緒にさせていただきます！

深田 愛子 (59期)

平成30年度の法友クラブの常任幹事を辻村先生と共に務めさせていただきました。常幹時代は、月に少なくとも2回は辻村先生とお会いし、会議、行事開催等、密なお付き合いをさせて頂き、有難うございました。

私は今、弁護士会企画調査室の室員を務めており、毎週行われる正副会長会、副会長会に出席しているのですが、私の任期は、令和7年3月31日まで、つまり辻村先生の副会長の任期と同じなのです!

法友の会員で最も身近といえる立ち位置で辻村先生の力戦奮闘ぶりを拝見できるご縁に感謝いたします。

辻村副会長、1年間よろしく願いいたします!

頑張れ！ 辻村さん

福原 哲晃 (29期)

辻村さん いよいよ出陣ですね。

先生の恩師 故小寺一矢先生も、さぞかし喜んでおられることでしょう。

辻村さんは、大学時代、法律相談部に所属して無料法律相談活動に取り組み、世の役に立てることの喜びと達成感を感じて法曹の道を志したとのことで、弁護士になってからは、高齢者・障害者総合支援センターに所属し、高齢者・障がい者に対する虐待事案や身寄りのない人の後見業務等に熱心に取り組んでこられました。そして、私が一時期所長を務めていた「法テラス大阪」(日本司法支援センター大阪地方事務所)の副所長に就任していただき、支援業務を担っていただきました。

辻村さんは、選挙公報の「ご挨拶」で、第1に「お役立ちの精神で」弁護士会の活動に取り組む。そして第2に「法律相談事業の拡充・活性化」、第3として「法テラスとの適切な連携」を政策として掲げておられます。まさに辻村さんの法曹として歩まれてきた生き様が示されていると思います。

辻村さん。自信をもってスタートを切ってください。大いに期待しています。

辻村さんに期待する

前田 春樹 (31期)

辻村さんは、エネルギーの魂のような人である。委員会活動も会派の活動も実に精力的にこなし、常議員会や会派の幹事会においても、積極的に発言し、どこに居ても存在感が大きい人である。

その反面、彼は法律相談センターや法テラスあるいは高齢者障害者総合支援センター等の運営委員会に所属して、現業部門のどちらかと言えば、縁の下の力持ち的な役割を引受け、どう

すれば市民のために、あるいは弁護士会および弁護士会員のために役に立てるかを常に志向している。次年度から、法律相談センターの相談担当者の氏名や取扱分野などを、相談者がインターネットで事前に確認して予約ができるシステムが導入されると聞いているが、この分野では彼の卓越したITの知識と技術力を十分に生かして、市民の弁護士へのアクセスを容易にし、市民の権利が十分に擁護されるように、より充実したシステムを立ち上げてくれるものと確信している。

辻村さん、ご活躍を期待しています。

辻村幸宏先生を応援します！

増田 勝洋 (47期)

大阪弁護士会副会長への就任、おめでとうございます。

辻村先生とは私が法友倶楽部ジュニア部の代表幹事を担当している年に彼が新たに入会してこられてからのお付き合いということになります。

入会当初からこまめに動いていただき、その後も会派内の委員会等ではいつも助けていただいていた辻村先生には本当に感謝しております。

人懐っこく、コミュニケーション能力が高いことは衆目の一致するところですが、私が特に印象に残っているのは、彼が師や先達からの薫陶を非常に大切にしているところです。彼が編集長を務めた「法友」137号の小寺一矢会員の追悼特集では自ら語録まで作成し、会派の雑誌にしては珍しく(すいません)永久保存版となっております。

どうか健康に気を付けて、会の先輩たちがこれまで築いてきた伝統や財産を柔軟な発想と機動力でさらに発展させ、会員に勇気を与えるよう頑張ってください。

辻村先生、応援しています！

増田 力 (63期)

副会長ご当選、おめでとうございます。

初対面の頃から、「俺は教え魔やから何でも聞いて」と教え魔であることを公言し、質問しやすいように気を遣っていただいたのはもう10年以上前のことになります。

去年は運動会の会派対抗リレーに向けて誰よりも（練習しすぎて本番前に怪我をしないか心配になるくらい）練習し、第一走者として見事なスタートダッシュを決め、法友倶楽部を優勝に導いたことが思い出されます。

副会長としてもスタートダッシュを決め、最後まで（怪我することなく）走り抜けてくれると信じています！

辻村先生、応援しています！

町野 達也 (68期)

辻村先生は、会派、特に若手への愛が深い方です。新入会員の名簿や自己紹介には必ず目を通し、名前を覚えるそうです。また、新入会員の自己紹介で変な空気になりそうな時は、すかさず援護（ガヤ）を入れて笑いに変えて下さいます。

そんな私も、入会時の自己紹介で不時着しようとしていたところ辻村先生に助けていただいた恩があります。未だに、「もっと良いオチにできたはずだ。」と掘り返されますが、覚えていただいていること自体が驚きで、若手に対する愛を感じます。

辻村先生、副会長としてのご活躍、1年後に良い「オチ」をつけられることを、心から期待・応援しています！

みんなの頼れるアニキ 辻村幸宏副会長！

松木 俊明 (64期)

辻村幸宏先生、2024年度副会長ご当選おめでとうございます。辻村幸宏先生への想いやエピソードを余すことなく記載しようとする、広辞苑や民法コンメンタルの厚さを優に超えてしまいます。おそらく法友倶楽部の若手では同じくらいの想いを持つ人ばかりだと思います。そのくらい、辻村幸宏先生は、若手にいつでも寄り添い、親身に接し続けてくださいました。あるときは面白く、またあるときは芸人の方の“ガヤ”のように、そして、あるときには真摯に……。辻村幸宏先生と接した方は皆さん辻村幸宏先生のファンになってしまうと思います。そんな辻村幸宏先生ですので、副会長になられても、明るく振舞われながらも、鋭い洞察力と真摯な姿勢でその重責を全うされることと存じます。法友倶楽部の若手はみんな、辻村幸宏先生の弟分です。くれぐれもお身体をご自愛なさりながら、1年間全力で走り続けてください。

辻村先生、おめでとう

水間 頼孝 (37期)



辻村先生、副会長当選おめでとうございます。本当に嬉しいです。いつかはとは思っていましたが、現実にその日が来ると嬉しさもひとしおです。

また辻村先生を副会長に推薦し支持して下さった法友倶楽部の先生方、当たり前のごこと

すが、皆さんのご支持がなければ、辻村先生は本日を迎えられなかったのですから、小寺一矢一門を代表して、心からお礼申し上げます。有難うございました。辻村先生を可愛がりながら育てていただいた小寺一矢先生、廣瀬舞先生の喜んでる顔が目には浮かびます。

辻村先生、先生が副会長を志す目的として掲げられた、法律相談事業の拡充・活性化、法テラスとの適切な連携、弁護士・弁護士会のプレゼンスを高めること、会務・業務に関するきめ細かい情報提供、それらはどれをとっても必要かつ重要な課題です。しかし任期は僅か1年間です。総花的にならず、先生が一番やりたいことに的を絞って一所懸命に取り組み、その成果をもって会長を必ず動かし、任期を全うしてください。

そして、「法友に辻村あり」と言われるように頑張ってください。

今この冊子に目を通しておられる大阪弁護士会の先生方に申し上げます。どうか辻村先生のこれからの発言、行動を見守っていただき、何か問題点があると思えば、すぐに指摘して正してやっていただきたくお願いいたします。辻村先生は「言いたいこといい」ですが、他人の意見を聞く耳はしっかりと持っています。そして、辻村先生を育ててやってほしいのです。宜しくお願い申し上げます。

辻村先生、後日、小寺一矢先生、廣瀬舞先生にも参加して頂いて、一門祝賀会を開きます。お忙しいでしょうが、ご参加ください。美味しい酒を飲みましょう。

辻村さん頑張れ

満村 和宏 (41期)

辻村さんから、今年度大阪弁護士会副会長に立候補するという「意志」表示を受けたとき、漸くこの時が来たかという思いと、是非とも推薦委員会で推薦人として全員一致で推薦決議を得なければならないという気持ちになりました

た。今般、副会長に当選されたことは、本当に喜ばしい気持ちで一杯です。

辻村さんとは、法友倶楽部の活動で出会い、色々な場面で一緒に仕事をしました。私は、70周年記念事業や80周年記念事業等の主な行事で、事務方の仕事を引き受けていましたが、彼が出てきてからは、事務方の仕事はほとんど任せていたような記憶です。細々した作業や連絡も厭うことなくこなしてくれていました。

緑のオーナー事件の弁護団でも、途中から入ってくれましたが、最後まで事務局の面倒な仕事を引き受けてくれていました。

しかし、結構思ったことをズバズバと言うので、寛容な私は笑って受け流していましたが、「文句言いい」の辻村という評価をして嫌う向きもあるかもしれません。

昔、大先輩から、「副会長は、会長を正しく補佐することが職務だ。」と言われたことがありました。「会長が間違っていると考えた場合、それを正すことも厭うべきではない」という意味です。大砂会長は、副会長同期で、物事を慎重に進めるかたであり、よもや「間違えることはないと思います」、辻村さんには「正しく補佐する＝思ったことをズバズバ言う」という資質は備わっているのでは、期待に応えてくれると思います。

会務については、高齢者・障害者総合支援センター運営委員や広報委員会に所属されていましたが、何より法テラスの副所長を経験されていることが大きな経験になったのではないかと思います。法テラスの事業は、弁護士報酬を安価に誘導しており、何かと弁護士の業務の支障になっているのではないかと批判を受ける組織ですが、明らかに弁護士を必要とする市民が自らの権利を守る最後の砦であることは否定できないでしょう。

弁護士会の活動もまたしかりです。辻村さんは、弁護士会が弁護士を食わせるためにあるのではないことをよく理解してくれていると思います。

とはいえ、昨今の不祥事を見るにつけ、個々

の弁護士の業務支援も必要であることは言うまでもありません。

辻村さんには、バランス良く会務の在り方を考えて、会長や他の副会長と共に一年を突っ走って欲しいと思います。

頑張れ！

存分に実力を発揮できる場です

宮崎 誠司 (47期)

私が平成27年に副会長に立候補することとなった時に、3人の推薦人が必要、1名は若手世代が望ましい。「さて、」と考えて頭に浮かんだのが辻村さん。持っている雰囲気のようなものかな。それまでは奥様が作られたチョコバーを何本もいただいたぐらいの縁。副会長を終えてほどない4月、次年度は幹事長が控えている、自分には適任でない役職だ、常任幹事としてマルチタスクができ、会派運営を裏で上手く回してくれる人材が不可欠。やはり彼しか。5月の会派の春季総会の場で、辻村さんの座っている席に行き、「頭においといてくれないかな。」と。私の辻村さんに対する評価は、上述のふたつで十分です。

村の人気者の活躍を応援しています

村岡 悠子 (63期)



辻村先生は、相手の気持ちや立場に寄り添い、特に、自分より期が下の弁護士を気にかけ

て心からのねぎらいの言葉をかけてくださる方です。ご自身は会派や委員会の仕事を山盛りで担っているのに、そのスタンスを人に求めることはなく、多様な関わり方を許容し、居心地のよいやり方を模索してくださいませ。そんな先生が副会長となられたこと、心からお祝い申し上げます。写真は、法友のグルメ記事で、水間頼孝先生おススメのお店に連れて行っていただいた際のものです。小寺先生の門下生とご一緒されているときの先生は本当に生き生きしていますね。ご健康に気を付けて、この一年を乗り切ってくださいね。

弟よ！ 元気に行ってこい！！

森 直也 (53期)

辻村君。君は(法友という)村の人気者です。小寺一矢先生という、偉大な「村の主(おさ)」の下で修行を積み、先輩方の覚えめでたく、後輩の世話を惜しまず、村の皆に愛されて、のびのびと育ってきました。

そんな君が、いよいよ満を持して弁護士会副会長という重責を担うため「都会」に旅立つときが来ました。兄貴分を自称する僕としては、期待と心配とが入り混じり、さしづめ、さだまさしの「案山子」の歌詞のような気持ちです。しかし、君は必ずやり遂げてくれると信じています。弁護士会職員のため、会員のため、そして弁護士を頼る全ての人たちのため、1年間存分に、やりたいように活躍してきて下さい。村のみんなは、1年後、さらに立派に成長した君が帰って来るのを待っていますから。

辻村先生！期待しています。

屋敷 名臣 (62期)

辻村先生との思いでといえば、何と言ってもゴルフ。辻村先生がジュニア部代表の時、河川敷のゴルフコースを一緒にラウンドしました。

しかし、私も辻村先生もゴルフ素人、加えて、当日、雨が土砂降りという環境。二人とも、200に近いスコアをたたき出しながら、最後は涙きそうになりながら、最後まで回りきった（なお、私は翌日風邪をひいた。）のが、良い思い出です。辻村先生のあきらめない姿勢に、感銘をうけました(?)。

辻村先生、持ち前の優しさと話術で、1年間頑張ってください！

辻村先生おめでとうございます。

藪根 壮一 (64期)

私は、辻村先生のことをまさに弁護士の鑑だと思っています。辻村先生は、困っている人を見れば、その人のことをどうしても放っておけないご性格です。辻村先生は、いつも、損得を度外視して、困っている人に最大限のサポートをなさっています。かく言う私も、これまでの弁護士人生の中で、困難な状況に直面した際、辻村先生に何度も手をさしのべて頂きました。弁護士のあるべき姿については様々な見解があると承知しておりますが、私は困っている人を助けることこそ弁護士の本分であると思います。困っている人を助けずにいられない辻村先生は、まさに弁護士の鑑です。辻村先生のご活躍を心より祈念しております。

辻村先生、頑張ってください！

山田 敬子 (56期)

辻村先生 副会長ご当選、おめでとうございます。辻村先生には、熊本県指宿温泉の56期新歓旅行から始まり、それ以来20年以上に渡ってずっとお世話になりっぱなしでした。法友が誇るスーパーマン、ザ・人たらしの辻村先生ですから、その手腕を発揮されて、活躍されるのが目に浮かびます。お体には十二分に気をつけて、頑張ってください。

辻村先生頑張ってください。

若林 正伸 (22期)

令和6年度大阪弁護士会副会長ご当選おめでとうございます。

年々弁護士会役員のレバートリーは広がっていくばかりで、負担は大きくなるばかりですが、培われた知力・体力で乗り切っていられるものと期待しております。そのことにより一回りも二回りも大きな人間になれると思います。

頑張ってください。

辻村先生 応援しています

脇田 俊宏 (64期)

辻村先生、ご当選誠におめでとうございます。

我々の世代は、先生がジュニア部代表幹事を務めておられた頃の新入会員であり、とても可愛がってもらいました。私もそれに甘え、たくさんお話を聞いていただきました。その都度、優しく受け入れてくださいましたが、時にチクリと鋭いご指摘を頂き、ハッとする気付きを得たことが強く心に残っています。

辻村先生の限りなく強い個性と、懐の広さ、それらと併せ持つ鋭さで、唯一無二の副会長とされるものと確信しています。

心より応援しております。

われわれが当面する重要課題

— 将来の司法、日本社会のために弁護士会が今行うべきこと —

はじめに

この度の令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。被災者の皆様が一日も早く日常を取り戻されることを衷心よりお祈り申し上げます。

さて、法友倶楽部は、「弁護士の使命である人権擁護と社会正義実現のため司法の民主化に貢献し、弁護士会の健全な運営に寄与する」ことを目的として掲げ、政策団体を標榜しています。その活動の一環として、継続的に「政策」を発表し、大阪弁護士会がその時々直面している重要な課題について施策の提言を行ってきました。

本年度（2024年度）の「政策」では、これまでも提言を行ってきた「弁護士自治」「男女共同参画」「会員への業務支援」「業務拡大」「消費者問題」「子ども・若者支援」「社会的少数者の権利保護」「災害復興支援」「家事法制」「刑事弁護」「犯罪被害者支援」「法テラス」といったテーマのほか、新たに「会務運営の課題」として、会員の会務参加促進、対内・対外広報、IT対策、財務、職員人事についても幅広く提言を行っています。

執筆するうえでは、課題を指摘するだけでなく、できる限り具体的な施策まで提言するよう努め、また、趣旨がより理解いただき易くなるよう、各項目の冒頭には【提言のポイント】を掲げるようにしました。

ご高覧のうえ、今後の大阪弁護士会の活動の一助としていただければ幸いです。

2023(令和5)年度 政策部会

部会長	井 崎 康 孝								
政策部会	魚 住 泰 宏	土 谷 喜 輝	橋 口 玲						
	太 田 健 義	大 橋 さゆり	林 裕 之						
	森 直 也	中 嶋 勝 規	川 本 真 聖						
	辻 村 幸 宏	浜 田 真 樹	尾 島 史 賢						
	山 田 敬 子	土 橋 央 征	梁 沙 織						
	松 田 さとみ	中 塚 雄 太	辻 健 司朗						
	屋 敷 名 臣	門 林 俊 夫	中 島 裕 一						
	玉 野 まりこ	中 井 雅 人							



目次

第1 弁護士自治	49	第7 次世代を担う子ども・若者支援	68
1 弁護士自治の重要性		1 総論	
2 不祥事対策		2 子どもの意見表明支援	
3 非弁提携問題の注意喚起の必要性		3 法律援助の国費化	
第2 会務運営の課題	51	第8 社会的少数者の権利保護	69
1 会員の会務参加促進		1 総論	
2 対内広報・対外広報		2 外国人	
3 IT対策		3 性的少数者	
4 財務		4 障害者	
5 職員人事		5 生活困窮者	
第3 男女共同参画 (ジェンダー平等の推進)	57	第9 災害復興支援	72
1 理事者への女性会員就任の推進		1 能登半島地震への対応	
2 業務におけるジェンダーギャップの解消		2 自治体協定の促進	
第4 会員への業務支援	59	第10 家事法制	73
1 IT化対策		第11 刑事弁護	73
2 研修		1 全事件可視化の実現と取調べへの弁護士 立会いの制度化	
3 その他の業務支援		2 刑事再審法の速やかな改正	
第5 業務拡大	62	3 刑事司法をめぐるその他の課題	
1 分野別登録弁護士制度の拡充		4 再犯防止・更生支援	
2 法律相談事業の拡充		第12 犯罪被害者支援制度拡充への取組み	77
3 行政等他機関との連携		1 従来の犯罪被害者支援について	
4 中小企業支援の拡充		2 国による支援の必要性	
第6 消費者問題	66	3 地方公共団体の条例	
1 総論		第13 法テラス	79
2 あるべき法改正の提言		1 報酬適正化と利用者負担軽減	
3 成年年齢の引下げについて		2 DV等被害者法律相談の対応体制の拡充	
4 実効的被害救済のために		3 社会的弱者に対する相談体制の拡充	

第1 弁護士自治

【提言のポイント】

- 1 日弁連、金融機関、損害保険会社等とも必要な連携・協議をし、会員の不祥事を防止するための具体的施策を検討したうえ、早期に実施すべきである。
- 2 非弁提携問題について、国際ロマンス詐欺の事例など新たに生じる手法にも留意したうえ、会員に対し継続的に注意喚起をすべきである。

1 弁護士自治の重要性

弁護士法1条1項に規定されているとおり、弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としており、この使命を果たすためには、いかなる権力にも屈することなく、自由独立でいなければならない。それゆえ、弁護士自治は、我々が弁護士としての職責を果たすために欠かすことのできない重要な基盤である。もっとも、弁護士自治は、1949年（昭和24年）に議員立法により実現したものであり、決して所与のものではない。我々はこれ



が揺るがされることのないよう、不断の努力により堅持していかなければならない。

確固たる弁護士自治の堅持のためには、個々の弁護士や弁護士会の活動及び存在に対する市民や社会の信頼を維持し、高める努力とそれを支える仕組みが必要である。個々の弁護士が高い倫理観を持って業務に当たるのは当然のこと、弁護士会としても、第一に市民の期待を裏切る不祥事の発生を防止し、仮に不祥事が発生した場合でも、弁護士・弁護士会に対する信頼を損ねることのないよう適切な対策・対応に努めなければならない。

2 不祥事対策

当会では2016年（平成28年）に弁護士不祥事等総合対策P Tが発足し、様々な角度から対策が検討された。これにより、法律相談等用名簿に関する規程、業務引受弁護士紹介制度、会員職務適正化支援特別嘱託並びに懲戒事由調査特別嘱託制度などが制定された。法律相談等用名簿に関する規程により、一定の要件に該当した会員は、法律相談等の名簿から抹消されることになった。また、業務引受弁護士紹介制度は、2019年（令和元年）7月の発足以来、年間数件の制度運用がなされており、引受支援弁護士・業務引受弁護士の拡充、同弁護士への研修の実施などのブラッシュアップがなされている。

他方、同P Tからは預かり金横領の根本的防止策として、預かり金管理に関する新システムの導入についても答申がなされたが、これについては当時の理事者により時期尚早であるとして見送られた。さらに、同P Tではこれら以外にも、(ア)保険会社が保険金を代理人口座へ振り込んだ際に本人にも通知される制度の制定、(イ)一定の要件を満たす場合に会長が金融機関に対し預かり金口座の取引履歴

の開示を求めることができる制度の制定、(ウ)裁判所や法務局における電子納付制度の拡充などが提案された。

(ア)に関しては、損害保険会社に依頼者への通知の有無・可否について照会を行ったうえ、日弁連に対し全国的な対応を求めた。しかし、現在まで、日弁連の具体的な対応は確認されていないため、検討状況の確認が必要である。また、(イ)に関しては、大手金融機関との間で照会・協議を行ったものの、預金者（会員）の事前の同意書があっても開示に応じられないとの回答であったようである。しかし、弁護士会としては、預かり金口座という特殊性に鑑み、金融機関に対し開示に応じるよう積極的な働きかけが必要である。

さらに、会員の業務上預り金の保管方法等に関する規程では、会員に対し、預り金口座の届出義務及び会長からの預り金の保管状況に関する照会に対する回答義務が明記されており、かつ同照会に対する回答拒否・虚偽回答は懲戒事由に該当する。他の単位会でも、同様の規定に基づく照会への回答拒否を懲戒事由の一つとして懲戒処分がなされた例も存在する。当会においても、同規程の積極的な運用など、より実効的な手段を検討することが必要である。

また、2017年（平成29年）から施行された日弁連の依頼者見舞金制度も、2022年（令和4年）度は支給額合計5850万円（過去最高額）となり、さらに2023年（令和5年）度も弁護士による横領事案の報道が相次いでいる。

弁護士による事件放置、預かり金の横領を始めとする不祥事は減少しておらず、単に制度の検討を続けるだけではなく、具体的な防止策を実施する必要がある。



3 非弁提携問題の注意喚起の必要性

国際ロマンス詐欺等のいわゆる投資詐欺被害者に対し、被害回復が容易に可能であるように広告して多数の被害者から受任していた弁護士が、弁護士法違反容疑で大阪府警に逮捕され、当会でも綱紀委員会に対する調査請求（いわゆる会立件）が行われた。これらの事例では、広告会社から派遣された従業員等に被害金の回収業務を担当させていた疑いがある。非弁提携の点は、東京ミネルヴァ法律事務所の破産事件等の事例と同様であるが、被害金の回収が困難な点で債務整理を受任していた例よりも悪質である。

詐欺被害金の回収は、通常は被害回復が極めて困難であり、安易に受任することは慎むべきであるが、多数の被害者を広告で集めて勧誘していること自体が、売上だけを追求する広告業者が背後にいて弁護士を支配していることの証左である。

これらの事象は、弁護士数増大による競争激化がもたらした病理現象ともいえ、経験の浅い弁護士が巻き込まれることがないように注意喚起が必要である。また、従来型の他士業との非弁提携事案も未だ存在しており、これらへの注意喚起も依然として必要である。

新規登録弁護士研修、月刊誌での周知、倫理研修等様々な媒体を通じた啓発が引き続き行われるべきであり、若手弁護士だけでなく全ての会員が非弁提携に巻き込まれることのないようにしなければならない。

第2 会務運営の課題

1 会員の会務参加促進

【提言のポイント】

特定公益活動の要件及び公益活動負担金の使途を、大幅に見直すべきである。

近年会員の会務離れが進んでおり、新型コロナウイルス、Web会議の増加等の影響により一層拍車がかかっている。会務への参加は弁護士自治の根幹でもあり、かかる会務離れへの早急な対策が必要である。

会務離れへの対策としては、会派、会員各自による呼びかけ等の地道な努力も必要であるが、当会には強力な「特定公益活動」制度があるのであるから、同制度を有効に活用すべきである。2007年（平成19年）4月に公益活動参加義務が強化されてから17年近く経過しており、その間、状況は大きく変化しているのであるから、大幅な見直しを検討すべき時期に来ているはずである。

たとえば、現在の規定上は、委員会活動であれば同一の委員会に年6回以上出席が必要であるのに対し、法律相談については年に1回担当すれば足りるとされている。かつては会員全体で法律相談事業を支える必要があったが、現在では会員数が増え、担当希望者も多いため（さらには法律相談件数も大幅に減少しているため）、法律相談を特定公益活動から外したとしても、当会の法律相談事業は十分に維持できる。他方、委員数が数百名いる委員会も多く、これまでは会館のキャパシティの問題から全員が年6回以上も委員会に出席することは難しかったが、現在では委員長が認めればWeb会議での出席も可能となっているため、物理的には全ての会員が委員会への出席により特定公益活動を履行する



ことが可能である。このような実情に即して特定公益活動の要件を見直すことが必要である。

また、公益活動負担金の使途を検討することも必要である。近年では毎年2000万円程度の負担金会費収入があるのに対し、支出は人権基金特別会計への500万円程度の繰り入れに限られているため、年々増加し、現在約1億1200万円もの負担金が積み立てられている。もともと同負担金は、「当会が組織的に取り組むべき公益活動」（「特定公益活動」として現在規定されているもの及び将来規定されるべきものを意味すると解される。）の資金的基盤として使用するために設けられたものである（なお、会員の公益活動等に関する規程11条はやや抽象的に「本会の社会的責務を実現するために必要な活動」のために使用すると定めるが、制定当初の総会等ではその意味について一貫して上記のとおり説明されている。）。かかる活動は人権基金から日当が支給されている活動に限らないのであるから、まずは同基金の日当を見直したうえ、それでも余剰があるのであれば、新たな使途を検討すべきである。この問題は会務の有償化という難しい問題とも関連するが、もともと公益活動負担金はそのような目的で設けられているのであるから、会員の会務参加促進のため、同負担金会費収入の範囲内で積極的に支出することも検討すべきである。

2 対内広報・対外広報

【提言のポイント】

- 1 会員に業務情報・会務情報が行き渡るよう、広報誌のコンテンツにアクセスしやすい環境を整備するとともに、執行部から会員向けの発信を積極的に行うべきである。
- 2 弁護士・弁護士会のプレゼンスを高めるため、会員や委員会の専門性や社会的意義ある活動を軸にした対外広報を進めるべきである。
- 3 弁護士への親しみやすさを伝えるため、市民向けの発信にリーガリユースを積極的に活用していくべきである。

ア 会務及び業務に関する対内広報の充実

当会や委員会の活動は多岐にわたっており、また、法や制度の改正、裁判所の運用の変更など、会務や業務に関し会員に提供すべき情報は変化に富み、かつ膨大になっている。

近年は民事裁判のIT化、mints（民事裁判書類電子提出システム）への対応など、会員の業務に直接関わる情報が更新されており、会員を取り残さないためにも、当会から会員に対する情報提供をより密にしていく必要がある。

(ア) 広報誌の電子化・アーカイブ化

当会から会員向け広報の媒体としては、レターケースへの紙媒体の連絡（ただし削減傾向である）、メール、会員専用サイト、月刊大阪弁護士会（以下「月刊誌」という。）などがある。特に月刊誌では、毎号、会内や業務に関わる情報について当該分野に知識や専門性を有する会員・委員会等が執筆しており内容も充実している。有用な情報を会員へより周知する工夫や、会員が必要な時に必要な情報を簡単に参照できるような仕組みが必要である。また、社会全体で紙からデータへ情報媒体が移行しており、有益な情報は廃棄可



能性があり検索性の低い紙媒体だけでなくデータとして蓄積していく方が有用である。

現状、月刊誌は裁判所・検察庁等にも提供されているため冊子版として発行されており、会員専用サイトへのPDF版の掲載と年間の記事タイトルをエクセルにまとめたデータの提供を組み合わせることで、一定の電子化・アーカイブ化が図られている。しかし、月刊誌の発刊時に実務上重要な記事や注目すべき会務情報に目を通してもらう取組みは不足しており、また、発刊後に会員が読みたいコンテンツにアクセスしやすい環境は十分に整っているとは言えない。

たとえば、当会から会員向けのメールに月刊誌の注目記事のリンクを貼る、過去の月刊誌コンテンツをキーワードで串刺し検索できる仕組みを作るなどすれば、会員からの情報アクセスの機会も増え、会員からの情報収集も容易になる。広報委員会や事務局の業務量の負担や費用対効果を検討のうえ、会員のアクセスを今以上に高める月刊誌の電子化・アーカイブ化を進めていくべきである。

(イ) 執行部から会員向けの発信

当会の意思決定は、常議員会で充実した審議を経てなされ、審議の結果が月刊誌に議事録として掲載されるほか、会派等で共有されている。しかし、会派等の繋がりのない会員にとって、どのような議論のうえで意思決定がなされているかは十分に伝わらず、そのために弁護士会や当会に対する不満が生じるケースもある。

会務へのコミットを高めるためにも、会員向けの情報として、メールニュースや月刊誌での情報発信にとどまらず、会員専用サイト内でわかりやすくトピックを伝えるための動画や音声コンテンツを利用し、執行部の考えを届ける等の方法も検討すべきである。

イ 弁護士・弁護士会のプレゼンスを高める 対外広報

当会には、特定の分野に専門的知見を有する会員、社会活動・人権活動に熱心に取り組む会員等が多数おり、人材の宝庫である。委員会活動も活発でシンポジウムやイベントも積極的に行なわれており、各種法改正に際しては関連委員会を中心に十分な議論がなされ、パブリックコメントに対する意見書も積極的に発出されている。

会員や委員会が行っている人権擁護と社会正義を体現した活動について対外的に紹介することは、社会における弁護士のプレゼンスを高め、当会の活動の社会的評価や注目度を高めるものである。

従来は司法記者クラブと連携しての既存メディアでの発信が中心であったが、最近では、広報室が主体となり、当会YouTubeチャンネルに時事問題について専門的な知見を持つ会員が法的観点から解説する動画をタイムリーにアップするなど、活発に情報発信している。重要な社会課題や裁判結果についての適時の情報提供は、国民の知る権利に資するものであり、法律家団体ならではの発信であると言える。現在進行中の事件を取り扱う場合には、当事者への配慮を行う必要があるが、積極的に展開していくべきである。

また、当会では、女性の法曹志願者を増やすことを目的として、毎年、中高生を対象とした「リーガル女子」というイベントが開催されている。かかる取組みも女性弁護士のプレゼンスを高めるもので非常に有意義であり、積極的な広報を進めるべきである。

市民向けの広報戦略として、一昨年度に当会マスコットキャラクター「リーガリュウ」が採用され、グッズや着ぐるみでのイベント



参加などが活発に行われ、弁護士・弁護士会に対する「親しみやすさ」を伝えることに成功している。会員間でもおおむね好評であり、今後も当会の人権擁護活動や総合法律相談センターのアピールにも積極的に活用していくべきである。

3 IT対策

【提言のポイント】

- 1 当会のIT統制改善のため、早急に組織体制の基盤強化を行うべきである。
- 2 セキュリティ対策として、会内の連絡手段についてメールからチャットへの移行を検討すべきである。
- 3 会員からの意見を捉え、総合情報システム・会員専用サイトの利便性を常に高めていくべきである。

ア 当会のIT統制のあり方

当会のIT統制については、現状、IT全社統制（企業等組織全体における内部統制の一環として行われる、ITの健全な監督・維持にかかるコントロール）等の判断を支える体制が存在しないため、最終的意思決定は正副会長会となる。しかしながら、担当副会長も任期の後半になってようやく問題が把握できることもあり、継続性の確保が課題となっている。この課題を解消するため、嘱託弁護士を配置したIT推進室の設置を含め、いかなる対応をすべきかが検討されてきた。

2023年（令和5年）11月、当会IT化推進検討チームから、上記課題に関する検討結果の報告がなされている。その骨子は、費用対効果、実効性、実現可能性の観点から、IT推進室の設置という方法ではなく、体制の基盤強化によるべきであり、①企画調査室の嘱託弁護士のうち1名をIT担当とし、継続的に情報センター運営委員会に出席してシステ

ム担当副会長をフォローする体制とする、②総合管理課にIT専任の担当職員を置く、③SEを2名体制とし、少なくともうち1名は正職員とする、④若手職員の育成のためIT関連の資格取得の補助制度などを充実させ、人事ローテーションのあり方もIT統制を意識したものとする、という組織体制を早急に実現すべき、というものである。

上記意見も踏まえつつ、当会のIT統制の取組みを速やかに進めるべきである。

イ メールからチャットへの移行

昨今、メールを利用したサイバー攻撃が増加しており、情報漏洩やマルウェア感染、不正アクセスなどの被害が発生するリスクがあるため、当会においてもメール利用に関してセキュリティ対策が必要である。

ところで、以前にも当会委員会MLから不審なメールが配信されるなどの問題が報告されており、2022年（令和4年）3月には、当会MLでメールが配信できなくなる問題も生じた（使用されていないメールアドレスが多数残されていたことによりサーバIPがブラックリスト登録されたためであると推測されている。）。その際、最終的には外部事業者に委託して外部VPS（仮想専用サーバ）にMLを構築して対応することになり、その間、会内の連絡系統に大きな支障を生じた。

このような経過からも、今後、会内の連絡手段としてメールを継続して利用していくことには問題があるといえ、セキュリティ機能が高く情報漏えいリスクを低減できるチャットサービスの移行も検討するべきである。

ウ 会員専用サイトの利便性を高める

会員専用サイトは、研修情報、委員会日程や資料、法律相談予定の確認等、会員の業務



に関する多岐にわたる情報にアクセスでき、各種支払いをサイト上でカード決済により行えるなど、会員にとって非常に有用な機能を搭載している。一方、サイト上に大量の情報があること、サイトの利用方法について十分な周知がなされていないことなどから、会員が必要な情報にアクセスできず、機能を十分に活用できていないケースも生じている。

情報センターにおいて、会員から上がってくる要望に基づき、費用対効果を考慮して適宜改修を行っており、例えば、「サイト内検索機能」も実装される予定となっている。このように、より使い勝手の良いシステム実現のためには、会員側からも絶えず要望を上げていくことが必要である。

大規模な改修は長期的な視点で行う必要があるが、利用方法について常に周知しつつ、会員からの要望を捉えながら、今後も適時に会員専用サイトを改修し、利便性を高めていくべきである。

4 財務

【提言のポイント】

- 1 弁護士会としては収支均衡を目指すべきであり、赤字を避けることを重視し過ぎるあまり繰越金を積み上げ続けるべきではない。
- 2 会員から毎年度、報告書を提出してもらうなどし、負担金会費の納付に不公平が生じないようにすべきである。

ア 収支均衡

当会の一般会計及び特別会計を合計した過去5年間の繰越金は、以下のとおり、増加し続けている。

2018年（平成30年）度	26億8616万円
2019年（令和元年）度	27億4627万円
2020年（令和2年）度	27億9625万円

2021年（令和3年）度 29億0286万円

2022年（令和4年）度 29億2263万円

これは、当会の収支が、毎年度、数千万円から1億強の黒字であったことを示すものであり、一般企業であれば好ましいことではある。しかし、会の収入の大半は、会員からの会費、特別会費及び負担金会費が占めているのであり、黒字を継続しているということは、当会が会員から会費を取り過ぎている状態が継続しているということになる。当会としては、年度によっては、多少の赤字になっても構わないと考え、収支が均衡することを目指し、会員から会費を取り過ぎている状況を止めるべきである。具体的には、数年毎に一般会費の額を見直し、黒字が継続していれば、一般会費を一律に減額するなどの方策を取るべきである。

なお、単年度赤字が生じても、上記のとおり、当会には、相当な額の繰越金があるため、財務に大きな影響は与えないが、だからといって、毎年度、赤字を継続させ続けてよい（繰越金を毎年度、減らし続けるべきである）とまでは考えられない。当会としては、大規模災害等に対する備えや将来の会館の大規模修繕等も見据え、一定の繰越金は維持しておく必要があり、どの程度の繰越金を維持すべきかについても、議論・検討が必要である。

また、会費は、若手支援等の政策を除き、公平かつ平等に徴収すべきであるところ、特定の事件を行った会員から徴収する負担金会費の在り方についても、議論・検討が必要である（なお、負担金会費を廃止した場合、その収入減を一般会費から賄うことになるが、存続する場合、公平な徴収が必須である。）。

イ 負担金会費の公平な徴収

当会各種会費規程3条の4では、国選弁護



人、破産管財人、成年後見人等の報酬や当会総合法律相談センター等を経由した事件・LAC事件等の着手金・報酬等について、負担金会費を納めなければならないと規定されている。成年後見については、当会からの推薦案件に限らず、自推案件も含まれ、また、LAC事件については、当会からの推薦案件に限らず、持込案件も負担金会費の対象となる。しかし、これらの自推案件や持込案件については、当会が把握できない場合もあり、負担金会費を納付していない会員が一定程度いる。このことは、自ら自推案件や持込案件を申告して負担金会費を納付している会員との間で不公平を生じさせているものであり、早急に改善されるべきである。

なお、各種会費規程3条の4では、上述した以外にも相続財産管理人、職務代行者等、様々な業務の報酬について、負担金会費納付義務が定められている。しかし、そもそも、これらの業務や上記自推案件や持込案件も負担金会費の対象となることを知らない会員も一定程度いると考えられ、近年、当会では、定期的に負担金会費の納付義務が生じる業務を列挙して、各会員に告知している。このような告知をより実効性のあるものとするため、毎年度、各会員に、負担金会費が生じる業務を列挙した簡単な報告書を配布し、そのような業務を行っているか否かをチェックして提出してもらうことも検討すべきである。

上述した負担金会費は、会則上も納付義務が規定されているものであり（各種会費規程3条、3条の4第1項、3条の5第2号及び3条の5第3号並びに会則159条1項）、会則及び会規違反は、懲戒事由となる（会則115条）。日弁連会則97条では、6か月以上の会費又は特別会費を滞納したときは、懲戒することができる」と規定されていることもあり、

当会においても、長期間の一般会費及び特別会費の滞納者に対しては、退会命令を含めた、懲戒処分を行っている。これに対して、負担金会費の滞納者に対しては、何らの処分も行っていないのであり、このことも、会員間の不公平感を助長する要因になっている。今後は、会員に対して、負担金会費の納付義務が生じる事件を十分に周知したうえで、長期間の滞納者に対しては、懲戒処分を行うことも検討すべきである。

5 職員人事

【提言のポイント】

有為な人材を集められるよう、職員の多様な働き方を認め、職員研修を充実させることで、職員がスキルアップできる環境を整備していくべきである。

当会業務は、優秀かつ貢献心の高い職員に支えられて成り立っている。今後も引き続き有為な人材を集めることができるよう、多様な働き方やワークライフバランスに配慮した就労環境を取り入れるとともに、職員が業務や研修を通じて自己成長や自己実現を実感できる組織を目指していく必要がある。

ア 職員研修の充実

当会では、2012年（平成24年）度より、管理職を対象に、マネジメントスキルの向上に繋がる研修（主に外部業者に講師を依頼して行われる年1～2回程度の研修）が継続して行われている。近年、職員間で世代間ギャップが生じ、管理職にとってのマネジメント上の課題となっており、2023年（令和5年）度は、コーチング研修を実施し、部下との信頼関係を構築し、自律的に働く部下を育てるためのコミュニケーション手法について研鑽の機会を持った。今後、管理職以外の職員にも



順次コーチング研修を実施し、職員間のコミュニケーションの質と量を上げ、心理的安全性が高い職場を実現していくことが望ましい。

この他、2023年（令和5年）度は、職員全体研修として、セクハラ・パワハラに関する研修も実施している。こうした研修と業務における実践は、メンタルヘルス対策としても機能するものと思われる。

上記のほか、業務上必要な知識を備えるための研修（テレワークの前提となる情報セキュリティ研修等）や当会特有の業務スキルを高めるための研修も、職員の成長のために重要な施策であり、継続的に実施していくべきである。

イ 働きやすい環境の整備

当会職員において、育児世代が増加しており、育児と仕事の両立及び子育て支援を推進するため、2022年（令和4年）度、職員の育児のための時短勤務制度を従前の「3歳まで」から「小学校1学年修了まで」に改める育児規則の改正が行われた（改正規則は、2023年4月1日施行）。

また、2023年（令和5年）度、新型コロナウイルス感染症が5類移行したことから、当会において2020年（令和2年）12月から緊急的に実施してきたテレワーク（週1回、月4回以内）について、改めてワークライフバランスや多様な働き方推進の観点から検討し直し、継続していくこととし、2023年（令和5年）度中に、テレワーク関連規則の整備が行われ、施行されることとなった。

このように働きやすい職場環境のための施策が実現する一方で、管理職等の長時間労働の問題など、未だ解消できていない課題も残されている。

今後も、職員との継続的な協議を行い、職員の立場に立って、職員が働きやすい環境を改善する制度や業務の合理化・効率化のための施策を検討・実施していくべきである。

第3 男女共同参画 (ジェンダー平等の推進)

【提言のポイント】

- 1 女性会員の理事者就任を推進するため、数値目標としては30%以上を目指したうえ、理事者の職務負担の軽減、女性弁護士を増加させるための施策を引き続き講ずるべきである。
- 2 ジェンダーギャップ解消のために、女性弁護士が活躍するうえでどのような支援の必要があるかを検証したうえ、単体会として可能な施策を実行していくべきである。

1 理事者への女性会員就任の推進

従前からの当会の理事者（会長・副会長）に占める女性会員の割合を増やす取組みの成果の一つとして、2023年（令和5年）3月の総会において、理事者に占める女性会員の割合が当会の女性会員の割合と同程度以上となるよう努めなければならない旨の努力義務規定が会則に新設された。当会の女性会員の割合は全体では約20%弱、今後主に理事職を担う50期台以降ではおおよそ23%前後（2023年（令和5年）12月現在）であるから、少なくとも理事者において女性会員が2名以上選任されるべきということになる。

ただ、日弁連の第四次男女共同参画基本計画においては、副会長に占める女性会員の割合は30%以上とする目標が掲げられていること、政府の第5次男女共同参画基本計画では司法分野における女性の参画拡大について指導的地位に占める女性の割合が30%程度とな



るよう取組みを進めるとされていること、一般に30%という数値は少数者の意見が集団に影響を及ぼす分岐点と言われていること等からすると、当会においても社会的要請として、女性会員の割合と同程度以上ではなく、さらなる数値目標としては30%以上を目指すべきである。

もちろん、数値目標を掲げるだけでは理事者のジェンダーバランスに偏りがなくなるわけではないので、より多角的かつ実効性のある取組みが必要になってくる。

この点、女性会員の理事者就任の支障要因の一つとして、理事者の職務負担が過大であることが挙げられるところ、2023年（令和5年）度執行部においては、副会長の担当委員会への出席時間・方法の見直しや、IT技術を使った職務の効率化等に取り組み、職務の合理化と拘束時間の大幅な削減が進められた。このような職務の見直しを属人的なものとして単年度の執行部で終わらせるのではなく、次年度以降の執行部にも確実に引継ぎ、さらなる合理化と拘束時間の削減の工夫に取り組むべきである。この際、前年度以前の執行部からの慣例を踏襲するのではなく、理事者が担うべき職務か否かについて絶えず見直しを行い、職務自体の削減を行うべきである。

また、理事者に占める女性会員の割合を増加させる議論の際に必ず問題となるのは、いわゆる給源についてである。理事者候補者の推薦団体である各会派等は、期の順にこだわらず（従前、女性会員の子育て等家庭責任を負う時期と期の順で理事者に推薦される時期が重なり、理事者推薦を固辞する事例が散見された。）、さらにそれまで会派活動の中心にいなかった会員にも門戸を広げて理事者候補者となる女性会員の掘り起こしを進めているとはいうものの、そもそも女性会員の絶対数

が少ないため苦戦している状況がある。そこで、将来法曹になり得る女性に向けて法曹の魅力を発信すべく、「来たれ！リーガル女子」のような年1回の単発の参加型イベントを継続するだけでなく、さらに裾野を広げて当会会員が各学校に出向き女性弁護士の仕事やその魅力を発信するキャリア教育の体制を構築すべきである。加えて、女性弁護士が法律事務所で弁護士業を続けやすくするための施策（様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘と発信、経営者弁護士に対する啓発と情報提供等）を積極的に打ち出していくことも必要である。

2 業務におけるジェンダーギャップの解消

弁護士業務において、女性会員と男性会員の格差は収入において顕著である。日弁連が2020年（令和2年）に実施した弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査によると、女性会員の所得の平均値は男性の約60%にとどまっている。かかる格差は、労働時間の差以外にもさまざまに分析されうるところであるが、いずれにしても社会構造における女性と男性の格差に通底するものと言える。

かかる格差を当会のみでの取組みにより完全に解消することは困難であるとしても、少しでも改善していくために、単位会としてできることに取り組むべきである。例えば、当会が外部組織から会員の推薦依頼を受けた場合、ジェンダーバランスに配慮した推薦をすべきであるし（これは、当会や弁護士が社会からどう見られるかという視点からも重要である。）、主に経営者弁護士に向けての研修（事件配点や労働時間、弁護士採用等におけるジェンダーギャップ解消）の実施、女性弁護士のキャリア形成に関する情報の提供や情報交換・相談会のプラットフォーム作り等、



どのような需要があるのかを検証しつつ、当会として可能な支援を行っていくべきである。

第4 会員への業務支援

1 IT化対策

【提言のポイント】

- 1 会員の情報セキュリティ規程の策定状況をチェックするとともに、日弁連のモデル案が世間一般の要求水準を満たすものであるかについても検証すべきである。
- 2 ITに疎い会員の業務をサポートするため、どのような需要があるかを検証したうえ、必要な対策を講ずるべきである。

ア 総論

2018年（平成30年）3月には「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」が公表され、裁判手続等の全面IT化を実現するため、まず民事訴訟一般を念頭に検討と制度設計を行い、「3つのe」（e提出、e事件管理、e法廷）の実現、が目指されることとなった。

そして、裁判手続の全面IT化は、3つの段階（フェイズ）を経て実現することとされ、まず現行法下でのウェブ会議等の運用（フェイズ1）として、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理手続の運用が2020年（令和2年）2月から開始された。ウェブ会議を活用した争点整理手続は、コロナ禍でウェブ会議等が弁護士業務の中心を占めるようになった中で日常的な存在となりつつある。

さらに、2022年（令和4年）5月18日、民事訴訟法等の一部を改正する法律案が可決、同月25日に交付され、新法に基づく弁論・争点整理等の運用（フェイズ2）、オンラインでの申立て等の運用（フェイズ3）を実施する準備が整う状況となった。フェイズ1では、Microsoft Teamsや電子裁判書類電子提

出システム（mints）が利用されたが、仄聞するところによると今後の電子申立てでは新たなソフトウェアの開発が進められている。

また、刑事訴訟手続についても刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会において法務省での検討が進められている。

民事訴訟手続については、改正民事訴訟法が全面施行（2026年（令和8年）5月25日までの政令で定める日）された場合には、弁護士等の訴訟代理人は訴えの提起等をオンラインにより行わなければならないとされていること、刑事訴訟手続においても個人のプライバシーに関わる証拠書類を扱うことになることから、IT化された手続への習熟は今後の弁護士業務にとって必須となる。

イ 情報セキュリティ問題

弁護士が扱う情報自体が依頼者のプライバシー等に関わるものも含む情報であり、IT化が進む中では、ひとたび流出した情報の拡散のリスクは従前とは比較にならないことから、情報セキュリティへの取組みも当然必要であり、日弁連は2022年（令和4年）6月の定時総会で情報セキュリティ規程を創設した。個々の弁護士の独立性、業務の種類は事務所の規模に応じて自立性に任せることも必要であり、情報セキュリティ規程が「基本的な取扱い方法」の策定を求めるとどめることとした点も妥当なものである。

この改正は、日弁連の会規であり、当会の会員の策定状況をチェックするとともに、日弁連が提示する「基本的な取扱い方法」のモデル案が世間一般の水準に到達するものであるかの検証も必要となる。

ウ デジタルデバインドへの対応

当会でも会員専用サイトの運用が開始さ



れ、会員への様々な情報伝達や各種手続に利用されるようになった。また、裁判手続の全面IT化も迫る中で、ITに疎い会員に対するサポートも必要となる。

基本的には個々の会員の自己研鑽に委ねるべきではあるが、アンケート等により会員の需要を検証したうえ、必要な研修を充実させ、会派、弁護士協同組合等へもサポートを呼び掛けるべきである。研修を実施するうえでは、講義形式だけでなく参加型の研修も検討される必要がある。

2 研修

【提言のポイント】

- 1 弁護士に対する市民の信頼維持のため、会員向けハラスメント研修実施を進めていくべきである。
- 2 研修受講促進のため、会員の目に入るように研修情報を届ける仕組みを作る必要がある。
- 3 弁護士情報開示の施策として、研修受講履歴開示の導入を検討すべきである。

ア ハラスメント研修の早急な実施

2023年（令和5年）4月、大分地裁は、法律事務所所属の女性弁護士に度重なる性加害を行い自死に追い込んだとして、所長であった元弁護士に対し、1億3000万円の損害賠償の支払いを命じた。一部の弁護士の行為であるとはいえ、弁護士に対する市民からの信頼を大きく損ねかねない言語道断の事件であり、日弁連レベルでセクシュアルハラスメント防止のための会員向け研修を実施することが急務であり、今後対応が予定されている。

当会においても、上記の日弁連の動きを待つことなく関連委員会で協力のうえ早急に独自のセクシュアルハラスメントに関する研修を用意し、会員全般に強く受講を呼びかける

必要がある。

イ 研修の受講促進

当会においては、研修センターだけでなく委員会主催のものも含め、実に多種多様な研修プログラムが提供され、会場での受講はもちろん、ウェビナーや後日eラーニングとして視聴受講できる環境が整備されている。

若手・中堅の会員はリモートワークに習熟していることもあり、研修に参加する場合でも会場受講より配信やeラーニングを選択しがちである。一方で、年配の会員は会場参加を選択しがちである。そのため、これまで、多くの研修で会場での受講者の年齢層が高くなる傾向があった。ところが、棚置きやレターケース配布による研修案内が減少しており、月刊誌末尾を参照するか、会員専用サイト内で自ら情報を取りに行かなければ研修情報に触れられない状況にあることから、年配会員が研修受講機会を失いつつある。また、有意義な研修内容であるにも関わらず周知が行き渡らず、参加者数が低調に終わるケースもある。かかる状況が続けば、会員にとっても貴重な研修機会のロスとなるうえ、会場参加者が振るわなければ外部講師に礼を失する恐れもある。

こうした状況を回避するため、会員の属性を問わず、研修情報を広く会員の目に入るように届ける仕組みや工夫が必要である。

ウ 研修受講履歴の開示

第一東京弁護士会では、市民向けホームページ上で、開示を希望する会員に限り研修受講履歴の開示を行っている。

自らが受講した研修履歴を対外的に示すことは、市民にとっても弁護士がどのような分野に知識経験を有しているかを判断する一材



料となり、会員にとっても情報発信の手段となる。また、研修受講履歴の開示制度があることで、会員にとって研修受講の積極的動機づけとなり、会員の自己研鑽を促進し、当会の研修の活性化にもつながる。

なお、研修受講履歴の情報自体は総合情報システム内において管理されており、導入にあたって新たな業務負荷もそれほど発生しないと思われる。

当会においても、弁護士情報開示の一施策として導入を検討すべきである。

3 その他の業務支援

【提言のポイント】

- 1 若手支援の施策は会費減額の方法によらず、業務支援や業務に関する機会の提供を中心とするべきである。
- 2 会員に対する業務妨害に対して当会として毅然と対応するとともに、被害会員への支援を行っていくべきである。
- 3 大量懲戒請求に対する効果的な対応策を検討すべきである。

ア 若手支援

2022年（令和4年）度、若手支援策として会費減額対応が取られた。しかしながら、当会に所属する以上、経験年数によって会費に差を設けるべきではないとの考えも根強く、今後は会費減額によらない若手支援の方法を模索すべきである。

若手会員にとっての主要な課題は、経験や交流・ネットワークが不足しているところにあるから、当会の行うべき若手支援策は、若手会員が経験を積める機会を提供する、コネクションを持たない若手会員に外部との交流の機会を提供するなどの業務支援を中心とするべきである。

そのために、後述の総合法律相談センター

における経験弁護士との共同相談の導入、当会主導でベンチャー企業や若手起業家とのマッチングのイベントを開催する、行政連携の枠組で積極的に若手会員を推薦するなどの施策を打っていくことが望ましい。

イ 業務妨害に対する支援

依頼者や相手方から会員に対する業務妨害事例は絶えず発生しており、被害を受けた会員からの申し出があった場合、当会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会において、業務妨害に対する各種支援（対策の助言、情報提供、委員等の派遣）を行っている。

2023年（令和5年）6月、トランスジェンダーを公表している当会会員が同会員の運営する事務所ホームページ上で繰り返し殺害予告を受ける事態が発生したが、当会は会長声明を発出し、当該会員が脅迫にひるむことなく弁護士業務が行えるよう必要な支援を行う旨を宣言した。業務妨害に対しては、会員が一人で立ち向かうことは危険を伴うため困難であり、弁護士業務が不当な妨害に遭うことのないよう社会に向けて毅然とした発信を行うとともに、会員を不当な圧力から守るための各種支援に組織的に取り組むべきである。

ウ 大量懲戒請求への対応

2023年（令和5年）度、日弁連から、当会に対し、濫用的な大量懲戒請求の防止策として、懲戒請求の申立にあたり申立人に実費として1000円の費用を要求する制度を導入することの可否につき意見照会がなされたが、制度の導入は見送られることとなった。

綱紀懲戒制度は、弁護士自治の根幹に関わるため、請求者側に費用負担を求めることを問題視する意見もあるが、請求者側に特段の負担のない現行制度が濫用的な大量懲戒請求



が行われる一つの要因となっている。ひとたび懲戒請求が起これば、会員が被る負担は大きく、大量懲戒請求ともなれば弁護士会の通信費・人件費等の負担も大きくなる。そのため、何らかの対策が必要である。この点、当会綱紀調査手続規程24条3項は、「対象会員につき懲戒すべきでないことが一見して明らかであると認めるとき」には、綱紀委員会は、弁明その他陳述の機会を与えることなく、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする議決をすることができる」と定めており、対象会員の手続負担を一定程度軽減する制度である。しかし、実際にこの要件にあてはまる事案は稀少であるうえ、大量懲戒請求自体を抑止する効果は限定的である。

したがって、上記の日弁連の案に限らず、会員及び弁護士会の手続的負担を軽減するため、濫用的な大量懲戒請求については別途簡易に却下できる手続を設けるなど、会員を不当な懲戒請求から守るために効果的な方策を検討・実施していくべきである。

第5 業務拡大

1 分野別登録弁護士制度の拡充

【提言のポイント】

- 1 分野別登録弁護士制度は、弁護士業務情報の提供を目的とするプラットフォームとして、メニューを拡充すべきである。
- 2 総合法律相談センターとの積極的な連携及び同センターにおける分野別登録弁護士制度の利用を引き続き検討すべきである。

分野別登録弁護士制度は、市民など利用者に対する会員の研修履歴や実務経験に関する情報提供及び会員の業務拡大を目的とするプラットフォームとして、2019年（平成31年）4

月、全国で初めて当会において導入され、現在、①交通事故、②遺言・相続、③離婚、④労働、⑤知的財産及び⑥倒産・再生の各分野を対象として運用されている。

2024年（令和6年）1月1日現在の登録会員数は次のとおりである。

① 交通事故	56名
② 遺言・相続	69名
③ 離婚	36名
④ 労働	21名
⑤ 知的財産	13名
⑥ 倒産・再生	36名
合計	123名
延べ	231名

市民など利用者に対する情報提供を目的とするプラットフォームという観点からは、ニーズが高い分野を追加するなどしてメニューを拡充すべきである。

現在、高齢者・障害者分野、外国人分野、中小企業分野など相談者の属性に対応した分野を追加することが検討されている。これらの分野の追加が実現されれば、会員にとっても、多様な法分野に関する研修履歴や実務経験の情報を開示する効果も期待できるため、この点も積極的に広報すべきである。

また、分野別登録弁護士制度は、弁護士会が運営するものであり、また、適正かつ正確な業務情報を開示するものであるから、既存の民間事業者による弁護士情報提供サイトよりも信頼性が高い。このような点も積極的に広報すべきである。

総合法律相談センターの協力を得て、分野別登録弁護士による無料法律相談会を実施している。また、同センターの予約サイトにおける弁護士一覧に分野別登録情報を表示するよう改修が進められているが、更に進めて、分野別登録弁護士名簿を、同センターの分野



別法律相談担当者名簿と統一することや弁護士紹介において分野別登録弁護士名簿を利用することも検討すべきである。

なお、分野別登録弁護士制度における共同受任は、会員のスキルアップに繋がるものであり、積極的に利用できるよう取り組むべきである。

2 法律相談事業の拡充

【提言のポイント】

- 1 新予約サイトの効果を検証したうえ、会員に情報提供すべきである。
- 2 分野別登録、専門相談、重点取扱分野等の各制度を整理すべきである。
- 3 事務所待機型法律相談、弁護士紹介制度等の各制度を整理すべきである。
- 4 適正な法律相談料を検討すべきである。
- 5 共同相談枠の導入を検討すべきである。

ア 新予約サイトの効果の検証

2024年（令和6年）5月から、市民が担当弁護士の氏名、取扱分野等を確認したうえで法律相談の予約ができる新予約サイトが開始する予定である。新予約サイトは、事前に担当弁護士の情報を確認したいという市民のニーズに応え、また自治体無料相談との差別化を図ることにより、総合法律相談センターの相談件数の増加を期待して導入されるものであるが、導入後1年程度経過した時点で、その効果を検証したうえ、会員に情報提供すべきである。情報提供する際には、たとえば、分野別登録をしている会員とそうではない会員で相談枠の充足率、事件の受任率等に差異があったか等、会員の今後の登録の参考になるような情報も提供すべきである。

イ 分野別登録、専門法律相談、重点取扱分野等の各制度の整理

新予約サイトでは、市民は担当弁護士の分野別登録、専門法律相談名簿登録（対外的には「分野別法律相談」、重点取扱分野の各情報を確認することができるようになるが、これらの複数の制度は市民にとって非常に分かりにくいものとなっているため、今後、これらの制度の整理を行うべきである。

ウ 事務所待機型法律相談と弁護士紹介制度の整理

新予約サイト開始後も、事務所待機型法律相談は少なくともしばらくは継続される予定である。同相談は、もともとは主に相談件数が少ない専門相談（住宅建築、知的財産、医療等）の日当を節約するために開始されたものであるが、新予約サイト開始後の相談件数の推移を見ながら、今後さらに継続すべきかどうか検証すべきである。

他方、当会には同相談に似た制度として、弁護士紹介制度というものがある。同制度は本来、法律相談ではなく、弁護士に事件の「委任」を希望する市民向けのものであるが、現在、電話での受け付けも行っていることもあって、事務所待機型法律相談とニーズが重複している。新予約サイト開始後も弁護士紹介では市民は弁護士を直接選ぶことができない予定であるが、今後は、弁護士紹介こそ市民が弁護士を選べるようにすべきであり、事務所待機型法律相談との統合も含め、その整理を検討すべきである。

エ 適正な法律相談料の検討

2023年（令和5年）11月及び12月には、総合法律相談センターの法律相談料を1000円とするキャンペーンが試行され、一定の相談件



数増加の効果が見られたことから、今後これを恒常化すべきかが検討されている。他方、様々な物価が上昇している中、弁護士の法律相談料だけが数十年にわたり据置きになっているのは不合理であるとして、弁護士会が率先して法律相談料を値上げすべきであるという会員の意見もある。

将来的には法律相談料の値上げに着手すべきであるが、少なくとも総合法律相談センターの相談件数が大幅に減少している現状の下では実施は困難である。もっとも、たとえば特に高い専門性を有する会員の相談枠や、後述の共同相談枠を導入した場合などに、他の相談枠よりも高い法律相談料を設定することは、市民の多様なニーズに応えるためにも、今後積極的に検討すべきである。

オ 共同相談枠の導入

新予約サイト開始後は、分野別登録を希望する会員が増加することも予想されるが、同登録のためには一定の実務経験を要することから、会員、特に若手会員に対し実務経験をj得る機会を提供する必要がある。分野別登録にも共同受任制度はあるが、制度発足後5年近く経過した現在でも利用実績はまだ10数件であり、機会として不十分である。

共同受任に繋げるためには相談当初から共同で実施されることが望ましく、総合法律相談センターの相談枠の一部（たとえば全体の2～3割）を共同相談とすることを検討すべきである。共同相談枠を導入することにより、法律相談の質が高まることはもちろん、毎年自動的に千件以上のOJTが実施されることとなり効率的に会員の研修の効果が得られ、さらには会員相互の交流が活発化することも期待できる。

3 行政等他機関との連携

【提言のポイント】

行政連携の施策がさらに活発化するよう、行政・地方自治体に対する広報等に取り組むとともに、会員の日当について積極的に価格交渉を行うべきである。

ア 近年の自治体関連法改正

近年、地方自治体のコンプライアンス意識は高まっており、特に、2020年（令和2年）の地方自治法改正により、各地方自治体には内部統制に関する指針を公表することが求められている。また、2021年（令和3）年の社会福祉法の改正により重層的支援体制（高齢者支援・障がい者支援・子育て支援・生活困窮支援といった分野別の支援体制だけでは対応しきれないような地域の複雑化・複合化した支援需要に対応する包括的な支援体制）の整備が求められ、今後さらに、各地方自治体において、法の専門家である弁護士と連携する機運は高まっていくと予想される。

イ 当会の対応状況

当会では、2013年（平成25年）4月1日より、全国に先駆けて行政連携センターを発足し、行政向けの窓口業務を開始しており、2023年（令和5年）10月16日には、同センターの10周年記念シンポジウムも開催された。

行政連携センターは、行政向けの包括的な窓口となり、行政各分野についてのサポート業務を行う当会の各委員会と連携し、主に弁護士紹介や講師派遣の依頼に応じて、適切な人材を推薦している。

推薦依頼の内容としては、個別係争案件の処理はもちろん、自治体職員のための簡易迅速な法律相談、コンプライアンス窓口の設置、条例立案等の助言、包括外部監査人、包括外部監査人補助者、付属機関委員、第三者



調査委員会委員等の候補者の推薦、自治体職員を対象とする各種研修を担当する講師派遣、民法改正や空家等対策といった新たな制度への対応マニュアルの作成等、多岐にわたっている。また、行政連携センターでは、大阪府下の地方自治体の長と順次面談し、弁護士による地方自治体支援の重要性を広報するとともに、地方自治体の需要をヒアリングして、より深い行政連携の実現に向けて日々活動している。

ウ 提言

行政から依頼を受けて個々の推薦案件を担当する弁護士が増加することにより、例えば自治体の債権管理の場面でも、債務者たる市民の生活状況をヒアリングし、貧困等の事情があれば、履行延期特約や滞納処分等の停止等の適切な対応を選択するよう行政・地方自治体に助言することも可能となる。このような観点から、近年では、自治体の債権回収を担当する弁護士と、貧困問題に取り組む弁護士との間で継続的に意見交換がされ、2023年（令和5年）7月には、滞納者の生活再建を図る強制徴収公債権の管理のあり方について運用と制度の改善を求める意見書が作成され、大阪府内の各自治体等宛に発出された。

このように、行政連携は、行政側の課題を解決するに留まらず、市民からみた行政サービスの質の向上にもつながる重要な施策といえる。その重要性からも、業務拡大の観点からも、個々の会員が委員会に所属し、継続的・長期的に取り組むことが望ましい。

しかし、行政連携センターへの推薦依頼案件については、必ずしも費用対効果が見合うわけではない案件も少なくない。

近年、この点が大阪弁護士会内でも問題視され、他の単位会での行政連携の実績を調査

しつつ、一定の価格交渉を行うべきではないかとの意見も出ている。

当会は、行政連携の施策がさらに活発化するように、行政・地方自治体に対する広報等に取り組むだけにとどまらず、個々の会員（特に新入会員や若手会員）が委員会活動に参加しやすい環境構築に取り組むとともに、地方自治体の提示する費用をそのまま受け入れるだけでなく、行政・地方自治体特有の事情（予算時期、少額随意契約でしか対応できない事案なのか、特命随意契約であると説明できる事案なのか等）を理解して、積極的に価格交渉を行い、行政連携が行政・地方自治体にとっても、個々の会員にとっても有益なものとなるよう取り組むことが望ましい。

4 中小企業支援の拡充

【提言のポイント】

- 1 「創業お助けネット」とベンチャー法務プロジェクトチームの連携を実現するとともに、「創業お助けネット」の相談実績を増やすべく広報活動に注力すべきである。
- 2 スタートアップ支援の観点から委員会間の連携を組織的かつ持続的に実現すべきである。

政府は、2022年（令和4年）11月、「スタートアップ育成5か年計画」を策定し、5年間でスタートアップへの投資額を10兆円規模（現在の10倍）に引き上げるなどの数値目標を掲げて、①スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築、②スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化、③オープンイノベーションの推進を3つの柱として政策を推進していくことを発表した。当該計画の下、2023年（令和5年）は、起業家等の海外派遣プログラム「J-StarX」の立上げや外国人起業活動促進事業（スター



トアップビザ)の拡充などスタートアップ支援が本格的に始動した。2024年(令和6年)には、アメリカのシリコンバレーに開設したビジネス拠点「Japan Innovation Campus」を活用したグローバル人材の育成や各種税制の改正が検討されており、ますますスタートアップの活躍が期待される。

一方で、スタートアップに対する法律的な支援が行き届いているとは言い難い。起業家からは、起業にあたって弁護士に相談するという発想がない、どのような場面で弁護士に相談すればよいか分からないといった声を耳にする。当会の総合法律相談センター運営委員会が運営する中小企業支援センター(近日中に独立の委員会となる予定である。)は、創業に関わる様々な法律問題について専門の弁護士を紹介する制度「創業お助けねっと」の運用を開始しており、当該制度にスタートアップ支援の視点を盛り込むべく、中小企業支援センターと弁護士業務改革委員会・ベンチャー法務プロジェクトチーム(以下、「ベンチャー法務プロジェクトチーム」という。)との連携を模索しているが、未だ実現には至っていない。「創業お助けねっと」の連携を早期に実現するとともに、大阪イノベーションハブなど既存のスタートアップ支援の拠点を活用した広報活動に注力して、弁護士紹介や相談実績を増やすことが重要である。

また、昨年度の政策では、当会の活動(特に知的財産委員会、中小企業支援センター及びベンチャー法務プロジェクトチーム)の中にはスタートアップ支援という面で活動範囲が重なる部分があるため、スタートアップ支援を委員会の垣根を越えて横軸で連携が取れるようにすべきことを提言した。具体的には、各委員会等が定期的に情報交換する場を設けるなど、会員個人に頼らず組織的かつ持

続的な仕組みを構築することを提案したが、現時点で持続的な仕組みを構築するまでには至っていない。今年度も引き続き横軸での連携を実現し、より充実したスタートアップ支援を組織的に提供できるよう仕組み作りを模索する必要がある。

第6 消費者問題

1 総論

市民が安心して生活を送るためには、消費者取引と製品の安全が不可欠である。特に近年、デジタル技術の進展による取引の複雑化、高齢化・成年年齢の引下げによる消費者と事業者との間の「情報の質及び量、交渉力の格差」がより拡大しており、取引の安全が容易に害されうる状況にある。

当会としては、個々の会員が個別の事件処理などを通じて得た知見等を踏まえ、引き続き必要な法改正の提言を行うことが重要である。被害救済の観点からは、従来どおり救済策の研究を進めるとともに、被害者を適切な対応のできる会員につなげる仕組み作りが必要である。また、消費者被害の回復困難性及び一度の被害が生活に与える影響の大きさを考えれば、被害を未然に防止するための消費者教育・啓発も重要であり、これらの活動にも注力する必要がある。

2 あるべき法改正の提言

【提言のポイント】

特定商取引法及び消費者契約法の改正、並びに被害防止のための枠組み自体の見直しに向け、国の議論を注視し、必要な意見書を絶えず発出すべきである。

必要な法改正は多岐にわたるが、中でも、当会において既に意見書を発出しているよう



に、消費者契約法と特定商取引法の改正が必須である。消費者契約法については、消費者が合理的な判断をすることができない事情（脆弱性）を不当に利用して契約を締結させた場合（「つけ込み型勧誘」）についての包摂的な取消権整備が重要である。同取消権については、消費者庁が令和元年に設置した消費者契約に関する検討会による報告書においてもその必要性が指摘されており、特に高齢者や若年者の脆弱性に付け込んだ被害を防止するために必要であるが、未だ実現していない。一方、特定商取引法については、当会「特定商取引法2016年（平成28年）改正における見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書」（2022年（令和4年）12月19日）のとおり、必要な改正事項は多数あるが、量は勿論、ターゲティング広告などその質を変えつつあるインターネット取引に対応すべく、通信販売に関する規定の再整備が不可欠である。

さらに、消費者被害の防止と消費者取引公正の確保のためには、民事ルールだけでなく、行政規制、刑事法制、さらにはこれらのハードロー的アプローチのみならずソフトロー的アプローチを含め、総合的な対処が必要である。この点、内閣府消費者委員会に消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会が設置され、議論が開始された。この議論に注視し、必要な意見を発出することが重要である。

3 成年年齢の引下げについて

【提言のポイント】

引き続き高校・専門学校向けの出張授業等を継続するとともに、大学とも連携するなどして、法教育をより充実させるべきである。

2022年（令和4年）4月に成年年齢が18歳へと引き下げられた。以前は高校卒業から約2年間、未成年者取消権による保護を受けることができたが、現在は多くの者が高校在学中に成人を迎えることになっている。

現在では、SNSを通じて欺瞞的な投資話を持ち掛けられるケースも多く、投資のための借入れをする者もいる。若年時期に消費者被害に遭うこと、大きな債務を負うことは、その後の人生に大きな影響を及ぼす。被害を避けるためには、①適切な法制度の整備（上記つけ込み型勧誘への取消権等）、②消費者教育・啓発が不可欠である。

当会では、大阪府内高校向けの出張授業、専門学校向けの出前講座を実施しているが、さらに大学とも連携を行うなどし、若年者が社会人として行動できる法的リテラシーを身につける機会をより多く提供すべきである。

4 実効的被害救済のために

【提言のポイント】

被害者を適切な弁護士に繋ぐため、相談枠組みの整備と行政と連携した啓発活動を行うべきである。

被害の回復、悪質業者に違法な収益を残さないためには、被害者が適切に弁護士に繋がる仕組みが必要である。

消費者相談については、自治体が消費生活相談の仕組みを整えており、手軽さ・スピード感において優れることから、このサービスの利用促進が最重要であるが、当会は、この



相談だけでは解決できない事例について、適切な弁護士に繋ぐ役割を果たす必要がある。現在、当会総合法律相談センターにおいて、消費者専門相談が実施されているが、必ずしも利用者は多くなく、行政との連携をより進め、利用しやすい相談枠組みを構築する必要がある。

また、市民の中には、自らの抱える問題を弁護士への依頼にすら気づけない例もある。障がい者の消費者被害、ギャンブル等の依存症患者の多重債務問題等がその例であるが、このような人々やその支援者に対し、法的解決の存在を啓発し、適切な弁護士に繋ぐことも当会の責務である。生活に何らかの不自由を抱える人々については、行政による支援が行われている例が多いが、その行政機関と連携した、繋ぎや啓発が重要となる。

第7 次世代を担う子ども・若者支援

1 総論

2023年（令和5年）12月、今後5年程度の子ども施策の基本的な方針や重要事項を定める「こども大綱」が閣議決定された。こども家庭庁の審議会の答申等を踏まえて策定されたものであるが、その過程では小中高生を対象とした公聴会が実施され、聴取した意見が一定程度反映されており、子どもの参画を意識したものとなった。また、子ども施策の基本方針について、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」として子どもの権利主体性に言及していること、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」として、当事者が子ども施策の計画や実行に

参画することを前提としていることは大いに評価できる。子どもの権利条約を批准して30年の節目となる本年以降は、この大綱を踏まえ、子どもの権利を基盤とした施策が実施されているかどうか注視していくべきである。

2 子どもの意見表明支援

【提言のポイント】

地方自治体に子どもの権利擁護機関の設置を推進するよう求めるとともに、同機関に関わる弁護士の資質を向上するための研修を行うべきである。

発達過程にある子どもは、権利が侵害されても自ら声をあげてそれを回復する術を持たない。そこで、子どもの権利・利益が確実に守られているかを監視し、それが侵害された場合には調査や勧告を行うことができるよう、第三者性を有する機関の設置が求められる。本来子どもの権利擁護と救済は国の責務であるが、国レベルで子どもの権利擁護のための第三者機関を設置するためには、省庁を超えて綿密な協議を積み重ねる必要があると考えられ、2023年（令和5年）4月から施行されたこども基本法にも規定が置かれなかった。他方、地方自治体においては、行政から独立したオンブズパーソンや権利擁護委員会を設置して、子どもの意見表明権をはじめとする子どもの権利の行使をサポートする取組みが広がりつつある。この点について、隣接する兵庫県には、国内で初めて子どもの権利擁護機関を設置した川西市の「子どもの人権オンブズパーソン」のほか、宝塚市の「子どもの権利サポート委員会」、尼崎市の「子どものための権利擁護委員会」があるが、大阪府内にはまだ子どもの権利擁護機関が設置された例がない。府内では、いじめや指導を苦にして自死する事案が後を絶たず、また児童



虐待相談対応件数や不登校者数も例年全国上位に位置しており、子どもの権利が十分に守られているとはいえない状況であることは明らかである。そこで、当会は、まずは府内の各自治体に対し、子どもの権利擁護機関の設置を推進するよう提言するとともに、国に対しては、設置指針の策定や財政的な支援を行うよう求めるべきである。

また、現在各地に設置されている子どもの権利擁護機関においては、その性質上構成員として弁護士の参画が求められている。子どもの権利擁護機関の委員は、子どもの代弁者であり、行政に対して子どもの権利の保護や回復、促進のために必要な制度等の改善を提案する役割がある。そのため、子どもから意見を聴き、思いが言葉にならない場合には意見を形成するサポートを行い、子どもと対話する技術が求められるほか、子どもの権利に関する研修や意識啓発などを行うための知識も必要である。そこで、当会において、子どもの権利条約を出発点とする子どもの権利を深く理解したうえで、子どもの意見表明を支援することができるような研修体系を構築し、実施すべきである。

3 法律援助の国費化

【提言のポイント】

子どもが弁護士への依頼を希望する場合に、必要に応じてその費用が国費で賄われる制度が総合的に構築されるよう、日弁連とも連携しながら国に働き掛けるべきである。

弁護士が子どもの意見表明権の行使を支える場面は多岐にわたり、少年事件の付添人をはじめ、家事事件手続法における子どもの手続代理人、虐待等を受けた子どもの代理人、社会的養護を受けている子どもの自立支援、

少年院仮退院時の帰住先調整等さまざまな活動が行われている。このように依頼者を未成年者とする事案については典型的に弁護士費用の負担が難しい場合が多いことから、日弁連法律援助事業の一環として「子どもの法律援助制度」が設置されている。しかし、この援助制度は恒久的な制度ではなく、国費などによって弁護士費用を賄う制度が設けられるまでの、暫定的で補足的な制度にすぎない。

前記のとおり、子どもは大人と同様に人権享有主体性があり、各自の年齢に応じた意見表明権があり、これを保護して権利を実現する必要性があるが、上記のような場面では子どもが保護者を頼ることができないことも多いのであるから、特に弁護士費用が国費により賄われる必要性が高い。また、既存の法律援助制度以外にも、未成年後見人支援事業の適用がされない場合の未成年後見人、親権停止及び親権喪失事件の保全処分の親権の職務代行者などにおいて、国費により弁護士費用を賄う制度が存在せず、弁護士によるボランティアに依存しているのが現状である。当会としては、これらの現状を改め、子どもが弁護士への依頼を希望する場合に、必要に応じてその費用が国費で賄われる制度が総合的に構築されるよう、日弁連とも連携しながら国に働き掛けるべきである。

第8 社会的少数者の権利保護

1 総論

いわゆるヘイトスピーチ解消法が2016年（平成28年）6月3日に施行され、人種や国籍等に対する差別的デモの件数は、一旦は減少傾向が見られたものの、その後増加しているとされ、SNS等によるネット上の差別的言動は現在も多発している。そのような事態



を踏まえ、日弁連では、2023年（令和5年）4月14日付で「人種等を理由とする差別的言動を禁止する法律の制定を求める意見書」を发出している。

また、近時、性的少数者に関する最高裁判決が相次いで出され（1つは大法廷判決）、ネット上で多くの議論や投稿がなされる中、性的少数者に対する差別的投稿も多くなされ、当会会員に対する脅迫事件も発生した。

これらの事例に限らず、障害者や生活困窮者など、社会的少数者に対する偏見や誹謗中傷等がネット上でなされることが多いが、その主たる原因は、社会的少数者に対する無理解が根底にあると思われる。

もちろん、ネット上における誹謗中傷等を許さないための取組みや方策も必要であるが、表現の自由との関係で許されない言動を特定することには困難が伴う。この点は、今後当会も取り組まなければならない問題ではあるが、まずは社会的少数者に関する個別的な検討を行うこととする。

2 外国人

【提言のポイント】

- 1 出入国管理制度が人権人道の見地から改善されるよう意見書、会長声明等を発信すべきである。
- 2 外国人コミュニティ、支援団体と積極的に交流を図る等して「無料通訳付き外国人法律相談」を積極的に宣伝すべきである。
- 3 外国人労働者を受け入れる企業に対し、外国人の人権に関する情報を発信すべきである。

外国人（日本国籍を有しない者）にとって日本国内での生活の不可欠の前提となるのが在留資格であり、これを司るのが出入国管理及び難民認定法、いわゆる入管法である。日

弁連、各単位会が入管法改悪反対のために闘った。まさしく弁護士法1条に基づく闘いであった。最後まであきらめない闘いの過程で、さまざまな入管行政の問題点が立法府においてもメディアにおいても明らかになった。「改悪」された部分とともに、そもそも悪法である入管法（裁量や権限が過大である等）を改正しなければならない。

他方、移民政策の観点で見れば、人権人道の視座を欠いたなし崩し的な受入れ拡大が約30年以上も継続しており、さらに今後も継続する見込みである。人権人道の観点からの入管法改正と移民受入れを実現しなければならない。そのために、当会では時宜に合った意見書や会長声明を積極的に発信し、世論をリードすべきである。

また外国人にも必要な法的サービスを提供していくため、当会で運営されている「無料通訳付き外国人法律相談」を積極的に宣伝しながら、外国人コミュニティや支援団体との積極的な交流を図り、情報を浸透していくべきである。

他方、外国人労働者を受け入れる企業にも「ビジネスと人権」「人権デューデリジェンス」の視点が不可欠であり、当会中小企業支援センター等からの情報発信の体制作りが重要である。

3 性的少数者

【提言のポイント】

SOGI（性的指向と性自認）の多様性について会員及び市民の理解が深まるよう啓発活動を行うべきである。

SOGI（=Sexual Orientation and Gender Identity）のあり様が多様であることについて、若者世代においてはこれを当然のこととして受け止める人も多い一方、その親世代以



上においてはこれを感覚的に受け入れられず抵抗感を示す人も多く、世代間での意識の隔たりが大きいと思われる。

現状、SOGIのあり様に対する意識は過渡期にあるものの、依然として生まれ持った男女どちらかの性と性自認が一致する異性愛者しか存在しない・すべきでないという偏見が社会に根強く残る。そのため、ともすれば性的少数者の存在を認めず攻撃するような心無い言辞が一部ネット上で盛り上がり、性的少数者を追い詰めている。

一例として、経済産業省トランスジェンダー職員のトイレ使用制限に関する最高裁判決は、個別の事情を前提とした特定の職場における特定の職員の女性トイレ利用制限の可否を判断したものに過ぎず、街中で不特定者の使用を前提とする公衆トイレでも同じ判断となるわけではない。しかしこれらを故意に混同し「問題判決」と非難されている現状がある。

当会としては、SOGIのあり様が多様であることを当然の前提とし、性的少数者が生きやすい社会を作るべく、常に会員及び市民に対し正しい知識と情報を発信する啓発活動を継続していくべきである。

4 障害者

【提言のポイント】

会館のバリアフリー設備（ヒアリンググループ、車椅子、多機能トイレ等）について一層の周知を図るとともに、会員に対しても業務上の合理的配慮を呼び掛けるべきである。

2021年（令和3年）に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された。2024年（令和6年）4月1日から施行される。

弁護士会も各弁護士も「事業者」に該当する。法的サービスの提供にあたり、不当な差別的取扱いをしないことはもとより、合理的配慮の提供にも取り組まねばならない。

「合理的」な配慮とは、「建設的対話」によって障害者のニーズを把握し、ともに対応を検討することである。

当会にもバリアフリー予算が生まれ、館内施設や各企画でのバリアフリー設備の案内がされるようになっている。しかし、大阪弁護士会館のバリアフリー設備をホームページで検索しても判明しない。その点は裁判所のホームページに学ぶ必要がある。

また各会員もその業務遂行において合理的配慮を意識するよう、研修や月刊誌への記事掲載による啓発を急ぐべきである。その際には各種バリアフリーグッズ（筆談ボード、拡大鏡等）や文字起こしアプリ（UDトーク、YY文字起こし等）の紹介及び設置促進のため、月刊誌への紹介記事掲載や、大阪弁護士協同組合との協議で販売する・景品配布するなどの工夫も考えられる。

5 生活困窮者

【提言のポイント】

破産手続後に残る強制徴収公債権にも徴収緩和措置を活用し、生活困窮者の生活再建に寄与するべきである。

多重債務を抱える生活困窮者は、破産手続をとることにより、私債権及び非強制徴収公債権については免責を得ることができる。

しかし、強制徴収公債権については非免責債権であることから、弁護士が破産手続を受任しても、本人に役所と支払方法を交渉するよう促して終わる、ということが多いと思われる。

ただ、強制徴収公債権が多額であると、そ



の後も本人の生活再建に多大な支障となる。

この点につき、当会貧困・生活再建問題対策本部と自治体債権管理研究会の共同取組みにより、2023年（令和5年）7月27日、「滞納者の生活再建を図る強制徴収公債権の管理のあり方について運用と制度の改善を求める意見書」を発出した。これは、地方公共団体が、地域においてすべての住民の福祉の増進を図ることを最大の目的としており、租税その他の強制徴収公債権の公平・確実・迅速な徴収が、その目的に奉仕するものでなければならぬことに鑑み、住民の生活を脅かすことのない適切な債権管理を実現するという見地から、地方公共団体及び国に対し以下のような運用改善及び制度改正を求めるものである。

- ① 地方公共団体が住民に対し、課税・徴収の各場面において、各種減免制度や徴収緩和措置について、口頭のみならず冊子等の書面も活用しながら積極的に情報提供・教示を行うこと。
- ② 国は、地方税法、国税通則法及び国税徴収法に、住民に対する各種減免制度や徴収緩和措置について情報提供ないし教示を義務づける規定を設けること。
- ③ 国は、徴収緩和措置の要件を緩和し、猶予期限を延長して適用範囲を拡大すること。
- ④ 国及び地方公共団体は、強制徴収公債権の徴収緩和措置の適用に関する基準を明確化し、積極的に早期に適用すること。
- ⑤ 地方公共団体は、滞納者に対する催告・納付勧奨を行う際には、生活困窮者自立支援相談窓口等と組織的連携を図ること。
- ⑥ 国は、延滞金に係る利率の引下げ及び減免並びに国民健康保険料（税）の遡及減免申請制度新設という制度改正を行うこと。

他方、各弁護士が強制徴収公債権の徴収緩和制度を熟知し、その適用を求めるための活動を行う必要がある。

そのため、当会は大坂独自の制度として「租税等滞納対応に関する法律援助」を新設することとなった。制度開始を待ち早急に会員に周知を図り、生活困窮者に対する自立支援を充実させるべきである。

第9 災害復興支援

【提言のポイント】

能登半島地震の被災者支援に注力するとともに、平時の備えとして大阪府下の全自治体との速やかな災害協定締結を行うべきである。

1 能登半島地震への対応

2024年（令和6年）1月1日、能登半島地震が発生し、発災から1か月が経過した現時点でも生活インフラが回復せず、多くの被災者が避難を余儀なくされる状況が続いている。

関西広域連合がカウンターパート支援を表明していることもあり、大阪府下にも多数の被災者が避難することが予想される。

当会としても、避難者に適宜に適切な避難情報を提供し、被災者支援を行うことが必要である。また、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が適用され、債務者自身が被災した場合でなく、取引先等が被災したことにより窮境に至った場合のガイドラインの利用も想定されることから、会員への周知のほか、登録支援専門家を十分に確保しておくことも必要である。

2 自治体協定の促進

現在、大阪府下の自治体との災害協定の締結が進められているが、たとえば和歌山弁護



士会では県下の全ての自治体と災害協定を締結しているのに対し、当会では府下全自治体との締結には至っていない。

将来の災害に備え、速やかに府下全自治体との協定を締結すべく、あらゆるチャネルを通じて協定の締結を呼びかけるべきである。

第10 家事法制

【提言のポイント】

家族法制の見直しに関する要綱案について、会内で広く議論したうえで、意見集約できない部分も含め、検討結果を意見書、シンポジウム等により社会に公表すべきである。

親子関係に関し、嫡出推定規定の改正や懲戒権の削除等を内容とする改正法が、2024年（令和6年）4月1日に施行されることとなっている（一部はすでに施行済み）。

これに続き、今般、法制審議会家族法制部会が、共同親権の導入等を骨子とする要綱案を取りまとめた。この要綱案を基礎とする民法改正案が、早ければ今年の通常国会に上程されることが見込まれる。この要綱案は、父母は離婚の前後や親権の有無を問わず、「子の利益」のために行動すべきとしたうえで、離婚後の親権者を「双方または一方」とする（ただし、子に対する虐待やDV等により子の利益を害すると認められるときは単独親権とする）制度の導入のほか、養育費の支払を確保するため、先取特権を付与することや、養育費の取決めをしないまま離婚した場合に法定養育費が発生すること等、子の利益に重点を置いた内容となっている。

当会は、2023年（令和5年）2月16日付で、「『家族法制の見直しに関する中間試案』に対する意見書」を発出した。

弁護士にとっては、家事関係業務に取り組む際に直面する課題であるばかりでなく、個人として社会生活を営む中で常に関係する事柄でもある。そのため、各人の考え方は大きく異なり得るところであり、弁護士会として一元的な意見集約を行うことは極めて困難である。現に、上記意見書においては、共同親権の導入への賛否など、両論併記とされた点が複数あった。もっとも、業務面及び生活面の双方の知識経験に基づく弁護士の見識は、一般社会にとっても有益といえよう。

したがって、弁護士会内で広く議論し、意見集約できない部分を含めて検討の結果を社会に対して公表することは、社会に対する弁護士会の責任であるというべきである。

当会においては、上記意見書のほか、シンポジウムの開催等を通じて社会に対する情報提供・意見表明を行っているが、このような活動を一層拡大して、広く社会に対して意見を示していくべきである。

第11 刑事弁護

1 全事件可視化の実現と取調べへの弁護人立会いの制度化

【提言のポイント】

可視化法3年後見直しの場において、取調べ全事件・全過程の録音・録画（可視化）の実現、及び取調べへの弁護人立会いの制度化が実現されるべく働きかけるべきである。

ア 全事件取調べの可視化の実現

2019年（令和元年）6月1日に施行された、刑訴法301条の2（いわゆる「可視化法」）の施行3年後見直しについては、2022年（令和4年）5月31日、その検討を行う協議会（改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会）



が立ち上がったものの、現状議論は遅々として進んでいない。しかしこの間も、可視化されていない取調べにおける問題事例は山積している。広島県では河合克行元議員の大規模買収事件に関して、特捜部検察官による違法な利益誘導が明るみにでた。元議員から現金を受け取ったとされる元広島市議は、取調べにおいて特捜部検事が不起訴処分を示唆した上で、現金は買収目的と認めるよう促されたという。また、国賠訴訟において警視庁公安部警察官による逮捕および取調べ、ならびに検察官による勾留請求および公訴提起が違法であると認定された大川原化工機事件では、警察官が取調べにおいて偽計を用い、供述者が了解していない内容の記載をした供述調書に署名指印させたことが認定された。

言うまでもなく、可視化されていない密室での取調べは長くえん罪の温床となってきた。可視化法の成立により、裁判員裁判対象事件及び検察独自捜査事件は全過程が録音・録画されるに至り、さらに実務運用として可視化の範囲はそれ以外の事件にも広がっている。しかしながら、在宅事件や逮捕前の任意取調べにおいては、現状もなお録音・録画はほぼなされていない。また被害者を含む参考人に対する取調べも対象とはされていない。違法・不当な取調べがなされる危険性は、被疑者が身体拘束を受けているか否かによって異なるところはない。また参考人に対する取調べにおいても、えん罪の原因となる虚偽供述を生み出す不当な取調べがなされる危険性が存することに変わりはない。取調べへの過度の依存の見直しという改正刑訴法の目的を実現するためには、3年後見直しの場で、在宅被疑者や参考人の取調べを含めて、全ての事件の取調べ全過程について、録音・録画が義務づけられなければならない。可視

化運動の発祥地である当会においても、今回の見直しの場で何としても全事件・全過程の録音・録画、すなわち完全な取調べの可視化が実現されるべく、適時声明等を発出し、またシンポジウム等を通じて可視化の必要性を強く社会に発信し続けるべきである。

イ 取調べへの弁護人立会いの制度化

2023年（令和5年）8月、イギリスの裁判所が、日本で行われた犯罪に関する英国国民被疑者の引渡しについて、日本の取調べへの懸念、すなわち長時間取調べや弁護人立会いが無いことなどを理由の一つとして、日本政府への引渡しを拒む判決を行った。弁護人立会いが認められていない日本の取調べが如何に世界の常識から懸け離れているかを改めて認識させられた事例であった。上記3年後見直しにおいては、可視化だけではなく、取調べへの弁護人立会いの制度化についても議論がなされるべきであり、この点についても当会は積極的な働き掛けを行うべきである。

さらに弁護人立会いの実現のためには（可視化がそうであったように）個々の弁護人の弁護実践が不可欠である。捜査機関に粘り強く立会いを求め、それが認められなかったとしても準立会い（被疑者等が取り調べられている間、取調べが行われている庁舎内に臨席し、適宜被疑者にアドバイスを行う手法）により被疑者が違法・不当な取調べに晒されないように対応する。これらの弁護活動が、弁護人立会い実現に向けての効果的な取組みであることは疑いない。この点当会ではこれまで全国に先駆けて、被疑者取調べに同席・同行する弁護人に報酬を支給する取調べ立会い法律援助事業を行ってきた。これに対し今般日弁連が「国選弁護制度等の拡充及び刑事弁護活動の支援制度」を新たに立上げ、取調べ



への立会い申入れ、立会い及び準立会いに対して援助金を支出することとなった（2023年（令和5年）12月8日の臨時総会において承認）。同新制度が成立したことに伴い、当会の援助事業は発展的に解消することとなった。今後は日弁連の主導の下、全国規模で取調べへの弁護士立会いの実践が活発化するものと思われる。当会においても、会員への研修等を通じて、立会い弁護実践を推し進めていくべきである。

2 刑事再審法の速やかな改正

【提言のポイント】

えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正に向けた取組みを加速していくべきである。

再審法の改正も、刑事司法改革の喫緊の課題である。長年冤罪を訴え続けてきた袴田事件においては、東京高裁が再審開始決定を支持し、検察庁が特別抗告を断念したことにより、漸く再審公判が開始されたが、ここに至るまで、1980年（昭和55年）の最高裁上告棄却決定から実に43年余が経過している。また大崎事件においては、1995年（平成7年）に第1次再審請求を行い、2002年（平成14年）に鹿児島地方裁判所で再審開始決定がなされたものの、その後取り消された。また第3次再審請求では、2017年（平成29年）に鹿児島地方裁判所で二度目の再審開始決定がなされ、福岡高等裁判所宮崎支部もこれを支持したにもかかわらず、最高裁判所で取り消されるに至った。現在、第4次再審請求を行っているが、再審請求人である原口アヤ子さんは現在95歳と高齢であり、最早一刻の猶予もない。このようなえん罪被害者の救済のためには、①再審請求理由の拡大、②再審請求人に対する手続保障を中心とする手続規定の整

備、③再審における証拠開示制度の整備、④再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止などを伴う再審法の速やかな改正が求められる。この点、2016年（平成28年）成立の刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則9条には、改正刑訴法の3年後見直しとともに、第3項として、再審請求審における証拠開示に関しても検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる旨が併記されている。現在行われている3年後見直しの協議会において、再審法改正の議論も行われるべきである。

なお、当会においては、2024年（令和6年）から、新たに「再審法改正実現大阪本部」が設置されることとなっている。同本部を中心として、より積極的に再審法改正に取り組むことが求められる。また先述した2023年（令和5年）12月8日の日弁連臨時総会において、「刑事再審弁護活動に対する援助に関する規則制定」が承認され、再審弁護活動を行う弁護士を対象として、その活動に対して援助金を支給する援助制度が創設された。これまで資金的に厳しい状況の中、弁護士が手弁当で再審弁護活動を行ってきた状況を改善すべく、同制度を積極的に利用した再審弁護活動に、当会も率先して取り組むべきである。

3 刑事司法をめぐるその他の課題

【提言のポイント】

- 1 死刑制度存廃の議論を加速するために、死刑について情報開示を推し進めるべきである。
- 2 刑事司法IT化において、被疑者・被告人の権利保護に資する制度構築がなされるよう働きかけるべきである。

ア 死刑制度についての情報開示

2023年（令和5年）は、3年ぶりに死刑執行がなされない年となった。しかしながら、



確定死刑囚数は、再審開始決定を受けて釈放中の袴田巖さん（87）＝再審公判中＝を含めて107人（2023年12月現在）であり、今後執行が再開されることは必定である。

この点これまで当倶楽部の政策提言において、死刑制度の存廃については深刻な意見の対立があるものの、その議論の前提として、死刑制度の実態についての十分な情報開示がなされるべきであるとの提言を行ってきた。しかしながら、現状においても死刑確定者の処遇の状況、刑場の状況、死刑執行の意思決定過程、執行方法・手順、被執行者が死亡に至る経緯など、執行に関する情報の開示について、国は消極的立場を崩していない。存廃いずれの意見に依拠するとしても、死刑が人の生命を剥奪するという不可逆的な結果を伴う重大な刑罰であり、現行の刑法典における最高刑であること、さらには誤判による死刑執行が、憲法の保障する個人の尊厳に対する窮極の侵害であることなどに鑑みれば、その存廃についての議論は、主権者である市民において、十分な情報に基づいて行われるべきである。そして、法律家であるわれわれ弁護士は、立場の如何に関わらず、市民に対し死刑制度についての正確かつ広範な情報提供を行う責務を担っている。当会としては、情報公開法などを活用した死刑制度の実態の解明に取り組み、正確な情報を市民に呈示することにより、死刑制度の改廃についての議論を加速していくべきである。

イ 刑事司法IT化

2022年（令和4年）から始まった法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会において、所謂刑事司法のIT化が議論されている。現在答申の取りまとめに向けた叩き台を検討中とのことであるが、その内容が真に被疑者・

被告人の権利利益の保護に資するものとなっているかを注視していく必要がある。特にデジタル証拠開示について、開示した検察官によるリモートコントロールがあり得ること、オンライン接見制度が議論から落とされていること、捜査権の拡大に繋がる電磁的記録提供命令制度が新設されようとしていることなどには、引き続き注意を要する。

また、刑事司法IT化が不可避・不可逆である以上、弁護士側のセキュリティ対策は急務である。この点において、当会としては会員に対する積極的情報提供やコンサルティングを行い（その際には、2022年（令和4年）6月10日の日弁連定時総会において成立した「弁護士情報セキュリティ規程」（会規第117号）及びその後公表された「基本的な取扱方法」のサンプルを活用することが有用であろう。）、来たるべきIT化に会員が後れを取らないような取組みを行っていくべきである。

4 再犯防止・更生支援

【提言のポイント】

- 1 大阪モデルを充実させつつも、将来的には弁護人が直接行政や支援者と連携できる仕組に繋げていくべきである。
- 2 寄り添い弁護士制度の利用を推進し、発展させていくべきである。

ア 大阪モデル

当会では、障害を持つ被告人の更生に関し、福祉との連携を希望する弁護人に対して大阪社会福祉士会、地域定着支援センターに繋げるためのモデル（大阪モデル）を構築し、マニュアル作りと運用を行ってきた。2014年（平成26年）からの運用開始以降、大阪モデルの利用申込みは年間30件弱のペースとなっている。罪に問われた障がい者の更生支援計画の策定又は実行のための活動について、日



弁連の少年・刑事財政基金から加算報酬も支給される制度が導入され、大阪の上乗せ制度もあるため、今後、弁護士等による活用が増えていくものと思われる。

もっとも、2019年（令和元年）11月以降、大阪社会福祉士会の活動が無期限休止となったため、大阪モデルに協力してもらえる福祉専門職不足の状態が続いている。そのため、早急に連携先を確保する必要があり、刑事弁護委員会と高齢者障害者総合支援センターが協働して、各種団体との連携を進めている。

また、大阪モデルにおける福祉側の担い手確保のため、高齢者障害者総合支援センターにおいて、大阪モデル支援コーディネーター名簿登録制度を創設しており、2020年（令和2年）5月から弁護士会で行う3回シリーズの研修に参加した者に大阪モデルに協力するための名簿に登録してもらっている（2023年（令和5年）3月時点で登録者は23名）。名簿登録者には、ML等での情報共有、更生支援研修やOJTを行って支援コーディネーターの支援力向上を行っており、着実な歩みを続けている。

こうした更生支援は非常に意義深いものであるが、適切な支援者に繋ぐためには、福祉についての知識やノウハウ、機関連携のソーシャルワークの能力を要するため、手配担当弁護士を務める一部の熱心な会員の努力により支えられている。また、支援コーディネーターの業務負担も大きいため、今後大阪モデルを継続的に運用していくために必要な手配担当弁護士や福祉側の担い手を確保していくことは困難になっていくものと思われる。

そのため、将来的には、罪に問われた障害者の弁護士が、障害者基幹相談支援センターや行政の障害支援課その他の支援者と直接連携できる仕組みを構築するために行政と連携

していく必要がある。

イ 寄り添い弁護士制度

これまで、被疑者等の弁護人を務めた弁護士が、刑事処分が行われた後も被疑者等の社会復帰のために行う活動が手弁当で行われてきた。しかし、かかる活動は、再犯防止の観点からも社会的意義が高いものとして、弁護士会として支援すべきものである。

そのため、当会においても、被疑者、被告人、刑事施設に収容された人等の社会復帰と再犯防止のために弁護士が行う活動を支援する制度として、人権擁護委員会において、当会のアウトリーチ事業を利用した「寄り添い弁護士制度」の制度運用が始まっている。

現状、利用件数は多くはないが、同様の制度を導入している他の単位会（愛知県弁護士会）では年間50件以上の利用申込がなされているとのことであり、当会においても、制度の利用促進を進めて担い手を育成しつつ、アウトリーチ事業から常設化、国費化（再犯防止推進法23条に定める財政上の措置）へと発展させていくべきである。

第12 犯罪被害者支援制度拡充への取組み

【提言のポイント】

犯罪被害者の権利利益の保護をはかるため、国に対しては、犯罪被害者に対する経済的支援の拡充を求め、また、大阪府内のすべての地方公共団体に対しては、犯罪被害者支援に特化した条例を制定するよう求めるべきである。

1 従来の犯罪被害者支援について

犯罪被害者支援は、これまで被害者団体の活発的な活動もあり、様々な施策が行われて



きた。

近年に限っても、心情意見陳述制度を皮切りに、2008年（平成20年）には被害者参加制度が創設され、犯罪被害者が刑事訴訟に参加できるようになった。

しかし、未だ「犯罪被害者等の権利利益の保護」（犯罪被害者等基本法1条）が十分に実現されたとは、到底いえない。

2 国による支援の必要性

犯罪被害者の生活は、被害に遭うことによって一変する。例えば高額の治療費や、葬儀関連費用、収入の途絶、家事育児の担い手の喪失などである。そして、かかる生活の変化は長期化することが多く、多くの犯罪被害者の生活は困窮することとなる。

かかる経済的被害の第一義的責任は加害者にある。しかし、現実には、加害者から損害賠償金の支払いを受けられないことが多い。

その原因は、加害者に対する債務名義を取得するまでの労力、そして、債務名義を取得したとしても、加害者が任意の支払いに応じなければ、犯罪被害者は強制執行を行わざるを得ないこと、さらに、多くの場合、加害者は資力がなく、また重大事件であるほどその受刑期間は長くなるため、強制執行も不奏功に終わることが多いためである。

その結果、被害者はいわば泣き寝入りを余儀なくされる。日弁連が2018年（平成30年）に行った「損害賠償請求にかかる債務名義の実効性にかかるアンケート調査」によると、死亡・傷害等の身体犯罪及び性犯罪で債務名義や示談書を得た事案において、加害者から定められた全額の支払いを受けたものが約39%、一部の支払いにとどまったものが約12%、全く支払われなかったものは約48%であった。殊に殺人等の被害者死亡事案に限ると、

賠償額全額を受けたのは4.4%であり、全く支払われなかったのは約73.6%であった。

また、現行の犯罪被害者等給付金もまた、十分とはいえない。犯罪被害者等給付金は、あくまで社会の連帯共助の精神に基づくものであり、実際の損害額に比して著しく低額である。

そこで、国は、犯罪被害者に対する経済的支援を拡充するため、①加害者に対する損害賠償請求により債務名義を取得した犯罪被害者への国による損害賠償金の立替払制度及び②加害者に対して債務名義を取得することができない犯罪被害者への保証制度の2つを柱とする新たな犯罪被害者への経済的支援策を実施すべきであり、当会はこれらの制度の実現に向け積極的に働きかけるべきである。

3 地方公共団体の条例

地方公共団体は、犯罪被害者の権利を保障し、その実現を図るべき責務を負う。すなわち、犯罪被害者等基本法5条は、地方公共団体に対し、地域の状況に応じた施策を策定し実施するべき責務を負わせている。

そして現在、犯罪被害者等支援条例の制定の必要性は多くの地方公共団体で認識されており、全国で次々と制定が進められている。

大阪府では、府内の43の基礎自治体のうち、犯罪被害者支援に特化した条例を制定しているのは8つ（2023年（令和5年）4月1日現在）に留まる。

これは、同じ近畿圏内の京都府、兵庫県、及び奈良県では全ての基礎自治体に犯罪被害者等支援条例が制定されていることと比較すると、大阪府内の制定状況は遅れている。

これは不平等な地域格差である。

そもそも、地方公共団体は、地域の住民の問題やニーズを把握し、地域の特性を生かし



ながら、速やかにきめ細やかな政策を実施することができる、住民には身近な行政主体である。犯罪被害者支援の分野においてもその役割は重要である。

大阪の地方公共団体のうち、未だ犯罪被害者等支援条例を制定していない地方公共団体に対しては、制定を働きかける必要がある。

第13 法テラス

【提言のポイント】

- 1 弁護士報酬の適正化と利用者負担の軽減をともに実現すべく、日弁連とともに取り組むべきである。
- 2 DV等被害者法律相談の対応体制を速やかに拡充すべきである。
- 3 法テラスと共同して、社会的弱者等に対するさらなる相談体制の拡充に取り組むべきである。

1 報酬適正化と利用者負担軽減

2023年（令和5年）3月開催の日弁連臨時総会において「民事法律扶助における利用者負担の見直し、民事法律扶助の対象事件の拡大及び持続可能な制度のためにその担い手たる弁護士の報酬の適正化を求める決議」がなされ、これに基づいて、日弁連において、まずは離婚関連事件の代理援助弁護士報酬を業務量に見合うよう抜本的に改善すること（特に業務量に照らして低額である離婚調停事件の着手金を20万円（税別）以上に引き上げること）、関連事件減額について見直しを検討することを求めるとともに、立替・償還制から原則給付制への転換、償還免除の抜本的拡大等の措置を講じ、弁護士報酬の改善によって利用者の負担が増えないようにすることを求める意見書が出されることとなっている。

また、昨年度から、ひとり親支援のため、

日弁連において、法テラス・法務省と協議を進め、①未払養育費から立替金を一括即時償還する運用を改め割賦償還を維持すること、②月々の養育費についての報酬を受任者への直接払いから法テラスの立替え及び割賦償還とすること、③義務教育対象年齢までの子を養育するひとり親については資力回復困難要件を求めないこととする運用とすることが概ね決まっており、早期実現に向けて取り組んでいるところである。

いずれも、予算を伴う制度の変更であり、利用者にも弁護士にも受け入れられる内容となるよう、会内で意見を集約していく必要がある。

また、準生活保護の償還猶予・免除制度における資力回復困難要件について、現行の規定や運用が狭きに失しており、疎明も非常に困難であるため、支援の必要性の高い類型にあたる、ひとり親世帯及び若者世帯について、資力回復困難要件にあたるものとして例示列挙するよう規定の改正を求めるなどして運用の拡大を要請するべきである。

これらの取組みを通じて、弁護士報酬の適正化とともに利用者負担の軽減を実現し、経済的理由で市民が法的サービスを受けることを躊躇したり断念したりしない状況を作っていけるよう、日弁連を通じて継続的に取り組んでいくべきである。

2 DV等被害者法律相談の対応体制の拡充

法テラスが担当弁護士に取り次ぎを行うDV等被害者法律相談の相談件数が急激に増加している（2020年（令和2年）度は20件程度であったが、2022年（令和4年）度は129件まで増加）。研修要件か実務要件のいずれかを満たしたうえで名簿登録をしている弁護士に取り次ぐこととなっているが、名簿登録弁



護士が60名程度と少なく、名簿登録増強を担う犯罪被害者支援委員会と担当弁護士への負担が大きくなっている。

特定の会員の善意と努力に頼るあり方ではなく、広く会員一般にDV事案の相談・受任に対応してもらえる体制づくりを行う必要がある。中長期的には、DV事案についての知識・ノウハウをテーマとした離婚についての研修を実施し、研修後にDV等被害者法律相談援助の名簿登録手続を行う機会を提供する取組みを実施することで名簿登録弁護士を増やしていくべきであるが、短期的施策も必要である。この点、DV等被害者法律相談の全てが緊急かつ困難な案件というわけではないこと、また、頻回でなければDV事案を引き受けてもよいと考える会員も相当数いると見込まれることから、短期的な名簿増強策として、分野別登録弁護士制度に「離婚」で登録している会員や総合法律相談センターの離婚専門相談の名簿登録のある会員向けにアンケート（国選弁護同様年間何件であれば担当可能である等）を実施して名簿への登録を促すことが有用である。

3 社会的弱者に対する相談体制の拡充

当会では、アウトリーチ支援（法的支援を必要としている現場、法的ニーズが潜んでいる現場へ積極的に出かけること）を実施し、これまでも来館相談の利用が困難でかつ資力の乏しい高齢者・障がい者の法律相談に法テラスの民事法律扶助相談などを利用して活発に出張相談活動を行ってきた。2018年（平成30年）1月には、資産・資力を問わず、高齢者・障がい者等の支援者からの申し込みによる出張法律相談にも法テラスから相談料が支払われる「特定援助対象者法律相談援助」が開始している。このような活動を通じて弁

護士による司法ソーシャルワークがより深化している。また、在監者からの法律相談要請についても、当会と法テラスで共同して対応する体制も整いつつある。

これらにとどまらず、法テラスの事業枠組み（巡回相談、指定相談場所）を最大限に活用し、法的サービスを必要としながらも弁護士にアクセスできていない生活困窮者、外国人、ひとり親、虐待等を受けた子どもなどに対し、支援の幅を広げていくべきである。

節目を迎えて

弁護士登録10年、20年、40年、50年、60年の会員より

弁護士登録10年毎の節目にあたる会員の方々から、これまでの弁護士生活の振り返りや近況など自由にエッセイの形でご寄稿いただきました。

毎年恒例のシリーズとして幾重にも繋がって、会員間のコミュニケーション増強の一助となることを望んでいます。

(法友149号編集委員)

懸命に生きた弁護士60年

大原健司 (16期・84歳)

かつて亡父大原篤が病床にあって弁護士会より60年表彰を受けたとき、私は父に代わって出席しました。この度は私自身が60周年の節目記事を書くことになりました。



私は、昭和37年4月、24歳で16期司法修習生となり、その後弁護士の道に入りました。最初は、平田篤胤の国学を谷省吾先生（のちの皇學館大學学長）に導かれ、大学では反転して政治学で「ナロードニキ」に興味を持ち、学生運動に興味を持ちながら、一変、人権と平和に感ずるところがあって、司法試験に挑んだのでした。大阪大学法学部同期では、松井賢徳君がすでに外交官試験に合格し、さらに法曹の道に歩みを進めようとしていました。そして昭和36年10月、私と松井君はともに最年少で司法試験に合格しました。私は弁護士の道を選び、松井君は裁判官に任官しま

した。司法修習生の最後の旅では、和歌山白浜の海岸で過ごし、接近する台風で激しく打ち寄せる大波を見ながら、未だ敗戦国の影を残した司法界で、共に、誰にも臆することなく自ら信ずるところに従い人生を全うすることを誓い合ったのでした。

昭和41年11月、私は、日弁連が計画した西欧諸国の法曹事情を視察する旅に参加し、法曹100名余とともに、チャーターDC10で、アンカレッジ経由でオランダのアムステルダム空港に到着し、バスに分乗して20日間、西欧各国の裁判所・弁護士会を歴訪し、最後はロンドンの弁護士会を訪問し、親善と研究に尽くしました。そのはじめ、私は、ハーグの国際司法裁判所を訪れ、案内人が勧めるまま、田中耕太郎裁判官の木椅子に座らせてもらい、法曹での精進を決意しました。この旅で、花市場アールスメアで妻邦子と知り合い、一年後結婚しました。

私の法曹の仕事の日々は、極めて順調でした。特に、紹介者を得て、高額な手形の「名板貸し」をめぐる上告事件で、原審破棄の判決（最三小判昭和42年6月6日／昭和39年（オ）第815号）を得て調子に乗り、まれにみる高成長下のご時世にあって多くの事件に出

会いました。昭和50年にオイルショックに襲われるまでは、米国視察旅行にも参加できました。

その後も、一本調子で成長して二部上場を果たした後一部に上場をする会社の顧問にもなりました。

昭和49年、主力のクーラーの集金部分に故障があり、流通在庫の過多から資金が行き詰まり、ついに倒産したという大型会社更生事件（負債総額は戦後最大と報じられました）の担当を余儀なくされ、心身抗う統べなく全身蕁麻疹のまま奮戦しました。この事件は、先達大先輩を監督員とするなかで、親会社を破産させ、子会社を更生させるという試練の嵐で、民事刑事の両面からの対応を要し、私自身も窮地に陥りかねず、鍛錬と精進が必要でした。

他方、弁護士会の仕事では、昭和58年、大阪弁護士会副会長に選出されて、多くの知己を得て、法曹全体の動きとあり方を勉強する機会に恵まれました。この時、私としては、弁護士と弁護士会のための活動に全力を尽くそうと考えるところに至っていました。

ところが、先の更生事件でご指導を受けお世話になった方々から、他に誰も引き受け手がないからという理由で、長崎県五島列島にある、鉱山から産する蠟石とその産物を販売する会社の更生管財人を命ぜられました。この件では、いきなり事業管財人の辞任という奇禍？に会い、強力な労働組合の要求もあって、あまり例のない銀行筋の協力を得て、自力更生の道を模索することになりました。

その後、その成功がもとで、その手腕を生かせということで、奈良県桜井市の材木会社においても、所有不動産の高騰を利用すれば成功するかに見た筋からの申出により、事業管財人を探索しこれを支える法律管財人を引

き受けさせられました。

この二つの大事件は、私の計画通り成功することが出来ました。しかし、その過程は、法的手続が複雑多岐であっただけでなく、事業上で課せられた責任も半端ではなく、この事業経営は、私自身の弁護士業務を厳しく圧迫するところにもなりました。

この辺りから、自分の弁護士業務は手一杯となり、弁護士会の会務には関与することが出来なくなってきたのでした。

それでも、その後、日弁連常務理事や大弁の常議員会議長を歴任させて頂き、多くの先生方に迷惑をかけながら、目的を遂げたと思います。私の経験した会務の中で一番の難仕事は、日弁での推薦委員会、大弁の懲戒委員会での「しごと」でした。

平成以後の弁護士の本業は、多くの仕事を依頼者のためにこつこつとやり、概ねその目的を遂げたと思います。平成中盤には、ある大会社の顧問として、シンガポールにおいてスタンドバイクレジットによる多額な保証責任の存否をめぐる有力銀行との激しい訴訟を戦いました。この戦いも大要こちらの勝訴に終わったのでした。

また、他の顧問先では、廃棄物の違法廃棄・投棄を問われ、周辺自治体を巻き込んだ事件がありました。この紛争処理は誠に社運を賭けたもので、連日深夜まで会社総力を挙げた対策に心労をすり減らしました。これは、弁護士業務を超えた経営上のコンプライアンス全体にまでに及ぶものでした。そのために、のちに難儀な疾病にまで見舞われました。

この事件が終わった頃の平成21年、私は、旭日小綬章を頂きました。

この頃から、責任の重大さと加齢により、心身の疲労も激しくなりました。

今では、その疾病の進行で、老身もはや窮地に陥り、後継者にその業務を引き継ぎ、自身は仕事の前線から引くべき時が来たようです。小池康弘先生と村上崇先生には大いにお世話になっていますが、クライアントへの義務と責任という点で、下積みの道をコツコツ鍛錬に精進を重ねてきた長男である大原靖史弁護士が承継してくれる予定です。

一方、趣味の旅行、オペラ、ゴルフは、十分に楽しみ、堪能しました。

旅行は、西欧を中心に、北はラップランド、カナダ、南はアフリカの喜望峰、西オーストラリアのパースに至るまで、各地を観光しました。とりわけ、天正の少年たちがポルトガル・ラップ岬のシントラに渡って、公式的に日本人としてローマ法王に謁するまでの各都市国家への訪問歴を知り、これを辿った旅は感動的でした。

オペラは、イタリアを中心に、北欧やサンクトペテルブルグの有名劇場でも、多くの名作に接し堪能しました。特に、京都の協会で、ヴェルディの全26曲とレクイエムを楽しみ、ワグナーに関しては、バイロイト音楽祭の現地に及び、楽劇「ニーベルングの指輪」の4部作、「ラインの黄金」、「ワルキューレ」、「ジークフリート」、「神々の黄昏」を通して合計13時間余を聞き、天才がその生活を辿ったスイス・チューリッヒの支援方別邸を訪ね、さらに、ルツェルンで過ごした妻コジマとの愛の巣とその記念館、晩年、身を寄せたベニスの「隠れ家」、そのベニスを離れてナポリ・アマルフィ近くのラベッロの「天空の宿」までを追訪し、最後作のバルシハルの完成を知ったのは、大きな収穫でした。

最後に、ゴルフでは、セントアンドリュースにおいて、私ノン・キリスト（「キリストに限らない者」の意）と、妻フリージャ（「自

由を愛する者」の意）とによる豪壮ホテル4連泊と降雨不問のゴルフ4連チャンをしました。これは、ローマ時代の遺跡である有名な小橋「スウィルカン」での記念写真とともに、忘れることがない記憶です。

法友倶楽部の先生方には、来し方のご厚誼に感謝し、至らなかつた私にかかわらず、なお勇往果敢に後継する者に、より一層のご鞭撻とご指導をお願いします。

(2024年年頭記)

弁護士生活50年を振り返り、 現在の心境

荒鹿哲一（26期）

弁護士登録50年を迎え、これまでの弁護士生活を振り返る記事を書こうとし、法友倶楽部の会報や50、60、70、80周年の記念誌を今懐かしく読み返しています。



今の私の生活パターンは、90周年の記念誌に書いた内容（2021年、令和3年当時）とほとんど変わりなく、健康に恵まれ、平日は事務所近くのマンションに、土日は平群町の戸建て住宅で野菜作りとガーデニングを楽しみ、妻と共に楽しく過ごしています。

さて現在の弁護士の仕事面では、ほぼ毎日事務所に出勤しておりますが、私自身はアナログ世代で、司法手続きのIT化の急速な進展にとってもついてゆけません。幸い、長男と長男のロースクール時代の同級生の安藤弁護士（2人共新61期）ら有能な弁護士と事務職員に支えられて、精神的にも能力的にも何と

か継続できているという状態です。弁護士業務を大きな失敗もなく50年間無事継続できたことを多数の依頼者、顧問先、弁護士会や法友倶楽部の先輩、同僚、後輩の方々や、これまでのいわゆるイソ弁、事務所のスタッフの皆様感謝しております。

それにしても、弁護士業界、最近の20年間の一連の司法制度改革による激変は目を覆うばかりです。弁護士人口の急激な増加は予想されたこととはいえ、理念と現実との間に大きな乖離を生じさせ、弁護士の経済的基盤を崩壊させ、特に若手弁護士の困窮化と将来に対する希望を失わせている現実に直面しているにも関わらず、弁護士会の対応には全く失望しています。弁護士が大増員された後、前述した大きなひずみが生じているのに弁護士会は有効な手を打たず、「市民とともに」「社会の隅々にまで弁護士の関与を」というようなキャッチフレーズで、いわばボランティア活動を大々的に推進するのみで、業務拡大策を色々試みてはいるものの、それがそれほど具体的に弁護士の収入の拡大には役立っていないというのが現実です。今では弁護士は若者が憧れ希望する職業から外れ、法科大学院の入学希望者が激減し、法曹界に優秀な若者が目を向けていないという現状であり、心を痛めております。

思えば、私自身を含めた司法試験合格者500名時代は、弁護士にとって本当に古き良き時代でした。司法修習生はいわゆる売り手市場で、どこに行っても大切にされ、いわゆるイソ弁の給料も生活するに十分であり、平均3～5年で独立したり、同期で共同事務所を設立後も、事件にも恵まれ世間的にも羨ましがられる職業でした。普通の若手弁護士が、公害事件やサラ金、集団詐欺被害者等々の救済活動に参加し、国選、当番弁護士等の


いわば手弁当的な低い報酬の事件でも全力で取り組める経済的基盤がありました。

最後に、この数年の裁判のIT化についての感想を述べます。

ほとんど法廷に行くこともなく、準備書面や書証、陳述書のやりとりもインターネットで行い、証人尋問もほとんどなく陳述書が行くところまで極限化し、裁判そのものが我々世代のものとは全く変質したとしか思えません。反対尋問などで証人の証言を覆すといった、弁護士の尋問能力の醍醐味など全く發揮する場が無くなりました。表面的な証拠といわゆる筋だけで裁判官は判断し、最初から結論を決めているとしか思えないような事例が多くなりました。老弁護士の“ぼやき”と聞き流してください。

キャリア50年の節目

松村 猛 (26期)

弁護士になった頃、 会合などで弁護士キャリア4～50年の先生方を見ると、大変なキャリアを積み重ねられて、たいそう立派に見えたものでしたが、い

ざ自分が50年のキャリアの弁護士になると、それほどでもないと思ってしまいます。外の方々も同じではないかと思えます。来年1月に8歳になります。相当以前から早期退職を考えていたのに、諸般の事情で今に至りました。丁度良い機会なので、8歳のどこかで弁護士を退職しようと思っています。ただ、健康のために暫くは週に2～3回は事務所に来ようと思っています。

人生で一番きつかったのは、阪神淡路大震

災の時です。揺れている最中、布団の中で四つん這いになって固まっていました。記憶していない筈の子供の頃からの思い出が次々と思い起こされ、グランドピアノの横で寝ていた私は、ピアノの足が折れて、その下敷きになって死ぬのかと思っていると、揺れが収まり、急に声をかけられたので見ると、寝巻きではなく、衣服に着替えた妻がたっていました。こんなに揺れたのに服を着ているって偉いなあと言った記憶があります。まだ50歳と若かったので、妻や子供と協力して乗り切りましたが、宝塚に転居して7年目という時期でした。現在、失われた30年を経験中ですが、弁護士としては可もなく不可もなく過ごせた感があります。

その妻も11年半前に認知症になり、4年半前に施設に入りました。在宅介護中は死ぬ思いを何度もしました。最近では情報番組で認知症介護のこともよく報道されますが、私も色々ありました。病院に向かう途中の阪神西宮駅で私がトイレから出ると妻がいなくなっており、いろいろと手配をしていたところ、阪急百貨店の地下で見つかり曾根崎警察署で保護されていたといったことや、早朝に目が覚めると妻がいないことも2度あり、2度目は警察に捜索をお願いし、見つかったのはお昼をまわっていました。今でも朝4時に起きるのは、厳しい介護の後遺症のようなものであり、今ではよく耳にする介護離職の状況であった等、テレビで報道される内容は大抵経験しており、そのような報道を見ると身につまされます。

私は今は平静に暮らしています。ただ私も命に拘わる病気を抱えており（ただし慢性であり徐々に進行するものです）、焦らず今まで通り本を読み、前記のように運動のために週2、3回くらい事務所に通う予定です。た

だ、妻が施設に入る少し前に成年後見をせざるを得ない状況になり、今は妻の成年後見人をしている関係で、夫婦合算した収入で生活できなくなり、私一人の少ない収入では、生活費に足りませんが、なんとか工面しながら生活しております。

健康に気を配り有意義な余生を過ごしたいと思っております。

小林俊康先生を語る

小林俊康 (36期)



小林俊康先生は、昭和59年4月、法友倶楽部に所属されていた中西清一先生の事務所に入所しました。当時は3人の兄弁が居たそうですが翌年には3人共独立してしまい、おまけにその頃中西先生は大阪弁護士会の会長を目指して本業以外で忙しく、先生一人に業務が集中して大変な時期だったそうです。しかし、そのかわり弁護士としては相当鍛えられたということです。また、1年目から会長選挙があり、会派は選挙を通じて結束し熟成してゆくのだと実感したそうです。更に中西先生の立場もありましたから、否応もなくジュニア部や法友倶楽部の活動全般に参加しました。その頃の先輩弁護士は皆が自信満々にして個性的で、会派も弁護士会も暑苦しく

らいエネルギーでした。40年を経て見渡してみると、自分は会務や会派活動を積極的にしてきたわけではないけれども、法曹界が薄まって平べったくなったように感じるといふことです。確かに先生は、役員など弁護士会会務の経験はないものの、パラリーガルPTや綱紀委員や調停委員などで永年熱心に活動されていたようです。それと先生は、法友倶楽部に限らず、法曹界の後輩には何かと気を遣い可愛がっていました。その原点は修習生にあったそうです。当時の狭き門を突破して修習生になったとたんに、法曹界の宝物として信じられないくらいにちやほやされ、2年間浮世離れした楽しい生活を送りました。これだけのことをしてもらえるのは、世間から大きな信頼と期待を受けているからだ深く自覚し、弁護士業務の中で恩返しをしなければならぬと決意したということです。また、法友倶楽部の先輩は若手をとて大事にしてくれて、登録10年くらいは北新地に行っても自分で払ったことはなかったそうです。そのかわり、その後は人の分まで全部自分で払っていると笑っていました。弁護士になってからは経験こそ財産という姿勢でいろいろな案件を手間を惜しまず手掛けてきました。ところが、経験も40年積み上げると時代にそぐわないところが増えてくるし、自分自身も果たして正確に経験を思い出せているのかと不安を感じるようになりました。そのため、数年前から事務所を法人化して若い弁護士を受け入れ、協働することによりリスクを防ごうとするようになりました。しかし、毎年法友倶楽部のスキー旅行に参加し、ときどきはHGCにも参加してゴルフを続けているのですから、まだまだ老け込まずにお元気で後輩たちにおごり続けてもらいたいものです。

駆け抜けてきた20年

井口喜久治 (56期)

走り続けて気がつけば20年というのが実感です。

【1年目～5年目】

小松陽一郎先生にお願いし事務所に入れていただきました。ボス



はもとより、兄弁・姉弁（福田あやこ先生、宇田浩康先生、辻村和彦先生、井崎康孝先生）が優秀すぎました。元々仕事は極端に遅いタイプ（良くいえば考え抜くタイプ?）。兎に角先生方の足手まといにならないようにと懸命に働きましたが、足を引っ張っていました。小松事務所では一般民事事件だけでなく、大型倒産事件・知財事件がありました。沢山の訴訟を担当させていただきました。また1年目から容赦なく顧問先の相談業務に投入されます。目の肥えた顧問先にも鍛えられました。小松事務所での仕事が僕の礎となっています。

【6年目～10年目】

徐々に、小松先生から倒産事件の主任弁護士を命じられることとなりました。もともと司法試験の法律選択科目では破産法を選択していたのですが、このあたりから倒産実務の魅力に取り憑かれることとなります。とある管財事件では金融機関と訴訟になり、小松先生と一緒に最高裁判所第三小法廷に弁論に行ったことは一生の思い出です。

【11年目～15年目】

11年目に小松先生のお許しを得て独立することになりました。やっつけられるのかと不安でしたが、案外やっつけられるものでした。新

しい顧客も増えていきました。

倒産事件を中心としながらも、訴訟事件、家事事件、刑事事件（主として捜査弁護）など多様な事件を引き受けています。ただ、弁護士一人の個人事務所。人の目がありません。さぼればどんどん仕事が滞留していきます。

【15年目～20年目】

「ああ。伊ソ弁さんがいたらいいのになあ」「でも、パワハラとかしてしまいそうやし僕には無理かなあ」。こんなことを考えながら目先の仕事を必死でこなして来た5年間でした。弁護士として円熟しつつあると勝手に思っています。

【今後の話】

弁護士という仕事が好きです。昨年還暦を迎えましたが、生活態度を改め、更にギアを上げて加速していきたいと思っています。

これまでの20年と、 これからの20年

尾島史賢 (56期)

平成15年10月に弁護士登録（56期）をしたので、令和5年10月で20年が経過したことになります。アソシエイトとして在籍したウェルブライト法律事務所



の村辻義信弁護士が法友倶楽部に所属していたことから、私も入会することになりました。法友倶楽部では、ジュニア部代表幹事や法曹交流委員会委員長、令和3年度には林裕之幹事長のもとで副幹事長（庶務）を経験させていただきました。令和6年度は井崎康孝幹事

長のもとで筆頭副幹事長をさせていただき予定となっております。

大阪弁護士会の委員会では、司法委員会・司法修習委員会で副委員長を経験し、特に、司法委員会倒産法部会では多くの研修等を担当するなど積極的に活動をしてきました。

また、出版の機会にも恵まれ、これまでに、「株式会社・各種法人別清算手続マニュアル」（平成31年）、「相続人不存在・不在者財産管理の落とし穴」（令和2年）、「破産管財の落とし穴」（令和3年）、「株式会社・各種法人別清算手続と書式」（令和4年）、「死後事務委任契約の落とし穴」（令和5年）（いずれも新日本法規出版）、そのほかにも共同執筆で、「破産管財BASIC」「破産管財PRACTICE」「破産管財ADVANCED」（いずれも民事法研究会）等を出版しています。

私が、この20年間で一貫していることといえば、「倒産事件に興味を持ち続けていること」でしょうか。これは、これからの20年、その先も続けていきたいし、続けられるのではないかと、と思っています。

私が弁護士登録をした直後の平成16年4月に、母校の関西大学に法科大学院が設立されたため、同年から法科大学院での教育にも関与させていただいています。特筆すべきは、関西大学から委託を受けて設立した、「弁護士法人あしのは法律事務所」において、大仲土和弁護士とともに共同で代表社員をさせていただいたことです。ここでの共同代表の経験は、自分の人生にとって貴重なものとなり、後の人生に大きく生きています。同事務所のおかげで、ろくに英語も話せないのに、海外、特にBangkokにも仕事で行く機会を持つことができました。一部のプロジェクトがコロナ禍で立ち消えになってしまったのが残念ではありますが、海外での人脈が増えたこ

とも自分にとっては非常に大きな財産となっています。

法科大学院では倒産法を担当するとともに、法学部で専門演習（ゼミ）も担当しており、若い学生と接することで、毎年新鮮な気持ちでいられます。実年齢よりもだいぶ若く見られる（！）のは、いつもそのエネルギーに触れているからだと思っています。

月並みではありますが、弁護士登録をした当初、今の自分は想像できませんでした。今後も、よい意味で自分の想像を超えていきたいと思っています。学生には、「弁護士に必要なのは、「創造力」と「想像力」である」と常に言っていますので、自分も、未知の問題を切り拓く「創造力」と、相手を思いやる「想像力」を常に持ち続けたいと思います。

10年を振り返って

片岸寿文（66期）

修習生時代、最後の授業で、民弁教官が「終わりのない事件はない」という言葉を贈ってくれました。言葉を聞いた直後は「なにを当たり前のことを言っているのだろうか？」と思ったことをよく覚えています。しかし、弁護士業務を10年続けているうちに、言葉の意味が理解できるようになったと思います。

受任事件で、難解な依頼者対応に直面し「いつまで続くのだろうか」と精神的重圧を感じることもありました。そんな時は、民弁教官の言葉を思い出し「いつか終わるのだから、あまり気にしないでおこう」と気持ちを切り替え、何度も乗り越えることができました。10年の間に、民弁教官の贈ってくれた言葉に何度も助けられましたと思います。

10年間の弁護士活動で頑張ったといえば、委員会活動があります。令和5年度は、大阪

弁護士会の交通事故委員会委員長に就任させていただくことになりました。最初は、特に熱心にやりたいという気持ちはありませんでしたが、会議の終わりに先輩が美味しい日本酒の店に連れて行ってくれるので、お酒目当てに、毎回参加しているだけでした。そのうち、人的関係が深まり、先輩から色々と仕事を頼まれ、多くの委員会行事に参加するようになってしまいました。最近は、オンライン会議が中心となりつつありますが、現場で直接に顔を合わせ、飲食を伴う懇親会をすることにより信頼関係が深まるのではないかと思います。

弁護士業務以外のことで頑張ったことは「ゴルフ」です。弁護士登録前は、スコア130位が精一杯でしたが、レッスンに通い、毎日のように練習に行くようになりました。次第にゴルフに夢中になり、ゴルフ会員権（奈良カントリー）を購入し、競技ゴルフに参加するようになりました。現在、HC11ですが、シングルを目指して頑張っていきたいと思います。



若手会（ジュニア部）の会派対抗ゴルフ大会には、毎年参加し、法友倶楽部が7年連続団体優勝という快挙を成し遂げることができたのはとても嬉しかったです（写真後列左から3番目が私です）。令和5年度で、ジュニア部を卒業することになり、会派対抗ゴルフ大会に参加できなくなるのは少し寂しいです

が、とてもいい思い出となりました。

次に執筆させていただく機会があるとすれば、弁護士登録20年目のときになると思いますが、そのときには、仕事、プライベートともに充実した内容を報告できるように、これからも弁護士として頑張っていきたいと思えます。

気づいたら丸10年

隅田 唯 (66期)

弁護士生活10年ということで本稿を執筆する年がやってきました。

まだまだ先のことだと思っていたのですが、10年という月日はあっという間でした。



しかし、10年という響きに実感が乏しいのが、正直な感想です。

仕事を振り返りますと、思い出すのは不思議と弁護士になりたての頃に携わった案件の方が多くに思います。

分からないなりに目の前に依頼者はいますし、「分からない」という言い訳が通用するわけでもありませんので、必死で一つ一つ調べながら取り組んでいたように思います。

できることが増えてきますと、視野も広がり、それまでなんとなくしか理解できていなかったことが有機的に結びついていき、どんどん仕事が面白くなっていきました。

気が付いたら10年という節目を迎えていました。

同期との出会い

私は、出身は大阪ですが、修習地が徳島だったこともあり、法友倶楽部に入会したときは、ほとんど知り合いもいませんでした。

しかし、法友倶楽部の66期は個性派揃いのツブ揃いでしたので、すぐに親しくなることができ、今でも繋がりは深いと感じます。

(先日、ジュニア部の例会にて他期の先生に66期の印象を伺ったところ、「ギラついている世代」とのことでした笑)

親しい同期の存在が、会派の集まりにも参加しようという動機になっていたように思いますし、利害関係なく話ができる同期の存在は貴重であると思います。

何より、法友倶楽部に入会をしていなければ、現在の事務所にいることもなかったであろうと思いますので、どこにどのような縁があるのかは分からないものだと実感しています。

今後の10年

これまでの10年で、重要な法改正も相次ぎ、訴訟手続や調停手続ではウェブ方式によるものまで登場しました。

民法でいえば、債権法改正はもちろんのこと、相続法改正、所有者不明土地関連に基づく法改正など、重要な改正が相次ぎました。

また、世相としても、日経平均株価がバブル期以来の最高値を更新したり、新型コロナウイルスの広がりなど、取り巻く環境の変化も大きい10年でした。

これから先の10年も、予想もしていない環境の変化が生じることは十分にあり得ます。

特に、生成系AIの発達が目覚ましいものがあり、ややもすると、弁護士の仕事の一部は取って代わられる可能性も秘めています。

そういった環境下でも、感情ある人間の社会生活がある以上、弁護士の仕事なくなることはないかと確信しています。

今後の10年も、環境の変化を楽しみながら生きていければと思っています。

会派活動にはそこまで携わっていなかった

身ですが、一つのよりどころとして、今後も会派を支えていきたいと思っています。

10年間の振り返り

瀧井喜博 (66期)

弁護士登録して以来、早10年。あっという間でありながら、今思うと、色々なことがありました。これを機に、これまであった出来事を、生々しい部分も含め整理してみます。



1 即独のつもりが一生の師匠に弟子入り (2013年12月～)

私は、一応サラリーマンを経験しているのですが、どうやら「雇われる」適性が極めて低いようでして、即独を希望していました。そんな中ご縁を頂いた田城讓先生(39期)からお声がけを頂き、田城讓法律事務所に入所するとともに、同先生の勧めで、法友に入会しました。田城先生からは本当に様々なことを学びました。特に、「こんな楽しい職場があるんだ」と心の底から思えたのは一番の財産です。

2 悩んだ末の独立、汚部屋からのスタート (2015年11月～)

もともと早期独立を希望していましたが、楽しい職場故に、ずっと一緒に仕事をしていたいという思いにもなりました。しかし、「永続する楽しい職場を作りたい」「田城先生が事務所経営に飽きたら入りたくなるような事務所を作ろう」と考え、独立しました。

何もない中でのスタートでしたので、小さ

く産んで大きく育てようと考えました。

諸々のコストを可能な限り抑え、谷町九丁目にて、一階が居酒屋の15坪程の物件を借りました。

夏になり、私が最も嫌いな黒いアレが発生しました。速やかな引っ越しを決意しました。

3 引っ越し貧乏の始まり (2017年3月頃～)

年が明けて春の温かさを感じるようになった頃、アレが発生した物件を引き払いました。わずか1年ちょいでの引っ越しです。

1年間で増えた僅かばかりの現預金を元手に、谷町六丁目にて40坪の物件を借りました。

調子に乗ってガラス張りの打ち合わせ室(内装費に大きく響きます。)を作りました。もちろん、プライバシー保護の観点から、ガラス部分はブラインドを降ろしっぱなしです。

4 停滞期スタート (2019年8月～)

場所を大きくすれば人が増えるようでして、次は、谷町四丁目の70坪の物件を借りました。本当にお金って貯まりません。このあたりから、採用の難しさを感じるようになりました。

これ以上拡大する前にもっと足元を固めたいとの思いがありましたので、事務所を組織化していくことを目標にしました。

5 空中分解の危機と組織化 (2022年)

任せ方のミスにより、事務所内で一部分断が起きてしまい、事務局の大部分が相次いで辞めていくという事件が起きました。

ここでの学びは、①管理業務は、歴ではな

く適性で判断すべき、②経営理念や経営計画の周知はトップが責任をもって行うべき、ということなのです。

また、新しく複数名の事務局を採用したため、OJTと仕事のマニュアル化を同時進行で行う必要に迫られました。これにより、属人的な仕事から少し脱却できました。

そして、経営理念を明確化することで、採用活動全般にも良い影響が出てきています。昔は経営理念なんてと馬鹿にしていたものが、真面目に向き合ってみるものですね。

6 (たぶん) 最後の大博打 (NOW!)

今は、冒険心が沸き上がってきています。

2024年は、貯めたもの(預貯金)を吐き出し、新たなステップを目指そうと思います。それが奇しくも10年という節目。色々な意味で身が引き締まる思いです。

今後も、いろいろな挑戦をし続けていければ幸いです。

新たな挑戦の10年に

永井誠一郎 (66期)

弁護士登録以来10年間、ボスである坂野真一先生の人柄、事務所の環境や人に恵まれ、登録以来ずっと、ウィン綜合法律事務所に所属し続けています。10年間大過なく過ごせたのは、まずもって事務所の皆様のおかげだと思っています。



法友倶楽部では様々な方々と交流させていただきました。私自身、弁護士登録当初は無所属でしたが、同期が会派の話をしているのを聞いているうちに寂しくなり、各会派の会

報を読み比べた結果、インスピレーションで当時の中村吉男幹事長に電話して入会させていただきました。

会報を読んで自主的に入会したことから配属された広報委員会では辻村幸宏先生のウェットな指導のもとで編集を学び、優秀な副編集長に助けていただきながら会誌144号の編集長という大役を任せていただきました。

ジュニア部では門林俊夫先生と共に代表幹事を務めさせていただき、さらに各派若手会対抗ゴルフ大会に出場して7連覇という偉業達成にほんの少しだけ貢献することもできました。

弁護士としての10年を振り返ると、年を追うごとに、経験に頼って事件を効率よく処理しようとする傾向や、日々の勉強に対するモチベーションの低下など、自身の経年劣化を自覚することが増えつつあります。

常に野心や目標を持ち、自分に適度な負荷や刺激を与える環境に身を置くように気を付け、まだまだ成長したいところです。

10年目を迎える2023年は、初めての大阪マラソンを4時間8分で完走、大阪青年会議所のサッカー部に入会して全国大会に出場するなど、主に私生活面で新たな挑戦を始めました。

次は、仕事の面でも新たな挑戦に取り組み、20年目を迎えるときに何か報告できたらなと思います。

変わったこと、変わらないこと

中島裕一 (66期)

弁護士10周年ということで、『法友』に記事を書く機会をいただきました。

さて、1000文字も紙面をいただけるそうです。せっかくなので、「変わったこと、変わっていないこと」をテーマとして、この10年を振り返りたいと思います。

まず、生活。変わったこととしては、10年前は影も形もなかった娘が生まれ、今年には小学生になろうとしています。我が子はこれから小学校、中学校、高校と人生で最も密度の濃い10年余りを迎えることになります。私も負けずに充実した次の10年を送りたいものです。

趣味。高校生から始めたクラリネットは、今も細々と……どころか変わらずしっかりと続いています。高校OBの楽団、一般楽団、法友音楽部の三足のワラジは、どこまで続けられるのか。変わったこととして、年々衰えを感じるので、今年はプロのレッスンを受けてみたいと思っています。ちなみに、法友音楽部は、法友倶楽部に所属している（していた）方で、みんなで楽器を吹いてみたいという方であれば、どなたでも大歓迎です。ご連絡をお待ちしております（せっかくなので宣伝）。

法友倶楽部。この10年、ジュニア部会計幹事、ジュニア部代表を務めさせていただきました。先輩、同期、後輩に恵まれて、ずっと変わらず楽しい会派ライフを満喫することが



できました。残念ながらジュニア部は今年で卒業となり、会派との関わり方はやや変わりますが、会派が誰かの居場所となるように、微力ながら、何らかの形で引き続き関わっていったら、と思います。

仕事。お世話になった宮崎綜合法律事務所を独立し、万和法律事務所を開設しました。独立した直後にコロナ禍が始まったため、当初は頭を抱えましたが、どうにか変わらず、弁護士業を続けることができています。同じ弁護士でもアソシエイトと経営者の目線は随分と違うということを身をもって知り、仕事に対するスタンスは少々変わったのかもしれない。

振り返ってみると、あっという間の10年だった気がします。この記事を書いている横で娘が一生懸命観ている「ひろがるスカイ！プリキュア」は、丁度20周年記念作品らしいので、私も20周年目指して、次の10年を活動していきたいと思います。

そういえば、10年間変わっていないことがありました。締切ギリギリに起案する悪癖です。広報委員会の担当者に深くお詫びしつつ、10年後は余裕のある入稿を心がけたいと思います。

はじまりの場所

中原明日香 (66期)

この10年、法友には感謝ばかりです。

あらゆる「はじまり」をいただきました。

■はじまりからもらったもの

法友との出会いは、私が65期修習生として大川一夫先生の事務所



に内定をいただいたご縁で、会派の集まりに参加したこと。

にも関わらず、二回試験に落ちこちってしまった私。

多くの方々のサポートを得て、1年後、66期として登録した私は、法友の本元宏和先生と山田敬子先生の事務所に受け入れていただき、弁護士人生をスタートすることができました。まだ自分で事件を取れない私に共同受任の機会を数多く与えてくださり、手厚く育てていただきました。

この期間は他にも、法友同期、修習同期、ロースクール同期からも、たくさんの共同受任や助言をもらいながら、必死の試行錯誤で成長させてもらいました。感謝ばかり。

登録から2年後の2015年11月、ロースクール同期からの話がきっかけで、法友でご縁があった小坂谷聡弁護士の事務所に共同経営者候補として合流することとなりました。

そこからの8年間は、同期の福本隆史君からきっかけをもらった青年会議所（JC）や、小坂谷事務所の姉弁からきっかけをもらったBNIでの活動を通じて、少年サポートに共感・協力してくれる異業種の仲間が増えたり、様々なタイプの経営者をまとめていくチームビルドの経験値が増えたりと、多くのものを得ながら歩んできました。

2019年7月からは、今の事務所で共同代表として名前を掲げています。

2020年頃からは、行政のプロポーザルや入札の業者選定審査会に、委員や会長としていくつか就任しています。

■これからの私

昨年6月、自分の想いやこれからのについて、じっくり考える時間がありました。

その時間の中で私は、昔から憧れていたカウンセラーや家裁調査官のように、心理学的

アプローチによるクライアントサポートにもっと自分の時間を割きたい、という想いが、自分の中に強くあることを発見しました。

今は、国際EAPコンサルタント・EAPメンタルヘルスカウンセラー資格学校の授業を利用しながら、心理学的なアプローチについて体系的に習得しています。

心理学については、大学生の頃や家裁調査官の試験を受ける際に、独学でいろんな本で勉強したことはあったのですが、今あらためて体系的に座学と実践を進めていくと、衝撃的な想いです。

「法律の専門家としてのヒアリング」と「心理学の専門家としてのヒアリング」が如何に全く別物であるか、如何に「クライアントの在り方」に影響するか、如実に体感しています。

この両方をしっかりと区別してマスターすることで、少年事件をはじめ、これから関わるあらゆるクライアントに、より幅広い自由な選択肢を提案して貢献していきたいと強く想っています。

大好きな法友の皆様、これからもよろしく願いいたします^^

10年を振り返って

早川僚太 (66期)

私は、弁護士登録以来ずっと同じ事務所に所属しており、4年目にパートナーとなりましたので、弁護士生活10年のうち、3年はアソシエイト、7年はパートナーということになります。ボスの清田弁護士の会派が法友俱樂部であったため、法



友倶楽部には1年目から所属させて頂いています。

まずは法友倶楽部での思い出を思い返してみると、最初に思い浮かぶのはやはり1年目にジュニア旅行で道後温泉に行ったことです。私は、当初会派内に親しい人があまりいなかったため少し不安を抱きつつ参加したように思いますが（ここだけの話、同期のあっすーこと中原明日香さんがバスで隣の席に座ってくれて救われました）、このジュニア旅行で同期と一気に親しくなることができました。法友の同期とは、業務で困った時などにすぐにLINEグループで相談することができたり、プライベートでも家族ぐるみで交流したりなど、本当に良い仲間を得ることができたなと思います。また、先輩方には道後の夜に連れ出して頂き、大変濃い経験をさせていただきました。こうした経験があったからこそ、今日まで弁護士業務でしんどいことがあっても乗り越えてこられたと言っても過言ではありません。

業務面では、事件以外にも、自治体内弁護士（非常勤）、母校大学院の講師、いじめ調査第三者委員会の委員などを経験してきました。私は、弁護士を志す際に弁護士になれば色々な仕事ができると思い描いていましたが、改めて振り返ってみるとある程度実現できているのだと感じるところです。もっともまだまだ道半ばですので、引き続き新たな業務に挑戦していきたいと思います。

「弁護士は3年目まででどんな弁護士になるのかが決まる」と伺ったことがあり、私は、「よし、3年間は走り続けよう」と抱負を持って弁護士生活を始めましたが、振り返ればその後の7年間も大差なく走り続けていました。もっとも、5年目に第1子が、7年目に第2子が生まれ、育児のため仕事の仕方も大

きく変わりました。次の10年も、子供たちの成長に伴って仕事の仕方も変わっていくのだろうと思いますが、最初の10年よりは腰を据えて弁護士生活を送っていきたいと思います。

皆様、今後ともよろしくお願い申し上げます。

皆様のおかげです。

星野峻三（66期）

弁護士登録から10年間、人と環境にとっても恵まれていたと感じております。

独立までの3年と3か月、法科大学院時代の恩師である尾島史賢弁護士の下で勤務することができました。弁護士としてのスキル、依頼者対応及び弁護士倫理等を学べたことによって、現時点まで弁護士として活動し、懲戒処分とは無縁に過ごせたのだと考えております。

また、尾島弁護士が法友倶楽部に所属していたこともあり、私も法友に入会させていただきましたが、法友の個性あふれる先輩方と出会い、多方面でご指導いただき、親交を深めることができました。特に大好きな64期の先輩方や法友同期に出会えたことは私にとって大きな財産だと思っております。

現在、法科大学院及び法友の同期でもある横枕弁護士と共に事務所を運営しておりますが、アソシエイトの弁護士や事務員、クライアントにも恵まれて楽しく過ごすことができております。

これからも感謝の気持ちを忘れず、弁護士として活躍できるように日々精進していき



と思います。皆様、10年間ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

弁護士を10年間続けて 思う事

森川智子 (66期)

弁護士登録から10年を迎えたことについてエッセイを書く機会をいただきましたので、私生活も含め、10年間を振り返って思い出したこと、感じたことなどをお伝えしたいと思います。

1年目は、依頼者、裁判所、先輩の先生方からの質問や意見の一つ一つに右往左往していました。回答も分からないし、調べ方も分からないし、分からないことが多すぎて、毎朝暗澹たる気持ちで電車に乗っていたことを思い出します。

その後、子育てもあり、業務に使える時間が限られたため、タスク管理、業務機のレイアウトからパソコン作業の時短ワザの勉強など、起案に集中できるように効率化できる所を整え、だんだん自分の仕事のペースが分かるようになってきました。

とはいえ、10年経って年齢と経験を重ねてもまだまだ難しいのは、依頼者の信頼を得ること、信頼関係を維持することです。

依頼者に「この人はいつでも自分の味方である」と認識し、共に戦おうと思ってもらうことは、事件のより良い解決に必須なのに、難しい……。

今後の10年も引き続き、紛争の渦中にいる依頼者の方の力となれるよう、知識とともに、人間としても成長したいと思います。

プライベートでは、ここ数年、好きなアニ

メの影響で、予定と天候が合えばキャンプに行っています。極寒の時期に装備を吟味したり、外で美味しいお酒を飲むのが良い気分転換になっています。

10年前はアウトドアや自然に全く興味がなかったのですが、これからの10年間でも、また違う景色に触れて変化してゆくのが、とても楽しみです。

最後になりますが、この10年、ほとんど法友の活動に参加できないままにいるのがとても残念なので、少しずつでも参加したいと思います！

登録10年を振り返って

横枕真哉 (66期)



2023年沖縄旅行にて

10年の節目ということで、事務所のパートナーであり、無二の友である星野弁護士（ここでは親しみを込めてニックネームの「ホッシー」と呼ばせていただきます。）とのことを書かせていただきます。

ホッシーとはロースクールで出会い、修了後にTA（ティーチングアシスタント）の仕事と一緒にした際に、私はホッシーのアイデア力と行動力に惹かれ、一方でホッシーも自分にはない私の特性に魅力を感じてくれ、お

互いに協力し合って仕事をすれば面白いと感じ、いずれ一緒に独立しようという約束をしました。

そして、登録4年目に、当初の約束を果たすべく、ホッシーと一緒にセイカ法律事務所を立ち上げました。慎重派の私としては独立はもっと先のことだと考えていましたが、主にホッシーの強い後押しのもと、諸事情もあり、独立を決意しました。

独立後、もちろんはじめはイソ弁などいませんでしたが、気付けば今度（2024年）の4月で独立して丸7年となり、今やイソ弁4名と事務員3名が在籍する事務所となりました。

事務所運営に関しては経営に大きな波もなく順調にやってきたのですが、登録6年目に、北新地にカラオケバー「ESCRUISE」を出店することになりました。カラオケが大好きなホッシー（※お酒は一切飲めません）の希望でしたが、戦略的には「北新地でバーを経営している弁護士」というのは面白みがあって経営者層からは受けがよく覚えてもらいやすいうえ、交流会等で知り合った経営者等に気軽にバーに遊びに来てもらうことで親しくなる機会を増やせるというものでした。実際、どんどん人脈が広がり仕事も増えてきており、営業にはいい効果が出ていると思います。一方、私個人としては、出店後暫くは毎週土曜日にバーテンダーとして接客をしていました。それまで飲食業はほとんど経験がなかったのですが、夜の世界の飲食業を経験したことで自信が付き、最悪弁護士資格を失うようなことがあっても、何とかかなると思えるようになりました。

さらに、登録8年目には、弁護士業との親和性があることや一攫千金を狙うため（笑）、今度は不動産業を開始しました。これもまた

ホッシーの強い後押しで始めたことでしたが、私は宅建士の資格を一から取得し、現在は弁護士業の傍ら、重説など宅建士としての活動も経験できています。

ホッシーと出会っていなければ、宅建士、ましてやバーテンダーなど一生経験できなかったと思いますし、このような「面白い」人生にしてくれていることに、ホッシーにはとても感謝しています。

未だにホッシーのアイデア力と行動力には驚かされるばかりであり、感心することが多いですが、今度は一体何の事業を始めると言い出すのか不安もいっぱいです（笑）

その反面、ホッシーの後押しで10年後、20年後に自分が一体どんなことをしているのか、どんな経験をできているのか、とても楽しみです。

令和6年度 法友倶楽部 常任幹事自己紹介

「楽しい政策団体」を 目指します

幹事長 井崎 康孝 (54期)



2024年(令和6年)度の法友倶楽部幹事長を務める井崎康孝です。慣例とはいえ、歴史ある法友倶楽部の要職を拝命することとなり、身が引き締まる思いで

す。

法友倶楽部は、「弁護士会の健全な運営に寄与する」ことを目的として掲げ、政策団体を標榜しています。私も若手の頃は「1つの会派に過ぎない法友が大阪弁護士会の政策を議論することに意味があるのだろうか?」と素朴な疑問を持っていましたが、年を追う毎にその意義が理解できるようになりました。昨年度大阪弁護士会の副会長を務めた際には、多方面で法友倶楽部の先生方が活躍されているのを目にし、また他会派の先生方からも度々「さすが法友は政策団体だね」「人材豊富だね」とお褒めの言葉をいただき(ただし、いつも私以外の法友の先生方のことです)、改めて法友倶楽部が政策団体であることを実感しました。次年度もこのような政策団体としての本旨に則り、充実した活動を行ってまいりたいと思います。

もっとも、政策だけだと正直面白くありません。楽しみながらでなければ、長続きしま

せんし、自由に活発な議論もできません。法友倶楽部は「研修」、「親睦」も目的とし、「広報」も積極的に行っています。これらの活動も充実させながら、他方で却って会員の皆様の負担とならないよう頻度・内容・方法等にも留意しながら、大勢の幅広い会員の皆様が心から楽しんで参加できるような企画を実施することにより、充実した政策活動にも繋げることができればと考えています。

要は、次年度は「楽しい政策団体」を目指したいということです。

ちょうど次年度副会長として送り出す辻村幸宏さんは、私は2013年(平成25年)度の近藤執行部でもご一緒しましたが、まさに「楽しい政策団体」を体現するような人です。いつも楽しみながら、弁護士会について幅広く興味を持ち、貪欲に知識を吸収し、積極的に意見を発信しています。次年度執行部としても、そのような辻村副会長の姿勢を見習い、かつ精一杯お支えしたいと思っています。

このような高い目標を達成するため、次年度執行部には本当に優秀なメンバーばかりに集まってもらいました。筆頭副幹事長の尾島史賢さんは、2021年(令和3年)度の林執行部で私の代わりに実質筆頭副幹事長をしていただき、もはや幹事長の風格です。小林悠紀さん、原田裕康さん、藤野睦子さん、村岡悠子さん、大原靖史さんは、意外にも全員が初の執行部ですが、人格・識見・能力に優れた方ばかりで、既に準備段階から助けてもらっています。ジュニア部代表幹事は前嶋幸子さん、三嶋隆子さんと、いずれも頼もしい若手

です。

会員の皆様からのご指導、ご協力をいただきながら1年間邁進したいと思っておりますので、次年度はよろしくお願ひ申し上げます。

法友倶楽部のために

副幹事長 尾島 史賢 (56期)



このたび、筆頭副幹事長を務めさせていただくことになりました。常幹は、令和3年度林執行部以来となります。今回は、井崎幹事長を支える筆頭副幹

事長ということで、身の引き締まる思いでございます。法友倶楽部では、ジュニア部代表幹事や法曹交流委員会委員長を経験させていただきました。各種行事を担当して感じるのには、参加率の低下です。特に、若手会員のほうが人数は多いと思われるものの、法友倶楽部の総会や各種行事に出席される若手会員は少ないです。「法友倶楽部に所属してよかった」と言ってもらうためにはどうしたらよいか、ということテーマを考えていきたいと思っています。政治の世界では、派閥解消の流れになっていますが、弁護士会においても「会派」の意義が問われていると思います。会派に所属するとどんなメリットがあるのか、会員に還元できるものには何があるのか、これらを考えていくことが大切ではないかと思っています。会派としても、会派活動を見直す時期に来ているのではないかと常々感じているところですので、積極的に改革していきたいと思っています。皆様のご意見、特に若手会員のご意見をぜひお寄せいただければと思

います。なんか幹事長の挨拶のようになってしまいましたが、1年間よろしくお願ひいたします。

お久しぶりです、 あるいは初めまして

副幹事長 小林 悠紀 (58期)



副幹事長を務めることになりました、小林悠紀です。多くの先生にとってお久しぶり、あるいは初めましてかと思ひます。最初の10年ほどはそれなりに会

派活動に参加していたのですが、ジュニアの代表幹事をした後くらいから隠遁し、10年近く潜伏しておりましたが、この度、井崎先生、尾島先生に見つかり、常幹になる運びとなりました。そんなわけで、にわかに先日の冬季総会に参加したのですが、何人もの先輩や後輩が、温かく声を掛けてくださり、久しぶりでもちゃんと居場所があったことに安心し、大変有り難く感じました。私にとっての法友は、心おきなく話せる人たちがいる、困ったときには助け合える、ある種の故郷のような場なのだと思います。少し言い過ぎたかもしれませんが、多くの先生にとっても、会派がそのような場であればよいなと思ひます。常連の先生はもちろん、久しぶりでも、初めてでも、気軽に参加して、そして温かく迎えられる居場所となるよう、微力ながらお手伝いできればと思ひます。初めての常幹で至らない点も多々あるかと思ひますが、他の常幹の先生方の助けも得ながら、何とかお役目を果たしたいと思ひます。1年間、どうぞよ

ろしくお願いいたします。

1年間よろしくお願 いたします

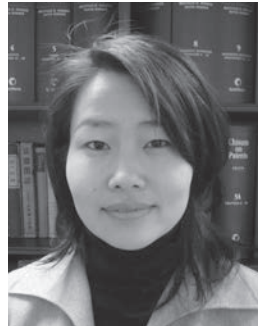
副幹事長 原田 裕康 (59期)



2024年度の常任幹事を務めさせていただくことになりました。59期の原田裕康です。コロナ禍の前後より、大変せわしなく、法友倶楽部の活動への参加もままならず、会報「法友」の編集などをおおせつかる以外には、ご無沙汰をしておりました。昨年末、公私ともにちょっと落ち着いたかなといった感じもありまして、皆様にご迷惑をおかけすることなく、なにかをやりきることができるかもと、常任幹事をお引き受けさせていただくこととなりました。各活動について把握できていないことも多く、思い出しながら教えて頂きながら、頑張ります。この原稿を書く直前、法友倶楽部の新年会、辻村先生の副会長当選祝賀会に参加させて頂きましたが、各先生方のお話がとっても面白く、また、ためになり、やっぱり法友倶楽部は面白いなと、元気とインスピレーションを頂きました。今年は、そんな法友倶楽部を支える一助になれば、と思います。幸いにも、ご覧の通り、井崎先生・尾島先生はじめ、超強力な先生方と一緒にさせていただくこととなりましたので、私は、賑やかなガヤ担当あたりで頑張りたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1年間よろしくお願 いたします

副幹事長 藤野 睦子 (61期)



この度、2024年度の常任幹事を務めさせていただくことになりました、61期の藤野睦子と申します。

登録しました頃は、ジュニア旅行・ビアパ

ーティ・研修委員会などの法友倶楽部の活動に参加させていただいておりましたが、その後は、会派の活動には参加できておりませんでした。そのような私でも、色々な場面で法友の先生方にお出会いますと、(こちらから一方的に) 親近感や安心感を抱いておりました。このような絆が自然と醸成される法友倶楽部はこれまでの多くの諸先輩方の御尽力により継続していることと存じます。

会派活動のことをあまり分かっておらず、常任幹事の仕事が務まるのか不安もございますが、井崎先生からお声がけをいただいた際には、会派運営では背景の異なる会員が参加しやすいように工夫しながらやっていきたいと思います。会員の皆様にとって有意な活動を提供できるように試行錯誤しつつ取り組んでみようとお引き受けいたしました。

色々と至らない点もあろうかと存じますが、井崎幹事長のもと、微力ながら精一杯務めさせていただきます。1年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

1年間よろしくお願 いいたします

副幹事長 村岡 悠子 (63期)



令和6年度の常任幹事を務めさせていただくことになりました、新63期の村岡悠子と申します。幹事長である井崎先生からお声をかけていただきました。

ここ数年は、たまに会派に出るのは子連れ親睦イベントばかり、出席しても仕事もせず、8歳6歳2歳と並んでただただ楽しませていただいております……という状態でした。そんな会派の楽しい面だけを享受してきた私に、果たして常任幹事という仕事が務まるだろうかと不安ですが、諸先輩の先生方にご教示いただきながら、一年、井崎先生と尾島先生のもとで楽しく勉強させていただければと思います。

弁護士登録後の間もない時期は、親睦イベントだけではなく、会派OJTや弁護団でも、法友の先生方にご指導いただきました。法友でご縁をいただき今もお世話になっている先生方の顔を思い浮かべると、本当に会派からたくさんのものをいただいたと思っております。半分幽霊会員となっていましたが、これを機会に、まずは私自身が先生方のお顔とお名前を覚えて、これからも、法友倶楽部が若手の先生方とベテラン先生方の良き交流の場として発展するよう、小さなことから取り組むことができればと思っております。至らないことも多々あるかと思いますが、一年間、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

1年間よろしくお願 いいたします

会計担当副幹事長 大原 靖史 (68期)



次年度会計を担当させていただく大原靖史です。法友倶楽部とは、入会した時に配られた会報に興味を持って広報委員会に出だしたことから、関わりを

持つようになりました。その後5年目くらいから、ジュニア部の例会にも顔を出すようになりました。すると気が付けば会派活動に結構参加しているほうの人、ということになり、今年度68期から出すことになる会計担当になりました。

前年度の入江祥大先生、前前年度の中原明子先生からは、会計を担当する際の種々のアドバイスをいただき、とても助かりました。

常任幹事ということで、自分が今まで参加してこなかった行事・会合にも参加するようになると思いますので、しっかり務めたいと思います。

また、井崎康孝幹事長や辻村幸宏副会長をお支えできるように頑張りたいと思います。

1年間どうぞよろしくお願ひいたします。

令和6年度ジュニア部代表幹事 就任のご挨拶

前嶋幸子 (68期) 三嶋隆子 (69期)



前嶋幸子



三嶋隆子

1 はじめに

令和6年度のジュニア部代表幹事を務めさせていただくことになりました前嶋幸子と三嶋隆子と申します。我々は、7年ほど前に小松陽一郎先生の下で働かせていただいていた者同士でして、今回たまたまではありますが、ご一緒させていただくこととなりました。このようなご縁に心より感謝しております。

2 ジュニア部をサードプレイスへ

弁護士になってからずっと不思議だったことがあります。

それは、苦勞してようやく手に入れた仕事なのに、ひとりひとりの弁護士の幸福度が低いということです。

仕事柄ネガティブな話題が多いであるとか、業務量が多いといった事情も影響しているかと思いますが、根本的な原因は自分自身を大切にできていない、つまり健全な自己愛が欠如していることにあるのではないかと考えています。

私がジュニア部の代表幹事を引き受けさせていただいたのは、これからの弁護士業界を背負っていく弁護士登録10年目までの先生方が自分自身を大切に、物心ともに幸福になれるよう、共に歩める場を作りたいと思ったからです。

ジュニア部に参加したら、「悩みが解消された!」「心が満たされた!」「自分のことが好きになれた!」「未来にワクワクする!」

といった気持ちになれて、そのポジティブな気持ちを第一の場所である家庭、そして第二の場所である職場に持って帰ることのできる、そんなサードプレイスにしていきたいと思っています。

国民教育の師父と称された森信三先生の言葉で「人間は一生のうちに逢うべき人には必ず逢える。しかも一瞬早すぎず、一瞬遅すぎない時に—」というものがあります。ジュニア部がそのような出逢いの場となりますよう、たくさんの先生方にご参加いただけると嬉しいです。

3 活動方針・内容

まずは4月の例会で、今年1年間でやってみたい企画の案出しをし、大まかな1年間のスケジュールを決めたいと考えております。

「楽しい!」だけで終わるのではなく、「これ明日からやってみよう!」とか「職場のメンバーにも教えてあげよう!」というように、気付きの機会となったり、新たな行動に繋がったりするような付加価値の高い企画をしていきたい、皆さまお力添えをいただければと幸いです。

4 おわりに

前年度の代表幹事である天井友香先生、町野達也先生から受け継がせていただくこのバトンを、次年度の代表幹事の先生方にしっかり引き継げるよう、頑張ってまいります。

1年間、どうぞよろしく願いいたします。

令和6年 新年祝賀会・先進者顕彰会 祝賀会が開催されました！

令和5年度 法友倶楽部副幹事長 梁 沙 織 (58期)

2024年（令和6年）1月5日、大阪弁護士会館2階にて、大阪弁護士会先進者顕彰会、新年祝賀会・先進者顕彰会祝賀会が開催されました。大阪弁護士会では、法曹40年を迎えられ、かつ20年以上大阪弁護士会の会員であった方を表彰するため、新年最初の行事として先進者顕彰会を行い、同日これに続いて新年祝賀会を行なっています。コロナ禍も落ち着き、数年ぶりに新年祝賀会では制限なく飲食の提供もあり、厳かさの中にも賑々しさの漂う会となりました。

今年の先進者顕彰会は、主に35期の会員が対象になりますが、当会派からは、大川一夫



会員、小田耕平会員、桂充弘会員、金高好伸会員、岸本淳彦会員、倉岡榮一会員、辻野和一会員、西信子会員、藤木邦顕会員の9名が顕彰を受けられました。40年の長きにわたる弁護士業務及び会務へのご精励ご貢献はいかばかりかと思いを馳せつつ、心より御祝い申し上げますとともに、今後益々のご健勝をお祈りいたします。

また、複数名の法友倶楽部会員が招待者として会に参加しておられました。

なお、今年は年始より能登半島を未曾有の災害が襲い、多くの人命が失われたことを始め大変な被害が生じておりますところ、本会におきましても、祝賀ムード一色というわけにはいきませんでした。被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、1日でも早く日常が取り戻せますようお祈り申し上げます。



若手会会派対抗ゴルフ7連覇!

永井 誠一郎 (66期)

2023年11月18日(土)、瀬田ゴルフコース(西コース)で開催された若手会会派対抗ゴルフにて、法友倶楽部は7連覇を達成することができました。昨年は2位とわずか1点差という僅差での優勝だったため、ついにトップ・ザ・法友なるか注目でしたが、蓋をあけてみると2位に28打差をつけてのブッチぎりの優勝となりました。

このような大差となった要因は選手層の厚さだったと思います。大会は各会派上位5名のグロススコアの合計で争うため、5名だと1人が調子を崩すとチーム全体に直接影響が出てしまいますが、9名もいると誰かがスコアを落としてもリカバリーできるという安心感があります。実際に上位3名のスコア同士なら法友を上回っている会派もありましたが、5名だと大きな差になりました。今年の法友の優勝は、まさにチームの総合力の差でつかんだ勝利といえます。

さて、7連覇もしていると他会派からは「法友さんのための大会。うちの会派なんて……」といった声も聞こえてきました。でも、私自身の本音をいうと「そろそろ他会派に優勝してもらいたいな」という気持ちと「やっぱり優勝したいな」という気持ちが半々でした。なぜ純粋に優勝を目指せないのかというと、大会の幹事は前年度の優勝会派がすることになっています。これまで6年連続で法友が幹事会派を担ってきたわけですが、50名規模のコンペを毎年主催し続けるのはなかなかしんどいところがあります。連覇を続けるこ

とによって幹事会派としての負担を後輩たちに再び背負わせることに気後れがなかったわけではありません。

しかし、大会後の恒例となった焼肉会場にて、頼もしい後輩が来年の幹事を快く引き受けてくださったことで、非常に気が楽になりました。やっぱり優勝できて良かったです。ありがとうございます。

7連覇を達成した法友倶楽部ですが、実は危機が迫っています。本年度の上位5名のうち3名は今回で卒業、残り2名も67期で次が最終年となります。早急な世代交代が急務といえます。

法友若手ゴルフ会はLINEグループで情報発信しながら定期的にゴルフ練習会や懇親会を開催していますので、ゴルフを始めた、興味があるというジュニア会員の先生は、是非LINEグループへご加入ください。



優勝メンバー全員集合

左上から星野(66期)、西本(66期)、片岸(66期)、天井(67期)、高尾(68期)、金原(74期)、福本(70期)、左下から山内(67期)、永井(66期)。全体での集合がなくともスタート前に全員揃うチーム力が光りました。

冬季定期総会のご報告



令和5年12月18日午後6時から、大阪弁護士会2階ホールにおいて、冬季定期総会が開催されました。幅広い会員のご参加を促進する観点から、本年度も昨年度と同様に弁護士会館とウェブの併用で開催しました。

会場参加者51名、ウェブ参加者7名の合計58名の会員にご出席いただきました。

式典の部は、中嶋勝規幹事長及び川本真聖副会長のご挨拶をいただいた後議案の審議に入りました。

辻村幸宏会員を次年度の大阪弁護士会副会長候補者とする事、福原哲晃会員を選挙対策本部長とすることが審議され、満場一致で承認されました。辻村会員からは次年度副会長候補者としての抱負を熱く語っていただきました。

井崎康孝会員を次年度法友倶楽部幹事長に選任することについても満場一致で承認され、次年度法友倶楽部幹事の選任を次年度幹事長に一任することも承認されました。

また、井崎会員からは、政策部会長として、次年度政策の骨子についてご説明いただき、活発な議論のもと次年度政策の骨子が承認されました。

引き続き、井崎康孝会員から次年度常任幹事が紹介され、次年度常任幹事の皆様から

令和5年度 法友倶楽部副幹事長

清水 諒 (62期)

ご挨拶をいただきました。

その後、新入会員のご紹介、今後の行事予定のご報告等がされ、式典の部は終了しました。

引き続き行われた懇親の部は、昨年度と異なりビュッフェ形式での料理のご提供となり、コロナ前の冬季定期総会の姿が戻りました。

また、多くの会員から辻村会員への激励のお言葉をいただきました。辻村会員が皆様からとても愛され、とても信頼されている方だということが強く感じられました。

懇親の部では、今年度も毎年恒例のオークションが行われました。例年通り「日本一の司会者」である森直也会員がオークシヨニアを務め、一津屋香織会員のアシスタントのもとオークションの進行をされました。今年度のオークションも会場全体が大変白熱し、大いに盛り上がりました。

最後に魚住泰宏会員から閉会のご挨拶をいただき、総会は盛況のうちに終了しました。ご出席いただいた会員の皆様、誠にありがとうございました。



新年会兼当選祝賀会

令和5年度 法友倶楽部副幹事長

永木友雪(64期)

令和6年1月19日、午後6時からLAGUNAVEIL OSAKAにおいて、法友倶楽部新年会兼副会長当選祝賀会が開催されました。

会場には、同日に令和6年度副会長に当選確実となりました辻村幸宏先生の激励に、45名を超える会員がご出席されました。お祝いの会ということで、全員がリア

ル出席となり、コロナの収束を改めて感じるとともに、やはり、リアルの交流の場が会員同士の親睦を深めるものとなることを実感しました。

中嶋勝規幹事長から開会のご挨拶をいただき、選挙対策本部長福原哲晃先生の乾杯のご発声で盛大に開宴となりました。

しばしの歓談の時間のあと、記者会見を終えられた辻村先生がご到着され、出席者でお迎えいたしました。

ほどなくして、令和6年度会長予定者の大砂裕幸先生、次年度副会長予定者の松尾吉洋先生、五月会幹事長の安部将規先生がお祝いに駆けつけてくださり、改めて、皆で乾杯をいたしました。

その後、選挙対策本部長福原哲晃先生、竹岡富美男先生、池内清一郎先生、森直也先生、近藤行弘先生から激励のお言葉があり、推薦人の古閑世里菜先生、小寺一矢先生一門の先生方からも祝福のお言葉がありました。

桂充弘先生、魚住泰宏先生、橋口玲先生か



らも、少数意見であっても自分の意見をしっかりと伝えていくことが大切であるとの激励のお言葉がありました。



また、新入会員のご紹介があり、ご出席いただいた76期の糸瀬法子先生からフレッシュなご挨拶をいただきました。最後に、宮崎誠司先生及び満村和宏先生からもお祝いのお言葉がありました。

辻村先生からは、次年度副会長としての抱負を熱く語っていただきました。

閉会にあたり、若林正伸先生から閉会のご挨拶をいただき、新年会・当選祝賀会は盛況のうちに終了しました。ご出席いただいた会員の皆様、誠にありがとうございました。

最後に、辻村先生、次年度副会長としてもご活躍をお祈りしております!!

令和5年度 第3回HGC

福本直哉 (70期)

令和5年12月10日(日)、山の原ゴルフクラブにて令和5年度第3回HGCを開催いたしました。松林に囲まれた雄大なスケールを持つ丘陵コースで、トーナメントの開催コースでもある山の原コースは距離が長くフェアウェイはフラットで幅広い為、豪快なショットが楽しめました。

当日は、同組メンバーにも恵まれ、終日快晴で最高のゴルフ日和でした。参加者は2組6名で少し寂しい人数でしたが、晴れ渡った空の下で、緊張と興奮に満ちた熱い戦いが繰り広げられました。本稿を書いている2月時点では、プレーの内容はほとんど覚えておらず、成績表を見ながら当日の記憶を掘り起こして、(ChatGPTの助けも借りつつ)書き綴っています。

朝の爽やかな風と共に始まったコンペは、時には素晴らしいショットが飛び出し、時には難しいバンカーに苦戦する場面もありましたが、フェアウェイの上を疾走するボール、狙ったピンに向かうパットの軌跡、そこには一喜一憂の表情がありました。ボールがフェアウェイを疾走し、グリーンを転がる様子は、一瞬一瞬が参加者の心を捉え、緊張と興奮が交錯しました。優勝争いは白熱し、最終ホールまで熱い戦いが繰り広げられました。

スコアは後掲の成績表のとおりで、グロスの優勝は塚崎先生でした。私個人のスコアは111という振るわない結果でしたが、ハンディキャップを36もいただいていたこともあ

り、たくさんの方の励みを受けていただき、令和5年度第3回HGCは、私が、法友倶楽部の歴史に名を刻む優勝を勝ち取りました。この優勝は、単なる結果にとどまらず、ゴルフというスポーツに対する情熱と努力の証でした。プレーは、冷静沈着かつ計算されたものでありながら、非常に洗練されたものであり、確かなプレーと冷静な判断力で、困難も乗り越え、最高の結果を勝ち取りました。

なお、令和5年11月18日(土)、瀬田ゴルフコースにてジュニア対抗戦ゴルフが開催され、法友倶楽部が七連覇の偉業となる優勝を飾っており、優勝続きで波に乗っていますので、この調子で、次回の開催も楽しみにしながら、またゴルフを楽しんでいきたいと思っております。

順位	氏名	OUT	IN	GROSS	HDCP	NET
1	福本 直哉	50	61	111	36.0	75.0
2	金 泰弘	45	51	96	20.0	76.0
3	塚崎 幸司	43	48	91	8.0	83.0
4	中嶋 勝規	48	54	102	16.0	86.0
5	井崎 康孝	62	60	122	36.0	86.0
6	天井 友香	52	57	109	15.0	94.0

令和5年度

法友倶楽部内委員会活動報告

企画委員会活動報告

委員長 大橋さゆり (51期)



今年度企画委員会では、コロナ5類移行を受けてそろそろシンポジウムなどを企画すべきか、という時期ではありましたが、具体的に実現する

に至りませんでした。

これは、次期企画委員会での企画に協力するという形で引き継いでいきたいと思いません。

委員会は、年度内で4回開催し、来年度の定期総会で活動報告と細則改正等の提案をしたいと考えています。

第1回は、5月22日に開催しました。通例、春季定期総会に新幹事長を頭とする執行部が示す「活動方針」の案の策定について検討し意見を述べる会議です。

中嶋幹事長執行部の案について、広報に関し「会員間の情報交換の場の提供」の追加、また「司法修習生及び大阪弁護士会会員に法友倶楽部の魅力をアピールし、新入会員の獲

得に努める」項目の追加を決議させていただきました。

審議の中で出た意見として、以下の3点がありました。

- ① 「人材の育成」のためには登録4～5年目くらいからの各委員会への登録勧誘をしていかないと、時期を逸する。機会の提供が有益ではないか。法友内で各委員会の魅力を語る場を作るなどの工夫をしていくことで、副委員長クラスの人材を育成する一歩となるのではないか。
- ② 2025年4月1日までに施行される予定の「弁護士による電子申立の義務化」に対応することは、大阪のような大規模会では周知徹底に困難があると思われる。できるだけ研修等により法友会員への周知を図るべき。
- ③ 森前幹事長から「他会派に比べて法友の会員数は目減りの方向である」との危機感が示された。会派無所属の会員が増加すると大阪弁護士会内での情報周知や求心力にも支障を来すことになることから、対策の必要性を共有するため、追加を行うことが必要。

第2回は、10月16日にリアル開催で、「会派は何のためにあるのか」をめぐるブレインストーミングを行いました。11名という少人

数ではありましたが、期の幅のあるメンバーでの忌憚のない議論がされたと思います。そこで、幹事長から、①会費を会派企画（総会など）への一部（全員向けないし常幹のため）ないし全部補助に使う、②委員会活動への積極的予算（そもそも法友には「予算」の概念がない。導入すべし）、③世代間交流企画をする、の3点の検討・実行の意思表示をしていただきました。

第3回は、1月19日にリアル開催で、「細則の修正漏れ部分の修正案（定期総会提案のため）」というテーマで実施しました。これだけだと吸引力のないテーマでしたが、その場で「慶弔規程」の改正も浮上しました。

年度内に第4回を実施し、次回春季定期総会への提案とします。

広報委員会活動報告 志半ばにて

委員長 辻村 幸宏 (55期)



体感として、あっという間の1年でした。山田敬子前委員長から引き継いだときは、バリバリやってやろうと意気込んでいましたが、振り返れば、反省の多い1年となりました。前もって準備し、継続する根気を持たないと、何も新しいことはできないことを痛感しました。

今年度の目標は、①広報誌編集長を若手に任せて委員会の若返りを図る、②読んでみたいと思うようにコンテンツを工夫する、③HPの更新作業をマニュアル化して誰でも更

新できる仕組みを作る、④少数で回すのではなく皆で少しずつ分担する体制を作る、でした。年度途中で、⑤広報の企画として、会派内の先輩後輩の交流を図る、⑥過去発刊「法友」のアーカイブ化が加わりました。

それぞれの主観的な達成度は、①は50%。大原靖史さん、玉野さん、田中（章）さんに編集長または実質的な編集長をお願いしたので、形式的には若返っていますが、元々やってくれている方にお任せしてしまい、ご負担をおかけしました。②は、50%。かわらばん8号には、「ぬっく」の特集や法友音楽部など、法友倶楽部の「人」「個性」に着目した、興味を引く記事が並びました。また、HPの会員専用ページでは写真をたくさん入れて行事報告を楽しく報告できたと思います（私が馬鹿げた運動会記事を書いたのも、自由に書いて欲しいという態度を体現するためです）。③については、60%。実際、マニュアルは作成できましたが、当初こそ月毎に更新担当者（委員会の議事録と行事案内のアップ）を指名していましたが、徐々に失速し、頼むのが面倒になってきて途中で頓挫してしまいました。HPの継続的な更新維持は、今後の課題となりました。個人的には、皆が、ふとしたときに法友のカレンダー、行事案内を覗にHPにアクセスするのを習慣にしている状態が理想です。④については、20%。正来の人に頼ることのできない性格が裏目に出てしまい、声掛けができませんでした。⑤については、若手から10期刻みで会員を集め、レジェンド会員との交流座談会を連続企画で実施するという企画まではできましたが、現時点で実行できていません。冊子版「法友」掲載ではなく、HPの特別企画として、今年度か、次年度頭には実施できないかと考えています。

⑥については幹事会でご承認いただき着手しましたが、まだ形になってはおりません。

というような、私の中での反省はありますが、広報委員の方はそれぞれ編集等に献身的に頑張ってくださいました。1年間の貢献に心から感謝いたします。また、現時点で法友149号も準備中ですが、1年間を通じ、かわらばん・「法友」のために原稿を提供いただいた執筆者の方、ありがとうございます。

今年度は行事もほとんど正常化し、ビアパーティーも以前の規模で開催されるなど、会派内も活気が出てきました。広報の充実は、会派の活発な活動に支えられています。次年度、法友がさらなる盛り上がりを見せることを願っております。

研修委員会活動報告

委員長 本元 宏和 (54期)



- 1 本年度の研修委員会の取り組みについて報告いたします。
- 2 本年度の研修委員会では、会員の皆様に役立つような研修を実施したい、また、参加しやすい時間帯や方法での研修を実施しようと考え、アンケートを実施しました。
- 3 その結果を踏まえて、2023年11月27日18時から、第1回研修企画を実施しました。
この研修では、東京弁護士会所属の諸橋仁智先生に講師を務めていただき、「被疑者・被告人から見た望ましい刑事弁護とは」をテーマとした研修を実施しました。
諸橋先生には、ご自身の経験も踏まえて

テーマについて率直に話していただきました。そして、質疑応答や研修会終了後の懇親会も含めて、参加者との活発な意見交換も行っていました。

- 4 また、法友倶楽部会員も所属している特定非営利活動法人遺言・相続・財産管理支援センターとの共催で、2024年1月24日18時から、第2回研修企画を実施しました。

北浜法律事務所の堀野桂子先生に講師を務めていただき、「日弁連『民事信託業務に関するガイドライン』の解説と実務対応研修」と銘打った研修を実施しました。

この研修は会場での参加に加えてオンラインでの参加も可能とし、さらに他会派の先生方にも参加を呼びかけたことも功を奏し、80名近くの方に参加していただくことができました。

堀野先生には、信託の実務に関わった経験がない方にも非常にわかりやすい研修を実施していただきました。そして、研修会終了後の懇親会にもご参加いただき、参加者と活発な意見交換をしていただきました。

- 5 そして、第3回研修企画として、2024年3月6日18時から、山口県弁護士会所属の牛見和博先生に講師を務めていただき、「EAP（従業員支援プログラム）」をテーマとした研修を実施する予定です（オンラインのみ）。

EAPをご存じない方もおられるかもしれませんが、我々が企業や事業主に提供するサービスとして非常に有益で、業務拡大や顧問契約にもつながる内容だと考えていますので、ぜひ多くの方に参加していただければと思います。

- 6 このように、今年度の研修委員会では会員のご要望も踏まえた活動ができたのでは

ないかと考えています。

ただ、今年度の活動方針の1つであったIT裁判についての研修を実施することができそうにありません。この点は次年度に引き継がせていただく予定です。

また、参加したい研修の内容等についてのご要望があれば、お聞かせいただけましたら幸いです。

法曹交流委員会活動報告

委員長 本元 宏和 (54期)



1 本年度の法曹交流委員会の取り組みについて報告いたします。

2 本年度の法曹交流委員会では、昨年度に実施された活動を継続す

るとともに、「法曹交流」に資するような活動を検討することとしました。

3 その結果、まずは本年度も法友倶楽部OJTを実施することとしました。

法友倶楽部OJTとは、概ね弁護士登録5年目までの会員が受講を希望した場合、概ね弁護士登録6年目以上の会員をチューターとをマッチングして、受講者にチューターとの共同受任等の機会を提供するというものです。

本年度は現時点で利用されていませんが、法友倶楽部においてこのような制度を設けることで法友倶楽部内での経験の継承の機会に資することができるのではないかと考えております。

4 また、本年度は、各種法律相談等を担当するための要件となる新規登録弁護士研修

が履修できていない方への対応が問題となっておりました。

そのため、法友倶楽部OJTの活用も念頭において、新規登録弁護士研修の要件を満たしていない方に履修を呼びかけるとともに、履修要件として共同受任等が必要であれば対応を検討するのでご連絡いただきたいと呼びかけることとしました。

現時点で対応を必要とすることご連絡はいただいておりますが、今後ご連絡をいただくことがあれば対応を検討したいと思います。

5 ところで、法曹交流委員会では従前修習生との交流会を実施していましたが、本年度は司法試験に合格して修習を予定している方との交流会等を実施してはどうかと考えました。そして、2月から3月にかけて、法友倶楽部の会員の方に修習予定者を3日程度受け入れていただき、弁護修習を先取りするような「事前修習」を実施できればと考えていました。

ただ、修習予定者に希望を募ってみたところ、2月から3月にかけての時期は修習開始に向けて忙しく過ごしているようで、「事前修習」を実施するには適していないように思われました。そのため、次年度以降に「事前修習」を実施するのであれば時期を早める必要があるように見え、その点は次年度に引き継がせていただこうと思います。

6 そこで、本年度は修習予定者に法友倶楽部の「新入会員歓迎会」に参加していただき、法友倶楽部の歴史を知っていただくとともに、会員との交流を図っていただくこととしました。

こうした試みの成否は追って検証する必要がありますと思いますが、有益なご提案をい

ただければ大変ありがたく、引き続きよろしくお願いたします。

親睦委員会活動報告

委員長 塚崎 幸司 (61期)



日頃から親睦委員会の活動にご協力頂きありがとうございます。ここまでの親睦委員会を振り返ってみます。

コロナ禍は親睦行事に大きな影響を及ぼしたまま、いまだ排除できていないと感じていました。行事に参加できなくはないけど、何となく参加を見送る。。。といった状況を感じており、少しでも解消したく、今年度も、前年度の金委員長に引き続き、親睦行事の活況を取り戻すことを目標としました。

具体的には、参加人数の多寡にかかわらず、多くの行事を開催し、会員間で直接顔をみながら交流する機会を提供すること、親睦委員会自体の活況も重視してオンラインではなく、昼食をとりながらリアルで開催することとしました。

4月1日、執行部との共催で、恒例の天神橋北詰でのお花見を開催し、幅広い期の先生方とわんちゃん？に参加頂きました。

7月25日、若林先生と福原先生にご協力頂き、茨木高原カンツリー倶楽部で第1回ゴルフコンペ（HGC）を開催し、初夏の高原ゴルフを楽しみました。

7月29日、泉南市の岡田浦漁港で、法友伝統行事？の地引網漁体験とバーベキューを開催し、川本副会長をはじめ、多くの会員とご

家族が参加しました。

8月25日、ホテルニューオオタニ大阪で、恒例のビアパーティーでビンゴ大会を行いました。中嶋幹事長、辻村先生ら多くの方から商品のご提供を頂き、会員、ご家族、事務局ら一同が暑気払いとビンゴを楽しみました。

9月23日には、大阪ガスクッキングスクールで料理教室を開催しました。井崎先生には奥様とご家族でご参加頂くなど、土曜日でしたが盛会となりました。

10月6日・7日と、長野市での人権大会に合わせ、法友旅行とHGC遠征を数年ぶりに開催しました。播磨先生や竹岡先生ら大先輩方を中心に少数精鋭での催行となりましたが、楽しい交流と企画復活を喜びました。

11月25日、「紅葉とクラフトビールを楽しむ会in箕面」と題して宮崎先生や森先生とともに、紅葉とビールと会話を楽しみました。

今後、2月9日から12日の法友スキー旅行、2月15日のフラワーアレンジメント教室、2月22日のボーリング大会、3月20日の第4回HGCと多くの行事があります。是非ご参加ください。

振り返ってみますと、多くの行事を開催する目標は達成できましたが、ベテランの先生方に親睦行事を通じて貴重なお話をざっくばらんに聞かせて頂くような企画をもっと実施したかった、という心残りもあります。

最後になりましたが、多数の親睦行事を実現できたのは、担当委員の先生方や若手会員を中心に熱心に参加して下さった先生方のおかげです。この場を借りてお礼を申し上げます。

1年間ありがとうございました。

令和5年度ジュニア部代表幹事 1年間ありがとうございました。

天井友香(67期) 町野達也(68期)

令和5年度ジュニア部代表幹事の天井友香です。代表幹事の町野達也先生(68期)、会計幹事の仁田純佳先生(74期)とともに1年間ジュニア部を運営して参りました。

10月までの活動については、かわらばんにてご紹介させていただきましたので、11月以降の活動についてご報告させていただくとともに退任のご挨拶をさせていただきます。

今年度のジュニア部は、会派について知り、身近に感じてもらうことを活動方針とし、4月から3月まで毎月例会を実施しました。

11月例会は、ボイストレーニング企画を開催しました。音楽スクールにて1人ずつ歌い、講師の先生のアドバイスを受けて同じ曲を歌う、という人気企画です。講師の先生のアドバイスだけでこんなにも変わるものかと驚かされるとともに、普段なかなか聞くことのできない他の先生方の歌声を堪能でき楽しい時間を過ごすことができました。

12月例会は忘年会を実施しました。多数の先生方にご参加いただき、また、76期の先生にも数名ご参加いただきました。2次会から急遽駆けつけてくださった先生もいらっしやり、大いに盛り上がりました。

1月例会は、劇団四季の「バケモノの子」の観劇に行きました。とにもかくにもとても良い作品でした。会う人会う人に観劇を勧めています笑。

例会以外の活動としては、11月に、幹事会

派として若手会派対抗ゴルフを開催し、7連覇という偉業を達成しました。詳細



天井友香



町野達也

は永井先生ご執筆の記事をお読みください！

また、12月には、冬季総会の後オークションを開催いたしました。今年は、数年ぶりに商品全てを会場に持ち込み、オンラインとの併用でした。多くの先生方にご出品、ご寄付いただきました。落札いただいた先生方も含め、オークションにご協力いただいた先生方に改めて厚く御礼申し上げます。

ジュニア部の活動としては、2月の親睦委員会と共催のボーリング大会、3月のジュニア旅行と追いコンが残っています(執筆は1月末時点)。ジュニア旅行は、数年ぶりに海外で、台湾に行く予定です！当初の予約人数を大幅に超えるお申込みをいただいております。楽しい旅行になること間違いなしです。

そんなこんなで本当にあつという間の1年間でした。例会をご担当いただいた先生方含め、この1年間、ジュニア部の活動にご協力いただいた先生方、ありがとうございました。こんな私を1年間支えてくれた町野先生、仁田先生には感謝しかありません。改めて、みなさま、1年間ありがとうございました！



花の会近況報告

今年も積極的に活動しています

植田かおり (70期)

法友倶楽部の女性会員で構成される「花の会」の活動の報告です。

☆第1弾☆

花の会では、毎年、次期副会長候補者の意見を聞く会を開催しています。今回は令和5年10月16日、辻村幸宏先生をお迎えして実施しました。51期から75期の13名の先生方と一緒にイタリアンをいただきつつ、辻村先生から次期副会長候補者としての抱負等を聞きました。一通り意見交換をした後は、仕事や子育てといった私生活の話で盛り上がりました。

☆第2弾☆

令和6年1月25日12時～13時にZoomを使ってランチ会をしました。直前の告知となり、参加者が少なかったのが残念でしたが、参加者は各々ランチを食べながら、気になったことを話しました。今回は裁判所のウェブシステムに関する話題（Teamsの2段階認証や家庭裁判所で導入されるウェブ会議）を中心に、弁護士会の委員会活動の話（何の委員会に所属しているの？）や第1弾に引き続

き私生活の話まで、様々なジャンルの話が繰り広げられました。

☆是非ご参加ください☆

花の会は、ランチタイムの時間を中心に開催しています（次回第3弾の開催も予定しています。メーリングリストでお知らせしますので、楽しみにお待ちください。）。育児や介護等で夜の集まりの参加は難しいという先生方も多数参加されているので新たな繋がりが増えますし、日常の弁護士業務だけにかかわらず、プライベートなことも、気軽に話をするができる場です。

トークテーマの持ち合わせが必須ということもなく、指名されて何かを発表することはありません。懇親会よりざくばらんに話をすることができ、法友倶楽部の女性会員であれば誰でもウェルカムな会です。途中入室や途中退室もちろん可能です。

偉そうにこの記事執筆している私も昨年初めて花の会に参加したのですが、弁護士業務の体験談をはじめ、近時の情報交換もすることができ、非常に有意義な時間を過ごすことができたと思っています。

第1弾・第2弾に参加いただいた先生方は是非次回も参加していただき、若手の先生方をはじめ、まだ参加されたことのない先生方や最近花の会に御無沙汰な先生方は是非、次回の会に参加してくださいね！ お待ちしております。



会派内同期交流会ご報告

新型コロナウイルス感染症の影響で会派内各種行事が軒並み中止ないしリモート開催となってしまいましたが、令和4年度には、会派内の親睦の源泉ともいべき同期会員同士の親睦を再び強化するため、58期以降を対象として一定の要件の下で会派内同期交流会の開催を補助することになりました。

令和5年度は、その対象を拡げて、会派内同期交流会の補助を継続しました。

新型コロナウイルスの5類感染症移行により、会派内交流は益々活性化してきているところですが、本企画の趣旨に賛同して、早期に実施された同期交流会の様子をお伝えします。
(法友149号編集委員)



51期は、大橋さゆりさん、成田史郎さん、徳村の3名で同期会を行いました。場所は、あべのハルカスレストラン街の居酒屋「なかの家」です。新鮮な海の幸をいただきながら、同期の消息やお互いの近況など、色々話し込んでいたら、アっという間に時間が経ってしまいました。51期は、今年名古屋で25周年が開催されますし、もっと同期の交流を増やしていけたらいいな、と思いました。

(51期交流会幹事 徳村初美)

54期では今年度も同期懇親会を開催し、今回は北野陽子さん、河野良介さん、辻村和彦さん、土居正人さん、中嶋勝規さん、本元宏和さん、井崎の7名が参加でした。日本酒を飲み過ぎ、当日の会話の内容はすっかり忘れてしまいましたが（おまけに写真も撮り忘れ補助金も戴けませんでした（汗）、とても賑やかに楽しく過ごせた印象だけは鮮明に残っています。やっぱり同期はいいですねえ。

(54期交流会幹事 井崎康孝)

令和6年1月10日、56期の同期交流会を開催しました。12名中7名が出席しましたので、なかなかの出席率だったと思います。

登録後20年も経つと、なかなか同期が集まることもなく、前に集まったのは確か10年以上前、ジュニア部の代表幹事を決めるときだったと思います。

すごくお久しぶり！な人も、また会ったね、の人も、久しぶりのブランクを感じることもな



く、盛り上がりました。

家族のこと、仕事の悩み、肩こり腰痛やぎっくり腰など体の悩み、尾島くんの将来の野望など、同期ならではの遠慮のない会話に盛り上がり、爆笑の連続でした。

(56期交流会幹事 山田敬子)



石堂先生、菅原先生、原田先生、深田先生、本間先生、松田先生、矢口先生、古庄の8名で59期同期会を開催しました。前回の同期会を開催したのは2015年だったようで、同期で集まるのは実に8年ぶり（！）でした。弁護士会の広報のあり方から資産形成の方法まで、色々な話題で盛り上がり、気楽に話せる同期のつながりを再認識しました。次回の同期会も楽しみにしています。

(59期交流会幹事（書記係） 古庄俊哉)

令和5年6月27日、68期は同期交流会を開きました。令和5年～6年度は68期から種々の役職を出すので、3月にその会議をzoomでした時、次はそろそろリアルで集まろうという話になり、前嶋先生ご紹介のワインバーで集まりました。何年ぶりの同期会だったかは不詳ですが、当日は5人集まり、それぞれ現状と将来の展望を話しました。リアルっていいな！と思いました。補助金もありがたく頂戴し、その趣旨を実現できました。

(68期交流会執筆担当 大原靖史)



70期は8月19日にホテルニューオータニ大阪内のSATSUKIにて同期会を行いました。バイクの故障に見舞われた浅井先生も無事合流でき、4人で美味しい食事をはじめ、福本先生絶賛のケーキを別腹にていただきながら、仕事や最近の生活といった他愛のないことをひたすら話していました。東井先生のお子様のあどけない笑顔に癒されつつ、楽しい時間を過ごしました。今回は体調不良のため不参加となった青木先生も交えてまた集

まりましょう!!

(70期交流会幹事 植田かおり)

73期では本年も、田中先生、生田先生、竹田の3人で同期交流会を開催しました。

お店は北新地「Takeichi」、奮発してお高いコースを予約し、美味しい創作料理に日本酒・ワインを楽しみました。

久しぶりにみんなで集まりましたので、近況報告や情報交換もしつつ、同期同士気兼ねなく色々な話をして盛り上がりました。

(73期交流会幹事 竹田 仁)



74期は入会時からコロナ禍の影響で、なかなか同期で集まるのが難しかった世代ですが、昨年初めて同期会を開催することができました。初めて顔を合わせる同期もあり、とても良い機会になりました。主に弁護士の仕事について話し合い、とても学びが多く、有意義な時間となりました。このような素敵な機会を頂けたことに感謝しています。今後も同期の繋がりを大切にしていければと思います。

(74期交流会幹事 尾近令奈)

入会しました～よろしくお願ひします～



いとせ のりこ
糸瀬 法子 (76期)

弁護士法人東部おおさか
ひらかたエール法律事務所

生年月日 1988年11月9日
出身地 熊本県熊本市
出身高校 熊本高校
出身大学 同志社大学 政策学部
法科大学院 大阪大学法科大学院
趣味 食べ歩き、お酒、犬、カラオケ、
読書

皆様、初めまして。この度、法友倶楽部に入会させていただくことになりました76期の糸瀬と申します。

出身は熊本県ですが、母の出身地ということもあり大阪には縁が深く、大学進学以降、人生の半分は関西で過ごしております。修習地も大阪でした。

多趣味な方ですが、一番の趣味は、食べ歩き・飲み歩きです。B級グルメから高級グルメ、日本酒からウイスキーまで種類やジャンルを問わず美味しいものに目がありません。最近はお酒好きが高じて酒蔵や蒸留所見学も楽しんでいます。

また、運動不足解消もかねて、新しい趣味としてゴルフを始めたいと思っております。道具を揃えるところからのスタートですが、早くコースデビューできるように練習に励みたいと思います。(打ちっぱなしの様子からすると、道のりは険しいです…。)

至らぬ点が多々あるかと思いますが、何事にも一生懸命取り組む所存ですので、ご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。



かたおか けんいち
片岡 賢一 (76期)

弁護士法人長堀橋フィル

生年月日 1991年12月16日
出身地 東京都世田谷区
出身高校 立教池袋高等学校
出身大学 立教大学経済学部
法科大学院 中央大学法科大学院
趣味・スポーツ ゴルフ、スキー、PCゲーム、PC作成

法友倶楽部の皆様、はじめまして。この度、法友倶楽部に入会させていただくことになりました、76期の片岡賢一と申します。

私は、出身は東京で小学校から立教学院で過ごし、ロースクールは中央大学でお世話になりました。修習地は横浜で、一年過ごさせていただきました。

今回は、父である片岡剛の修習同期である満村和宏先生のご縁で、事務所に所属させていただけることとなり、大阪で弁護士としてのスタートを迎えることになりました。

慣れない土地ではありますが、精一杯頑張っていこうと思う所存です。

趣味は、小学生時代から行っていたゴルフが主ですが、関西のゴルフ場が全くわからないので、お誘いいただけたら嬉しいです。

また、スキーは中学から大学まで体育会でアルペンスキーを行っていたので、得意です。

スポーツは好きなのですが、司法試験受験期間で大幅な体重増加が見られますので、今年には体重軽減に努めようと思っています。

まだまだ未熟者ではございますが、ご指導ご鞭撻のほどお願ひ申し上げます。

入会しました～よろしくお願ひします～



かわだ ゆうし
川田 祐之 (76期)

弁護士法人
西村・塚崎法律事務所

生年月日 1976年6月2日
出身地 大阪府吹田市
出身高校 ラ・サール高校
出身大学 早稲田大学政治経済学部
法科大学院 関西大学法科大学院
趣味・スポーツ 登山、ロードバイク、テニス、ゴルフ、キャンプ、

法友倶楽部の皆様、はじめまして。この度、法友倶楽部に入会させていただくことになりました、76期の川田祐之と申します。

大阪出身ですが、中高は鹿児島、大学以降は東京、里帰りは両親の郷里である高知、とどこが故郷なのかわからない暮らしをしてまいりました。修習地が大阪となり、縁あって現在の事務所に就職し、ようやく腰を落ち着けることができた感があります。

趣味は、あれもこれも手を出すせいで何一つ物にならず、器用貧乏のそしりを免れません。学生時代は野球とテニスに打ち込んでいましたが、社会人になってからはゴルフ、自転車、登山、キャンプと、もはや收拾がつかない状態です。法友倶楽部の皆様のうちに趣味を同じくする方がおられましたら、ぜひご一緒させていただきたいと思ひます。

まだまだ未熟者ゆえ、目の前の仕事に全力で取り組み、諸先輩方とも交わりを多くし、積極的な交流を通じて様々なことを学ばせていただきたいと思ひています。

何卒皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。



せお りょうこ
瀬尾 諒子 (76期)

弁護士法人
ひこぼし法律事務所

生年月日 1997年11月25日
出身地 岡山県赤磐市
出身高校 山陽女子高校
出身大学 岡山大学法学部
法科大学院 岡山大学法科大学院
趣味・スポーツ 映画・ドラマ鑑賞、料理

法友倶楽部の皆様、初めまして。今年から弁護士として、法友倶楽部に所属させていただくことになりました、瀬尾諒子と申します。

私は岡山出身で、大阪に地縁があるというわけではないのですが、弁護士として活動するにあたり、都会に出てくることにいたしました。

大阪に来てまだ間もないですが、人の多さとお洒落な店の多さには驚いております。

そのため、大阪に知り合いも多くはなく、法友倶楽部の活動を通じて、交流を広げていけたら嬉しいです。

私はどちらかといえばインドア派なので、趣味としては家でできるものが多いです。初心者も初心者ですが、最近では将棋も打ち始めたり、昔習っていたピアノをもう一度やりたいなども思っております。同じような趣味をおもちの方がいれば、是非お話ししたいと思います。

まだまだ未熟者のため至らない点も多々あると思ひますが、何卒皆様のご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願ひ申し上げます。



なかだ けんいち
中田 健一 (76期)

小松法律特許事務所

生年月日 1970年8月5日
出身地 山形県鶴岡市
出身高校 山形県立鶴岡南高校
出身大学 京都大学工学部
大学院 京都大学大学院工学研究科修士
趣味・スポーツ マラソン、野球観戦、カラ
オケ

法友倶楽部の皆様、はじめまして。この度、法友倶楽部に入会させていただくことになりました76期中田健一と申します。

私は山形県の庄内平野、鶴岡の出身ですが、大学入学を機に京都に移り、その後も電機メーカー勤務、特許事務所勤務を通じて関西周辺（主に大阪）で生活してきました。修習地も大阪でした。この度、第2の故郷というべき大阪の事務所でのスタートを切るようになりました。

趣味は40歳頃に始めたマラソンで、4,5年連続で別大毎日マラソンに出場したこともありましたが、ここ数年コロナで多くの大会が中止になり、また司法試験勉強に時間を取られたこともあって、あまり走れていませんでした。今年は久しぶりにレースに復帰したいと思っています。野球観戦も好き（横浜ベイスターズファン）で、年に何度か横浜スタジアムや甲子園にベイスターズの試合を観に行っています。今後スポーツの話題を通じて皆様と交流する機会があれば嬉しいです。

まだまだ未熟者ではございますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



ふかお はると
深尾 知努 (76期)

中村・平井・田邊法律事務所

生年月日 1997年7月11日
出身地 滋賀県大津市
出身高校 石山高校
出身大学 大阪大学法学部
法科大学院 京都大学法科大学院
趣味・スポーツ 映画、飲酒、バスケットボ
ール

法友倶楽部の皆様、初めまして。この度、法友倶楽部に入会いたしました、修習期76期の深尾知努と申します。

私は、出身は滋賀、大学は大阪、ロースクールは京都、修習地は滋賀と、関西の中で行ったり来たりしながら過ごしていました。そしてこの度、大学時代を過ごした地である大阪で、弁護士としての人生をスタートすることになりました。

スポーツは、小・中・高と部活動でずっとバスケットボールをやっていました。ただ、どうしても背は全然伸びませんでした……。最近はどうしてもバスケットもできておらず、身体を動かさないと考えています。

お酒が大好きで、家で映画を見ながらのんびり呑むのも、誰かと一緒に飲み会をするのも大好きです。

もとより未熟者ではございますが、「知って努力する」という名前に名前負けせぬよう、精進していきます。皆様どうかよろしくお願ひいたします。

入会しました～よろしくお願ひします～



ふじい たいし
藤井 大志 (76期)

尾島法律事務所

生年月日 1998年3月17日
出身地 大阪市此花区
出身高校 大阪市立咲くやこの花高校
出身大学 関西大学法学部
法科大学院 関西大学法科大学院
趣味・スポーツ 釣り、麻雀・野球、サッカー

法友倶楽部の皆様、はじめまして。この度、法友倶楽部に入会させていただくことになりました、76期の藤井大志と申します。

生まれたのは兵庫県尼崎市ですが、育ったのは大阪市です。大学院を卒業するまで大阪で暮らしておりましたが、修習地が徳島県となり、約1年間徳島県で過ごしておりました。

修習地は大阪を希望しており、徳島など考えたこともなかったので、修習地が徳島に決まったときは、気絶しそうになりました。しかし、修習が始まり徳島での生活を始めてみると、自然や食べ物、街の静かさなど、徳島での生活がすっかり気に入りました。今では、徳島を第2の故郷だと思っています。

趣味は釣りです。また、たまに友人らと麻雀をすることもあります。

小中学生の頃は野球をしておりました。生まれた時から阪神ファンで、1年に何回か甲子園に行って阪神戦を見に行ったりもします。

体を動かすことが好きなので、スポーツ等を通じて皆様と交流できる機会があればうれしいです。

まだまだ未熟者ですがご指導ご鞭撻の程、よろしくお願ひいたします。



ふじかわ ただし
藤川 直史 (76期)

デイト法律事務所大阪オフィス

生年月日 1977年5月26日
出身地 奈良県生駒市
出身高校 奈良県立平城高校
出身大学 関西学院大学法律学科
法科大学院 甲南大学法科大学院
趣味・スポーツ 登山、飲み歩き、読書

私は、大学を卒業後、約20年にわたり、民間企業2社（専門商社、製薬会社）の法務部門において、株主総会や取締役会の運営から、各種法律相談やクロスボーダー取引を含む各種契約書の審査や交渉に至るまで、企業法務に従事して参りました。

弁護士の先生との関わりも多く、高度な知識や経験をもって何度も助けていただいたことから、私も次第に弁護士を志すようになり、紆余曲折を経ながら、夜間のロースクールに通い、ようやく士業の入り口に立つという、弁護士としては、比較的異色の経歴になるのだろうと思います。

長年の仕事・育児と受験勉強の両立生活もあり、趣味と言える趣味がなくなりつつありましたが、修習同期に誘われて登山を始め、六甲山や金剛山から富士登山にまで挑戦するなど今は完全に登山にハマっています。登山好きな方がいらっしゃいましたら是非お声がけください。



まつい ゆうき
松井 勇樹 (76期)

弁護士法人
宮崎綜合法律事務所

生年月日 1997年8月30日
出身地 大阪府八尾市
出身高校 清風南海高校
出身大学 大阪大学法学部
法科大学院 広島大学法科大学院
趣味・スポーツ 競艇、麻雀、ゴルフ（初心者です）、阪神タイガース（にわかです）

法友倶楽部の（未だお目にかかれていない）皆様、はじめまして。この度法友倶楽部に入会させていただきました、76期の松井勇樹と申します。

出身は大阪府で、大学の頃は合唱サークルに所属しておりました。そうして合唱にハマり歌っていたところ、紆余曲折あって、広島大学法科大学院の方にお世話になりました。修習地は大阪近辺を希望したところ何故か東京になりました。広島と東京においては、よき友に恵まれ楽しいロースクール・修習生活を送ることができました。

趣味は上記の通り競艇と麻雀（三人打ちも四人打ちもします）、野球観戦ですが、最近ではキャンプに行ったりもしています。

打ちたいが麻雀の面子が足りない、打ちっ放しに行きたい、阪神戦を観に行きたい、酒が飲みたい等ございましたら是非私にお声かけいただければと思います。

一人前には一番遠い所にいるということを感じつつ、鋭意努力してまいりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

幹事会・総会議事録

第1回定例幹事会

4月27日

開催日時：令和5年4月27日(木)12時

開催方法：ZOOM併用で実施

出席者：26名

- 1 開会の辞(司会 山田敬子 副幹事長)
- 2 幹事長挨拶(中嶋勝規 幹事長)
- 3 退任あいさつ(井崎康孝 前大阪弁護士会副会長)
- 4 副会長あいさつ及び会務報告(川本真聖 大阪弁護士会副会長)
- 5 審議事項
 - (1) 令和5年度幹事会日程の件【資料1 幹事名簿、資料2-1 幹事会日程】
→資料1、資料2の1のとおり承認
 - (2) 幹事会ペーパーレス化の件
→昨年度に引き続きデータで事前に送付
 - (3) 令和5年度活動方針諮問の件【資料3-1 活動方針案、資料3-2 前年度までの活動方針一覧】
→企画委員会で資料3の1のとおり承認いただき、総会決議を得ることで承認
 - (4) 春季総会開催の件(候補日：5月30日(火)18時～弁護士会館2階)
→承認
 - (5) 常議員会報告の件
 - ① 報告担当者決定の件【資料4 常議員会報告担当表】
→資料4のとおり承認
 - ② 常議員会の報告方法
→要旨の報告 個人情報に配慮したうえでの報告(特に人事案件)
 - (6) 法友倶楽部内各委員会委員選任の件【資料5-1～4 各委員会委員名簿】
→資料5のとおり承認
- 6 報告事項

- (1) 常議員会報告
 - 3月27日【第22回】(令和4年度常議員藪根壮一)【資料6-1 報告書】
 - 4月6日【第1回】(令和5年度常議員山田敬子)【資料6-2 報告書】
 - 4月18日【第2回】(令和5年度常議員中嶋勝規)【資料6-3 報告書】
- (2) 各委員長(予定者)の抱負等
企画委員会(大橋さゆり委員長)
広報委員会(辻村幸宏委員長)
親睦委員会(塚崎幸司委員長)
法曹交流委員会&研修委員会(本元宏和委員長)
ジュニア部(天井友香・町野達也ジュニア部代表幹事)
- 7 討議事項
 - (1) 今後の会議の開催方法について
→前年度に引き続き会館でのリアル参加とweb併用のハイブリッド方式
 - (2) 幹事会の持ち方について
→日中開催に夕方以降開催をまぜる
 - (3) その他
- 8 行事日程【資料2-1 幹事会日程、資料2-2 主要行事予定表】

第2回定例幹事会

5月25日

開催日時：令和5年5月25日(木)12時

開催方法：ZOOM併用で実施

出席者：24名

- 1 開会の辞(司会 山田敬子 副幹事長)
- 2 幹事長挨拶(中嶋勝規 幹事長)
- 3 副会長あいさつ及び会務報告(川本真聖 大阪弁護士会副会長)
5月中に、FATFへの回答をして欲しい。
新入会員研修を受けていない人は、受けてほし

い。

可視化シンポが行われる予定である。

エコ活動をしており、今後も継続的に紙資源節約に努めて頂きたい。なお、ピラなどは会員専用サイトにも掲載されていることが紹介された。

4 審議事項

- (1) 令和4年度活動報告・決算報告の件【資料1 活動報告書、資料2 決算報告書】

森前幹事長から活動と決算について報告があった。

同期交流会について、質問があり、69、65、73、64、65、54の各期で補助を行ったことが説明された。

→春季総会で報告をして頂くことになった

- (2) 令和5年度活動方針の件【資料3 活動方針案、資料5-1 企画委員会議事】

中嶋幹事長から報告があり、企画委員会において指摘があった事項について説明があった。

人材育成について、委員会への加入をやすくし、副委員長になる人を増やす必要があるのでは無いかという指摘があった。

→資料番号3-2で承認し、総会へ上程することになった。

- (4) 第3回 常議員会報告の件

魚住会員から、報告があった。

- (5) 第4回 常議員会報告の件

土橋会員から、報告があり、魚住会員と大橋会員から補足説明があった

- (6) 委員会報告

企画委員会～大橋企画委員会委員長より

広報委員会～辻村広報委員会委員長より

親睦委員会～塚崎親睦委員会委員長より

法曹交流・研修委員会～本元法曹交流・研修委員会委員長より

ジュニア部～ボードゲームカフェに22名で行った。6月はゴルフの練習会開催予定

- (7) 委員会予算

各委員会の予算は例年通り30万円とする。

各委員会から会計担当をきめて、振込先を指定してほしい。

- (8) 同期交流会について

今年度も継続するか、常幹で議論して、提案す

る予定

- (9) 会員独立について

満村会員の独立の報告があった。

春季定期総会

5月30日

開催日時：令和5年5月30日火曜日 18時00分～

場 所：大阪弁護士会館201、202

出席者：50名

議長：中嶋勝規 幹事長

司 会：山田敬子 副幹事長

第1部 式典の部

1 はじめに

- (1) 開会の辞
- (2) 物故会員黙祷【資料1】
- (3) 幹事長挨拶（中嶋勝規 幹事長）
- (4) 大阪弁護士会副会長挨拶（川本真聖 会員）
- (5) 大阪弁護士会前年度副会長退任あいさつ、花束贈呈（井崎康孝 会員）

2 審議事項

- (1) 令和4年度活動報告承認の件【資料2】（森直也 前年度幹事長）

原案どおり承認。

- (2) 令和4年度会計報告承認の件【資料3】（中原明子 会員）

原案どおり承認。

- (3) 令和5年度活動方針承認の件【資料4】（中嶋勝規 幹事長）

原案どおり承認

3 報告事項

今後の行事日程を口頭で報告した。

4 新入会員紹介【資料5】

新入会員の出席はなく、司会からお名前を紹介した。

5 推せん委員選出

- (1) 立会人指名

片岡力会員、町野達也会員、青木佑馬会員を立会人として指名。

- (2) 投票【資料6-1、2】

全会員（推せん委員会に関する細則2条2号乃至5号に該当する者を除く。）に番号を付し、

10名以内の番号を連記する方法及びゲーグルフォーム上で上記全会員から10名以内を選択する方法により投票。

第2部 懇親の部

1 乾杯

2 大阪弁護士会役員・委員長挨拶、ご紹介

職員人事委員会委員長竹岡富美男会員、刑事法制委員会委員長宮崎誠司会員、憲法問題特別委員会委員長太田健義会員、外国人に関する法的サービス検討推進PT委員長大橋さゆり会員、取調べの可視化・弁護人立会大阪本部本部長代行森直也会員、公益活動推進委員会委員長井崎康孝会員、災害復興支援委員会委員長中嶋勝規会員、犯罪被害者支援委員会委員長屋敷名臣会員にご挨拶いただいた。

なお、23条照会審査室室長橋田浩会員、分野別登録センター運営委員会委員長 林裕之会員、遺言・相続センター運営委員会委員長 櫻田司会員、交通事故委員会委員長 片岸寿文会員は欠席のためご紹介のみ。

3 法友倶楽部委員会委員長・ジュニア部代表幹事挨拶

企画委員会委員長（大橋さゆり会員）、広報委員会委員長（辻村幸宏会員）、親睦委員会委員長（塚崎幸司会員）、法曹交流委員会／研修委員会委員長（長本元宏和会員）、ジュニア部代表幹事（天井友香・町野達也会員）にご挨拶いただいた。

4 新入会員挨拶

新入会員の出席がなかったため、新入会員挨拶はなし。

5 推せん委員投票結果発表

推せん委員名簿のとおり投票結果が発表され、承認された。

6 今後の行事について

7 閉会の辞

福原哲晃会員から閉会の辞が述べられた。

1 開会の辞（司会 山田敬子 副幹事長）

2 幹事長あいさつ（中嶋勝規 幹事長）

3 副会長あいさつ及び会務報告（川本真聖 大阪弁護士会副会長）

→会館におけるエコのための取組（会議室の使用場所、紙資料の配布の工夫、会館トイレのペーパータオル廃止、レターケースの棚置き分の削減方向へ）

新規登録弁護士研修履修の促進 6月27日大弁定期総会の参加要請

4 綱紀懲戒手続についての一般論（太田健義会員）

→委任契約書の重要性等（委任契約書を締結しないことによるトラブル）

事件放置のトラブル（例：依頼者の対応にも問題のある破産申立て）

刑事事件の判決が出た後のトラブル（依頼者の想定より判決が重い場合）

→依頼者とのやり取りのデータは残すことがトラブル予防につながる

（質疑）

Q 委任契約書がなくとも弁護士費用見積書がある場合はどうか？

A 見積書がありこれを承諾しているのであれば、契約書がなくとも懲戒にならない場合がある。

（宮崎誠司会員より）

日弁連の綱紀委員会について報告。年間4,5件ほど単位会の結論が覆るが大半は単位会の結論が維持される。

5 審議事項

(1) 新入会員承認の件【資料1 新入会員氏名等】

→入会及び会費免除（令和5年6月～令和6年5月）の承認

(2) 同期交流会の実施について

【資料2 会派内同期交流会に対する補助について（案）】

→資料2（補助要領、金額等）のとおり承認

6 報告事項

(1) 常議員会報告

第5回6月6日（令和5年度常議員辻村幸宏）【資

第3回定例幹事会

6月26日

開催日時：令和5年6月26日(月)12時

開催方法：ZOOM併用で実施

出席者：24名

料3-1 報告書】

→報告書のとおり

第6回6月20日(令和5年度常議員梁沙織)【資料3-2 報告書】

→報告書のとおり

(2) 春季定期総会の実施について

会場参加とZOOMの併用により開催【資料4 議事録、配布資料】

→資料4 議事録のとおり

(3) 推せん委員の選任について

春季定期総会においてWEB投票により選任され、総会後に第1回推せん委員会が開催された【資料5-1 推せん委員名簿、資料5-2 議事録】

立候補届出期間は令和5年7月3日から同年7月14日まで

第2回推せん委員会は、令和5年8月29日(火)17時～

(4) 各委員会及びジュニア部報告

企画委員会(大橋さゆり委員長)

広報委員会(辻村幸宏委員長)【資料6-1 議事録】→かわら版7号について HPの管理等
親睦委員会(塚崎幸司委員長)

→7月25日 HGC

7月29日 地引網体験(60名強参加予定)

法曹交流委員会&研修委員会(本元宏和委員長)【資料6-2 議事録】

研修→会員にアンケート実施

法曹交流→修習予定者との交流会を検討(ロースクールの実務家教員を通じてアクセスできるか?)

ジュニア部(天井友香・町野達也ジュニア部代表幹事)

→6月21日 ゴルフレッスン実施

7月20日 副会長候補者の意見を聴く会(予定)

(5) 新規登録弁護士研修の履修について

→未履修の方は研修のOJTの応募について会派MLを利用してもらったり、委員会への参加希望について幹事長に申し出てもらう等のフォローをしていく

7 討議事項

秋季総会の実施について→7月幹事会で決定予定

人権大会で小旅行を企画

旅行先でオークションはかなり負担なのではないか

冬季総会は、次年度副会長候補者の選出とその応援がメインであるべきで、オークションの開催は趣旨にそぐわないのではないかと

冬季総会での応援が少なくとも、当選祝賀会で速やかに激励をいただく機会があるので、問題ないのではないかと

8 行事日程

第4回定例幹事会

7月26日

開催日時：令和5年7月26日(水)16時半～

開催方法：ZOOM併用で実施

参加者：21名

1 開会の辞(司会 山田敬子 副幹事長)

2 幹事長あいさつ(中嶋勝規 幹事長)

3 犯罪被害者支援について(屋敷名臣 会員)

屋敷会員(犯罪被害者支援委員会委員長)より、同委員会のご紹介があった。

・女性弁護士を希望する被害者も多いが、現状足りておらず、女性弁護士の登録大歓迎。

・刑弁の経験がある人も来てほしい。

・検察庁や警察との連携をしており、かなり相談の件数が多い。

4 副会長あいさつ及び会務報告(川本真聖 大阪弁護士会副会長)

・レターケース前棚置き書類の削減について

棚置きで1500～2500枚くらいの印刷をしている。これらの情報は、会員専用サイトに掲載されているので、紙資料の配布の廃止を目指したいが、ITに全く対応していない会員もいる。全廃案、強制減少案、様子見案がある。

「過渡期としては強制減少案がいいのではないかと」「レターケース棚置き以外の印刷物が多いことも問題ではないかと」等の意見が寄せられた。

5 審議事項

- (1) 新入会員承認の件【資料2 新入会員氏名等】

入会及び会費免除（令和5年7月～同6年6月）について承認

- (2) 秋季総会開催の件

秋季総会は開催しないことで、承認

- (3) 定期（冬季）総会開催の件

令和6年12月18日に開催

6 報告事項

- (1) 常議員会報告

第7回7月4日（令和5年度常議員梁沙織）資料3-1 報告書の通り

第8回7月19日（令和5年度常議員山田敬子）資料3-2 報告書の通り

三木会長からの日弁連報告

谷間世代への一律給付を目指していた件について、直接の給付ではなく、国からの給付金を原資に、日弁で基金を作り、公益活動を行った若手会員に日弁連から給付をする方向に、方針転換。ただし、国から介入を受け、弁護士自治の侵害にならないか、という懸念がある。

- (2) 大阪弁護士会会長・副会長立候補者について
辻村幸宏会員から、次年度副会長候補として、立候補があった。

- (3) 各委員会及びジュニア部報告

企画委員会（大橋さゆり委員長）

広報委員会（辻村幸宏委員長）資料4-1 議事録の通り

親睦委員会（塚崎幸司委員長）資料4-2 議事録の通り

法曹交流委員会&研修委員会（本元宏和委員長）

研修委員会としては、①諸橋弁護士を講師に招いた研修、②NPO法人遺言・相続・財産管理支援センターとのコラボによる信託に関する研修、③EAP（従業員支援プログラム）の研修、④IT裁判に関する研修などを計画。研修につき、単位認定の取得も検討中。

法曹交流委員会としては、かつての事前修習のような合格者に向けた企画を検討中。

ジュニア部（天井友香・町野達也ジュニア部代

表幹事）

副会長候補者に意見を聞く会を開催し、辻村先生を副会長候補者として、ジュニア部としても応援することに賛成。

次回例会は、京セラドームに野球観戦に行く予定である。

第5回定例幹事会

休会

第6回定例幹事会

9月25日

開催日時：令和5年9月25日（月）12時～

開催方法：ZOOM併用で実施

出席者：23名

- 1 開会の辞（司会 山田敬子 副幹事長）

- 2 幹事長あいさつ（中嶋勝規 幹事長）

- 3 副会長あいさつ及び会務報告（川本真聖 大阪弁護士会副会長）

・刑事弁護援助事業

・災害時のマニュアルの改訂の必要性

・ペーパーレス化への取組

- 4 ペット法関連のお話（植田勝博 会員）

⇒資料4のとおり 「知性」と「品格」

5 報告事項

- (1) 常議員会報告

第9回8月1日（令和5年度常議員中嶋勝規）

【資料1-1 報告書】

⇒資料1-1 報告書のとおり

第10回9月5日（令和5年度常議員森直也）【資料1-2 報告書】

⇒資料1-2 報告書のとおり

⇒資料1-2 報告書のとおり

第11回9月20日（令和5年度常議員辻村幸宏）

【資料1-3 報告書】

⇒資料1-3 報告書のとおり

- (2) 各委員会及びジュニア部報告

企画委員会（大橋さゆり委員長）

⇒ブレインストーミング予定 10月16日18:00～

広報委員会（辻村幸宏委員長）【資料2-1 議事録】

⇒資料2-1の議事録のとおり

9月の広報委員会 HPのブラッシュアップについて

親睦委員会（塚崎幸司委員長）【資料2-2 議事録】

⇒資料2-2 議事録のとおり

法曹交流委員会&研修委員会（本元宏和委員長）【資料2-3・4 議事録】

⇒資料2-3、4 議事録のとおり

ジュニア部（天井友香・町野達也ジュニア部代表幹事）

⇒8月2日例会 京セラドームで野球観戦

9月25日例会 日本酒勉強会

(3) 推せん委員会報告【資料3 議事録】

⇒資料3 議事録のとおり

7 行事日程

第7回定例幹事会

10月26日

開催日時：令和5年10月26日(木)12時～

開催方法：ZOOM併用で実施

出席者：21名

1 開会の辞（司会 山田敬子 副幹事長）

2 幹事長あいさつ（中嶋勝規 幹事長）

・運動会 人権大会（HGC）の報告・御礼

・歴代幹事長会にて、期が上の弁護士と若手との交流の機会をもうける方向

3 副会長あいさつ及び会務報告（川本真聖 大阪弁護士会副会長）

・大阪弁護士会の交流会（カリフォルニア・ソウル）

・拘置所の立替、大阪府警との留置係との意見交換

・会長声明・障碍者の刑事弁護の加算金

4 23条照会に関するお話（橋田浩 会員）

・コロナ前約3万件／年 コロナ禍2万5000件／年 本年度は頃間前に戻るペース

・審査室 27名体制 審査担当者4名（一次審査2名 二次審査2名）／日

・1次審査は100件ほど／日 二次審査50件ほど／日

・23条照会は弁護士会が会長名で発することを前

提に書面を作成して欲しい。

・受任事件の内容、必要性、相当性の記載。但し、プライバシーとの関係で記載の工夫が必要。例えば別途上申書提出など。

・審査室と23条小委員会の合同会議。小委員会を経て室員になる。

・来年4月以降 23条照会のオンライン化の方向。現在システムの検討中。

（質問）オンライン化後、ペーパーでの提出をなくする方向か？

⇒まだ決まっていないが、一定期間は併存させるものの、事務局の手間なども考え、全オンライン化するのではないか。

（質問）日本郵便に対する転居先の23条照会。DV案件について懸念しているが審査室では何か対応を考えているか？

⇒今回の件で特別のことはしていないものの、以前より個別の案件では補足説明していただいたりしている。携帯電話会社への照会とのバランスもある。現時点で問題が発生したという報告はない。

5 審議事項

過去の法友のPDF化について（辻村広報委員長）（資料1）参照

101号（2006年6月号）以降～148号をPDF化するため、親会予算から最大73,920円を耕文社に対し支出すること⇒承認

なお、100号より前の分は紙を読み込む必要があり、データ化を要検討

6 報告事項

(1) 常議員会報告

第12回10月10日【資料2-1 報告書】

資料2-1のとおり（幹事長らから報告）

第13回10月20日（令和5年度常議員森直也）【資料2-2 報告書】

資料2-2のとおり

(2) 各委員会及びジュニア部報告

企画委員会（大橋さゆり委員長）【資料3-1 議事録】

資料3-1のとおり

広報委員会（辻村幸宏委員長）【資料3-2 議事録】

資料3-2のとおり

親睦委員会（塚崎幸司委員長）【資料3-3 議事録】

資料3-3のとおり

事務局だけでも親睦行事に参加できるように、行事の広報の仕方を検討（FNXを利用してもよい）

法曹交流委員会&研修委員会（本元宏和委員長）【資料3-4 議事録】

資料3-4のとおり

ジュニア部 報告略

6 行事日程

第8回定例幹事会

11月24日

開催日時：令和5年11月24日（金）16時30分～

開催方法：ZOOM併用で実施

出席者：24名

1 開会の辞（司会 山田敬子 副幹事長）

2 幹事長あいさつ（中嶋勝規 幹事長）

今日は、相談センターについて報告いただく予定

3 副会長あいさつ及び会務報告（川本真聖 大阪弁護士会副会長）

- ・レターケース廃止予定～紙資源の節減のため
- ・刑事弁護で更生支援計画について

4 森岡副会長から相談センターの予約方法について変更されることの周知

令和6年5月1日から予約方法変更される。

現在、井崎会員を主担当としてシステム作成している。

予約者が弁護士を選ぶことができるようになる。研修の履行状況なども予約者が解るようになる。

1000円キャンペーンについては好評である

井崎会員から、さらに詳しく説明があった。

相談を受ける弁護士の詳細なデータを公開し、予約者が選択できるようにする。

資料6、7、8を前提に、具体的な予約サイトからの利用方法の変更についての説明があった。

研修の有無を予約者が選べることになるので専門相談枠が無くなる

法テラスやオンライン相談の可否なども表示さ

れる

月報にも掲載される予定である

（質問）弁護士会が非弁行為（紹介）にならないか
⇒ならないとの見解（正当行為）

（質問）トップページはどうなるのか

⇒現在のものがわかりにくいので改編予定

（質問）一時保育はどうなるか

⇒来年に再開予定

5 審議事項

冬季総会開催の件

(1) 2024年度大阪弁護士会役員候補者（辻村幸弘 会員）・選挙対策本部長（福原哲晃 会員）選任の件→可決

(2) 2024年度法友倶楽部幹事長（井崎康孝 会員）選任の件→可決

6 報告事項

(1) 常議員会報告

13回常議員会報告（山田敬子 会員）資料2-1の通り

15回常議員会報告（中嶋幹事長）資料2-2の通り

(2) 各委員会及びジュニア部報告

企画委員会（大橋さゆり 委員長）

細則改正（字句修正）について諮問があったこと～企画委員会を開いて審議予定

広報委員会（辻村幸宏 委員長）【資料3-1 議事録】

資料3-1のとおり

親睦委員会（塚崎幸司 委員長）【資料3-3 議事録】

紅葉とクラフトビールの会（11/24）、第3回HGC（12/10）、フラワーアレンジメント（年末）を調整中、スキー旅行（2/9～12）、第4回HGC（3/7）

法曹交流委員会&研修委員会（本元宏和 委員長）【資料3-4 議事録】

資料3-2のとおり

事前修習生（77期予定）を76期新入会員の新入会員歓迎会に参加させることについて、可否を問ったが、特に反対意見はなかった。

ジュニア部

茶道体験（10/19）～15名参加

冬期総会後のオークションで協力要請
ジュニア旅行（3/4～10）予定～76期採用
予定の会員は天井ジュニア部代表に報告して
欲しい

6 行事日程

冬季定期総会 12月18日

開催日時：令和5年12月18日(月)18時～
開催方法：大阪弁護士会館203・204／WEB会議の
併用
出席者：58名

- 1 開会の辞
- 2 物故者黙祷（法友倶楽部会員）【資料1】
- 3 幹事長挨拶（幹事長 中嶋勝規）
- 4 副会長挨拶（大阪弁護士会 副会長 川本真聖）
- 5 審議事項
 - (1) 2024年度大阪弁護士会役員候補者選任の件（議案説明 中嶋勝規幹事長）
辻村幸宏会員を2024年度大阪弁護士会副会長候補者とし、福原哲晃会員を選挙対策本部長とすることを承認。
 - (2) 2024年度法友倶楽部幹事長選任の件（議案説明 中嶋勝規幹事長）
井崎康孝会員を2024年度法友倶楽部幹事長に選任することを承認。
 - (3) 2024年度法友倶楽部幹事選出の件（議案説明 中嶋勝規幹事長）
幹事の選任を井崎康孝次年度幹事長に一任することを承認。
 - (4) 2024年度政策承認の件【資料2】（議案説明 井崎康孝政策部会長）
2024年度政策の骨子を【資料2】とすることを承認。
- 6 次年度常任幹事紹介【資料3】
- 7 新入会員の紹介【資料4】
- 8 今後の行事予定

第9回定例幹事会 12月21日

開催日時：令和5年12月21日(木)12時10分～
開催方法：ZOOM併用で実施
出席者：18名

- 1 開会の辞（司会 山田敬子 副幹事長）
- 2 幹事長あいさつ（中嶋勝規 幹事長）
⇒冬季総会の件等
- 3 副会長あいさつ及び会務報告（川本真聖 大阪弁護士会副会長）
⇒会員の会立件について公表した件（ロマンス詐欺の被害回復をうたった非弁提携）等
- 4 審議事項
新入会員承認の件【資料1 新入会員氏名等】
⇒資料1と片岡賢一さんにつき承認。
なお、大弁に未登録の方（2名）については登録を条件とする承認。
- 5 報告事項
 - (1) 冬季総会開催の件
⇒今後、少なくとも2回の総会においては、常任幹事については会費を徴収しない運用。
 - (2) 準会員の件
⇒登録替などで大弁を退会された方について、希望によりMLに残っていただく運用（親睦行事などにご参加いただくことも可）。退会の際にはご本人の希望を聞くこととする。過去に退会された方についても、可能な限りご連絡する。
 - (3) 常議員会報告
第16回12月5日（令和5年度常議員魚住泰宏）
【資料2-1 報告書】
⇒資料2-1のとおり。
第17回12月19日（令和5年度常議員森直也）
⇒次回幹事会にて書面で報告。
 - (4) 各委員会及びジュニア部報告
企画委員会（大橋さゆり委員長）
⇒開催なし
広報委員会（辻村幸宏委員長）【資料3-1 議事録】
⇒資料3-1のとおり
親睦委員会（塚崎幸司委員長）【資料3-2 議

事録】

⇒資料3-2のとおり

法曹交流委員会&研修委員会（本元宏和委員長）【資料3-3 議事録】

⇒資料3-3のとおり

（第2回研修企画（「信託」）について、会場でのリアル参加を促す。）

ジュニア部（天井友香・町野達也ジュニア部代表幹事）

⇒オークションの報告。

ジュニア旅行 3月8日～10日予定

ジュニア部例会 11月 ボイストレーニング
12月 忘年会予定

6 行事日程

第10回定例幹事会

令和
6年 1月22日

開催日時：令和6年1月22日(月)12時～

開催方法：ZOOM併用で実施】

出席者：22名

1 開会の辞（司会 山田敬子 副幹事長）

2 幹事長あいさつ（中嶋勝規 幹事長）

⇒能登半島地震に対する災害対応等、川本副会長が奮闘されている。

辻村会員の次年度副会長ご当選報告と激励。

次年度執行部への引継ぎ・残った課題等。

3 副会長あいさつ及び会務報告（川本真聖 大阪弁護士会副会長）

⇒・ロマンス詐欺関連の非弁事案の電話相談を実施し、かなりの数の電話があった。なお、継続相談もあり。

（質問）当該非弁行為を行った会員が、仮に被害者に全額返還したとしても懲戒事由がなくなるわけではないこと、及び早い者勝ち的な返金に違和感はあるが依頼者と当該弁護士との関係には紛議申立がない限り弁護士会がかかわることはできないという認識だが確認した。

（回答）そのとおり。債権者破産も会が申し立てるのもどうか。

・法律相談1000円キャンペーンの実施状況速報として、コロナ前と比しても1.5倍の件数。

・能登半島地震での法律相談の支援体制を検討中。日弁・近弁連においても支援の方向。会員専用サイトに相談担当者の募集。義援金は日弁連で集約。

4 第四次大阪弁護士会男女共同参画推進基本計画の案について説明

【資料1 第四次大阪弁護士会男女共同参画推進基本計画策定の件（お願い）】

勝井良光副会長・溝内有香男女共同参画推進本部長代行・田中文基本計画チーム長ご出席。

⇒資料1について、目標1を中心に勝井副会長・田中会員よりご説明あり（理事者の女性割合を30%を目標とする等。）

（質問）日弁連の委員への当会からの推薦（近弁連で集約）についても、女性割合30%を意識しないと日弁連で目標達成することも困難だが、目標1には含まれていないようなので、基本計画における検討過程を含め教えて欲しい。

（回答）議論はしていない。当会内での委員会の女性割合を増やすと、日弁連へ推薦できる委員も増えるのではないかという認識はあり。ただ、当会内の委員会の女性割合は当会の会員割合以上という目標になっているので、30%にはとどかない。

（要望）初回の委員会で理事者からの要望として女性割合の点が挙げられるが、次年度の組閣前に行うべき。また、日弁委員の推薦への配慮も加えていただくと委員会の認識も変わるのでは。

5 審議事項

新入会員承認の件【資料2 新入会員氏名等】

⇒資料2のとおり、入会・会費免除の件、承認。

90周年事業残金の処理の件【資料3 決算報告書】

90周年事業特別会計から500万円を記念事業のために引き出したが、その後残金を一般会計に組み戻している（これで決算承認を受けている）。同残金を周年事業特別会計へ組み入れ直して、周年事業特別会計への2年分の組み入れと見做す。次年度以降、一般会計から周年事業特別会計へどのように積み立てるのかは次年度以降の執行部での検討としたい。

⇒承認。

6 報告事項

(1) 常議員会報告

第17回12月19日(令和5年度常議員森直也)

⇒本日提出資料のとおり。

第18回1月16日(令和5年度常議員辻村幸宏)

⇒本日提出資料のとおり。

(2) 各委員会及びジュニア部報告

企画委員会(大橋さゆり委員長)

⇒1/19実施

- ・推薦委員会細則「定時総会」→「定期総会」へ統一する。
- ・慶弔規程について、事実婚・同性パートナー間の場合について、春秋のみ規程あり。明記したほうがよいか。第4回の企画委員会にて審議予定。

広報委員会(辻村幸宏委員長)

⇒「法友」の記事について。追悼文についての意見集約。

親睦委員会(塚崎幸司委員長)

⇒今後の予定の案内(後記のとおり)

法曹交流委員会&研修委員会(本元宏和委員長)

⇒今後の予定の案内(後記のとおり)。

ジュニア部(天井友香・町野達也ジュニア部代表幹事)

⇒ジュニア部例会報告。

3月予定のジュニア部旅行は31名の予定(76期3名)。

7 行事日程



同期・千本忠一さんとの思い出、 千本さんの人生

植田 勝博 (29期)

出会いは司法研修所29期の同期です。松戸寮で、関西弁の大きな声で話していたのが千本さんでした。私は、京都修習の縁で大阪での弁護士登録をし、法友倶楽部で一緒になり、住まいが千本さんは枚方市牧野駅の西側にある淀川沿いのマンション、私は牧野駅東側の文化住宅で、お互いに自宅に行き会い、千本さんは奥さんと小さな子供さんとの生活でした。千本さんは谷口茂高先生の事務所でイソ弁をしていましたが、一緒に話しをし、一緒にした事件もありました。

一時期、同期の福原哲晃さんなど「カラコール」(老松通り西側のスナック)グループ(?)と一緒に事務所をしていましたが、最後は大江ビルで若松薫先生と一緒にしていました。千本さんはよく私の事務所にきて、事件の話などをして帰りました。

千本さんは、坂井尚美先生らと平和のための活動をしたり、人権にはナーバスに反応をする正義感を持ち、また、自分の思いが達せられないときは頭を坊主にして回りを驚かせたりしました。個性の強さを含めて大きな存在感がありました。千本さんのボスの谷口先生の葬儀の以降、無理がないように、私の事務所に来ないかと言いましたがプライドも

あってか、まあまあといいながら最後まで了解しませんでした。

亡くなる1ヶ月前に元気な姿で会っていたところ、通院していた住友病院前でタクシーから降りた時に気を失って倒れ、2020年9月28日に住友病院で亡くなったとの連絡でした。聞けば、前年2019年末に末期ガンが見つかり他の臓器にも転移をしていたとのことでした。77歳でした。

3人のお子さんは皆様立派に成長されて、ご家族には恵まれていました。

千本さんの生まれ育ちは、決して恵まれていたわけではなく関西大学を自力で行き、司法試験に合格し、自分の個性を最大限発揮して、強い存在感で人生を駆け抜けて行きました。

また、再び、どこかで会う気がします。長いつき合いに深く感謝をします。

有り難う、千本さん。



前列左から5番目故千本忠一先生
前列左から3番目筆者



樺島正法先生を偲んで

太田 小夜子 (36期)

樺島正法先生が、昨年、令和5年5月24日に逝去されました。謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

先生は、昭和17年に誕生、昭和41年に司法試験に合格、昭和42年に京都大学法学部を卒業、昭和44年に大阪弁護士会に登録され、昭和45年に樺島正法法律事務所を開設されました。弁護士登録当初は刑事事件弁護を中心に活動され、種々の公安事件を受任して名声を上げられたと聞いています。しかし、その後は、徐々に一般民事事件に移行していかれ、私が樺島正法法律事務所に就職した頃には、既に公安事件は勿論、刑事事件も1件もありませんでした。

私は先生にとって3人目のイソ弁で、先輩の兄弁は、どちらも先生の刑事事件弁護時代の逸話や雄姿をご存じです。私の後のイソ弁は、何人もおられますし、最近の先生のご様子を知っているのは、むしろ後輩のイソ弁たちだと思いますので、先生の追悼文を担当するのは、私が最も不適格なのですが、法友倶楽部に所属するイソ弁の中では最長老だということで、自信はないのですが、先生との思い出などを書かせていただきます。

私が入所した当時（昭和59年）の先生は、大変お忙しく、100件以上の件数を熟しておられたのではないかと推測します。10分刻みで予定がぎっしり詰まっており、来客面談中でも依頼者や相手方からの電話がひっきりなしという状況で、どこへ行っても電話に追いまくられておられました（遠方の裁判所に出

かけた際に立ち寄った喫茶店にも先生宛の電話がかかってきていました）。それなのに、それにも関わらず、新しいものの好きな先生は、当時まだそんなに普及していなかった自動車電話や携帯電話（大型の広辞苑位の大きさを2kg以上あるようなものでした）を持ち歩いて、自ら電話に追いかける毎日を送っておられました。

私が入所した当時の法律事務所は、まだ、和文タイプが全盛の頃で、準備書面も内容証明も事務員さんが、和文タイプの音を響かせて作成していました。そんな時に先生はワードプロセッサを導入して、自分で起案しておられました。お世辞にも器用とは言えない太い指を3本ずつ使って、何でそんなに早く打てるのか不思議なくらい早く起案しておられました。

先生は、自由人で、合理主義者で、服装にもあまり頓着しない方でした。ある日、先生の背広の上着の後ろが解けてぶらぶらしていたことがりました。私が、「先生、上着の後ろが解けてます」と言って、裁縫道具を探しているうちに、先生が、手元にあったホッチキスでパチンパチンと止めてしまわれました。そしてパット見には、私や事務員さんが修理するよりよほどきれいに補修されていたのでした。

先生の自由で既成概念にとらわれない生き方が懐かしく思い出される今日この頃です。



吉川実先生さようなら

川崎裕子 (30期)

吉川実さんは31期で私がイソ弁をしていた北尻得五郎法律事務所に1年遅れで入所した。当時男子修習生は引く手あまたであったが、私は、やっとの思いで採用していただいた。吉川さんも、任官拒否されたことから、先輩弁護士の紹介で入所した。当時青法協に加入していると任官拒否されると噂されていたが、吉川さんはそれだけでもないと感じた。吉川さんは、父親が小さいときに亡くなり、親戚に預けられ、定時制高校・立命館大学の夜間部を卒業した。自衛隊に入隊していたこともあり、自衛隊で身の回りのことが自分でできるようになったとよく言っていた。大変な苦労人であり、私のような平均的家庭に育ったものとは異なるところがあった。

某ゴルフ会社の社長が逮捕・勾留される事件が北尻事務所に依頼され、弁護士1年目の吉川さんの担当となった。その社長は毎日接見に来てほしいというので、吉川さんは毎日接見に行ったところ、担当検事から捜査妨害と言われ、準抗告・異議申立の応酬となった。吉川さんのエネルギーが遺憾なく発揮された。しかし、依頼者は不満だったのか、共同弁護となり、その弁護士いわく接見は3日に1度位が適切である。最近では、否認事件なら、毎日の接見は当たり前だと思うが、時代の移り変わりを感じる。一緒に刑事事件を担当したこともあったが、吉川さんは迫力があり、もちろん若い女性弁護士（私のこと）より頼りになる存在であり、依頼者に信頼された。私などは依頼者との報酬のやり取りが

下手であるが、吉川さんは上手く、独立する時には、立派な事務所（自宅とメゾネット型マンション）を購入していた。

その後も、大阪府に対する行政訴訟を辻公男弁護士らと一緒にしたり、奈良のごみ焼却場問題に対する裁判をしたり、行政相手の裁判に果敢に挑戦した。強いものに向っていく情熱は人1倍であり、裁判官と喧嘩することも厭わなかった。反面、バランス感覚に欠けるところがあり、吉川さん自身を苦しめたと思う。

家庭的には、立命館大学夜間部で知り合った糟糠の妻と2人の息子に恵まれたが、離婚してしまった。

その後、阪神淡路大震災が勃発し、吉川さんは不動産を所有していても仕方がないと言って、事務所を「たたき売り」、千里の方の家を借り、事務所とした。

吉川さんは、当初ゴルフについてゴルフ場は環境破壊であり、金持ちの遊びと非難していたが、その後、ゴルフ好きになり、相当な腕前であった。法友倶楽部のコンペでもよい成績を残した。

晩年は、通常の事件はせず、滋賀の原発訴訟に力を注いでいた。

年に1度北尻事務所出身者が集うOB会が最近まで開かれており、ともに参加していたが、いつも悲観的な話が多く、寂しがり屋であった。吉川さん安らかに眠りください。

編集後記

ようやく法友149号を発刊でき感無量。広報委員長と次年度副会長の二つの立場で校了。気分上々で意気揚々。まさに公私混同の権利濫用。さて今号では、私の副会長就任応援記事、政策、10年の節目記事の特集とし、今年度総括記事から新入会員自己紹介まで、盛り沢山となっています。法友倶楽部の活発な活動と皆様からいただいた原稿あつての「法友」です。寄稿いただいた方々に心からの感謝と実質的編集長の田中章弘さんに最大の敬意を表し、広報委員長の任を終えたいと思います。1年間ありがとうございました！

(広報委員長 辻村幸宏)

編集長とは名ばかりで実際には「政策」しか担当しておりませんが、今年度も執筆者のご尽力のお陰で無事、皆様に「政策」をお届けすることができました。

今年度の「政策」は、前年度にも増して執筆項目を増やす一方、項目毎に字数の目安を設け、また提言のポイントを掲げることにより、読みやすくなるよう工夫したつもりです。提言内容も、できる限り具体的に記載するよう努めました。

その分、執筆者には大変なご苦勞をお掛けしましたが、多くの皆様から感想を頂戴できれば、執筆者への何

よりの慰勞になるかと思しますので、ぜひご高覧のうえ、ご批判も含め感想をお聞かせいただければ幸甚です。

(編集長 井崎康孝)

今回も短期間でのご執筆にご協力いただいた先生方に心より感謝いたします。また、編集委員としてお力をお貸しいただいた、奥村雅美先生、里村洋平先生、石坂省悟先生、片岡力先生、大原靖史先生、高尾奈々先生、植田かおり先生、山崎慶士先生にも感謝します。

毎年3月に発刊する「法友」は、時間的制約が大きく、皆様にご負担をお掛けしてしまいますが、一斉に駆け回ることによって日常にない交流が生じます。また、次年度副会長の応援記事及び政策の編集過程によって団結するとともに、10年毎の節目記事によって順にお人柄を再確認することができます。その意味で、「法友」の発刊は会派内外への広報活動を超えて意義のある活動になっているように感じています。

本書をご覧の皆様には、会派活動のご報告とともに、法友倶楽部の懐深い先輩と熱意ある後輩による関係性の一端をお伝えできれば幸甚です。

(副編集長 田中章弘)

表紙題字 故 滝井繁男先生

法友 No.149

発行日 2024年3月21日

発行 大阪弁護士会法友倶楽部
幹事長 中嶋 勝規

編集者 法友倶楽部広報委員会
委員長 辻村 幸宏
編集長 井崎 康孝

印刷 (株) 耕文社

TEL.06-6933-5001代

FAX.06-6933-5002

大阪弁護士会法友倶楽部